

# 松江における陪審裁判

——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに

松陽新報・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

居石正和・加藤高・紺谷浩司  
増田修・矢野達雄

(アイウエオ順)

## 目次

### 一 はじめに

### 二 松江における陪審公判一覧表

①殺人被告事件昭和六年三月二六日判決

②殺人未遂被告事件昭和六年八月二一日判決

③尊属殺人被告事件昭和七年七月一九日決定

### 三 陪審公判始末簿

### 四 刑事判決書

④尊属殺人被告事件昭和七年九月一〇日判決

⑤強盗殺人及放火死体損壊被告事件昭和八年三月三二日判決

①殺人被告事件昭和六年三月二六日判決

②殺人未遂被告事件昭和六年八月二一日判決

④ 尊属殺人被告事件昭和七年九月一〇日判決  
⑤ 強盗殺人及放火死体損壊被告事件昭和八年三月三十一日判決

⑥ 強盗殺人上告事件昭和八年六月二三日判決

⑦ 放火死体損壊控訴事件昭和八年一月二十六日判決

⑧ 放火死体損壊上告事件昭和九年二月二日判決

五 新聞報道に見る陪審公判

1 陪審法の実施に関する新聞報道

2 陪審公判に関する新聞報道

六 陪審公判を担当した判検事・弁護士の間歴

1 裁判官

2 検察官

3 弁護士

七 おわりに

一 はじめに

本稿は、広島控訴院管内の広島、山口、岡山、松江、鳥取、松山の各地方裁判所で行われた、陪審裁判に関する資料を紹介する中の松江に関するもので、すでに発表した「広島における陪審裁判」、「山口における陪審裁判」、「岡山における陪審裁判」に続くものである。

(注1) これまでに発表した陪審裁判に関する資料は、次の通りである。

これは、国立情報学研究所のウェブ・サイト「論文情報ナビゲータ (Cinii)」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」〔修道法学〕第二九卷第二号・二〇〇七年二月)

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2)——昭和初期の芸備日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」〔修道法学〕第三〇卷第一号・二〇〇七年九月)

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判——」〔修道法学〕第三二卷第一号・二〇〇八年九月)

④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判——」〔修道法学〕第三二卷第一号・二〇〇九年九月)

⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判——」〔修道法学〕第三三卷第一号・二〇一〇年九月)

(注2) 広島控訴院管内の陪審裁判は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士)が中心となり、同会を構成する次のメンバーが共同して調査・研究を行っている。加藤高広島修道大学名誉教授(元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司西南学院大学法学部准教授(元広島大学名誉教授、民事訴訟法)、緑大輔愛知大学法学部准教授(元広島修道大学法学部准教授、刑事法)、矢野達雄広島修道大学法学部教授(元愛媛大学法学部教授、日本法制史)、居石正和島根大学法文学部教授(日本法制史)、山崎俊恵広島修道大学法学部准教授(元大阪経済法科大学准教授、刑事訴訟法)

予審終結決定書、(3) 陪審説示集・問書集、(4) 刑事判決書、(5) 新聞報道などがある。

そのうち、刑事判決書は松江地方検察庁に、陪審公判始末簿は松江地方裁判所に保存されているが、予審終結決定書は残されていない。また、陪審説示集・問書集には、松江地方裁判所におけるものは、収録されていない。陪審裁判に関する新聞報道は、松陽新報および山陰新聞に掲載されているものを収集した。

## 二 松江における陪審公判一覧表

松江地方裁判所においては、五回(①事件乃至⑤事件)の陪審公判が開かれたが、松陽新報、山陰新聞ならびに陪審公判始末簿、刑事判決書によると、その概要は次の通りである。

陪審公判を復元する資料としては、(1) 陪審公判始末簿、(2)

	判決日(昭和)	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護人
③	七年七月一九日	尊属殺人	更新	K S 仲一 (三二)	岡崎誠一 横山正忠	山田倫正	草光義質
②	六年八月二日	殺人未遂	殺人未遂 懲役二年(懲役四年)	A D タネ (三八・女)	渡邊彦士 蓮沼重雄 小松辰郎	山田倫正	草光義質 和田珍頼
①	六年三月二六日	殺人	嘱託殺人 懲役三年(懲役三年)	S J 諭鷹 (二四)	渡邊彦士 森西隆恒 小松辰郎	鍋島清	大脇熊雄 森脇忠一

④	七年九月一〇日 尊属殺人	尊属傷害致死 懲役四年(懲役五年) 未決勾留二〇〇日算入	KS 仲一 (三三)	渡邊彦士 森西隆恒 蓮沼重雄	山田倫正 草光義實 和田珍頼
⑤	八年三月二日 非現住建造物放火 及死体損壊	強盗殺人 強盗殺人 死刑(死刑) 非現住建造物放火 及死体損壊 刑を科せず(懲役五年)	OS 忍 (三五・男)	佐伯顯二 横山正忠 土田吾郎	永尾晃人 大脇熊雄

(注1) ③事件は、陪審員の答申が主問(尊属殺人)、補問(尊属傷害致死)とも「然らず」であったが、裁判長は採択せず(陪審法第九五条)再陪審(4事件)となった。

再陪審の際の担当裁判官に関しては、判検事と弁護士との会同(昭和四年五月六日)において、弁護士側から「陪審員を変へた時には、なるべく裁判官を変へて貰ひたい」という建議があった。更に、横山勝太郎らは、議会に対し同様の主旨で条文設定の建議を出した。しかし、司法部としては、「裁判は裁判官のするものであって、陪審員の評決は判決の資料に供すればよい」という陪審法の正面解釈から、右のような条文を設けることは出来ないと考えた。結局、実際裁判の運用にあたり、右建議のような精神を取り入れ、状況によっては裁判官の更新も行って然るべしとの意見に傾いているが、地方の裁判所では判事が少数なため、取替えてきぬ事情もあり、司法部の研究課題となっているという(泉二熊新「陪審法試練一年の成績を顧みて」、『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月、三五―三七頁、『法律新聞』昭和四年五月三〇日七頁)。

(注2) ⑤事件は、陪審公判である強盗殺人についての弁論に引続いて、「非現住建造物」放火及死体損壊については通常裁判で審理された。そして、両事件を併合して、強盗殺人については死刑を言渡し、「非現住建造物」放火の点は刑法第一〇九条第一項に、死体損壊の点は同法第一九〇条に各該当するが、以上は一個の行為にして数個の罪名に触れる場合なので、同法第五四条第一項前段第一〇条により、重い「非現住建造物」放火罪の刑を以て処断すべきところ、右は強盗殺人罪と同法第四五条後段の併合罪をなすが、右強盗殺人罪について死刑を言渡したので、本件放火罪については同法第四六条第一項に則り、その「刑を科せず」と判決した。

なお、併合罪の関係にある陪審事件に該る罪と非陪審事件に該る罪との審理は、先ず陪審事件について陪審の答申の採否を決した後に、非陪審事件に対する証拠調べを終わってから、右両事件を併合し、これに対する検事、弁護士、被告人等の意見を聴いた上で弁論を終結し、判決の言渡をするのが最も無難であろうとされる。そして、併合罪の関係にある陪審事件と非陪審事件に対する判決は、各別の正文を以て言渡をなさねばな

らぬという（下村三郎）「陪審と併合罪の審理」、『法律新聞』昭和九年七月二三日三頁。  
 （注3）⑤事件の強盗殺人は上告（弁護人大脇熊雄、吉田嘉平治）したが、大審院は昭和八年六月三日上告を棄却した。また、⑤事件の（非現住建造物）放火及死体損壊は控訴したが、広島控訴院は昭和八年一月一六日控訴を棄却し、上告（弁護人藤沼光、大脇熊雄）したが、大審院は昭和九年二月二日上告を棄却した。

### 三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

松江地方裁判所における、法定陪審事件の年度別処理状況は次の通りである。

昭和	旧受理	新受理	自白	辞退	公訴棄却	陪審公判
3		4	2	2		11
4		5	2	3		4
5		6	2	4		13(14)
6		21(22)	16(17)	3	2	8(10)
7		17	12	2	2	13
8	1	13(14)	4	9(10)	1	8
9		25(26)	1	24	(1)	13
10		23(26)	11(13)	11(12)	1	2

自白	10	5	9 (10)	7 (9)	2	1		
辞退	13	9	4		11	7	13	
公訴棄却		(1)		1			2	
陪審公判								

(注1) この表は、松江地方裁判所が保管する陪審公判始末簿に基づいて作成した。松江地方裁判所では、請求陪審は1件もなかった。

(注2) 「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けたが未済のため、次の年度に繰越された事件数である。括弧内は、人数であるが、件数と一致するときは、人数は表示していない。

(注3) 昭和八年、昭和一〇年、昭和一四年の「公訴棄却」は、被告人死亡により決定でなされたものである。昭和九年と昭和一二年の「公訴棄却」は、(1)名は、昭和九年新受理の事件であるが、公判手続停止(刑事訴訟法第三五二条第二項・病気のためと思われる)となり(共犯一名は陪審公判を辞退)、その後、昭和一二年分に移記されていたが、昭和一二年二月六日、決定で公訴棄却(被告人死亡による)となった。

#### 四 刑事判決書

松江における陪審公判の第一審刑事判決書は、松江地方検察庁に保存されている。また、⑤強盗殺人及放火死体損壊事件(昭和八年三月三十一日判決)のうち強盗殺人に関しては、上告審判決書謄本(昭和八年(刑)第六四号)も保存されている。更に、⑤事件のうち放火及死体損壊は、広島控訴院に控訴され(昭和八年(刑)第一〇〇号)、次いで上告され(昭和八年(刑)第一六四八号)たが、それらの判決書謄本も一緒に保存されている。ただし、③尊属殺人被告事件(昭和七年七月一九日)の更新決定は、保存されていない。

なお、⑤事件に関する上告審判決に関しては、昭和八年(刑)第六四号(強盗殺人)は、『大審院刑事判例集』(第二卷第一号八九一頁)および『法律新聞』(昭和八年一〇月五日一五頁。後に、『資料で見る陪審裁判判例集成』、学術選書・二〇〇〇年八月に収録)に収録されている。そして、昭和八年(刑)第一六四八号(放火死体損壊)は、『大審院刑事判例集』(第二三卷第一号四一頁)および『法律新聞』(昭和九年四月二〇日一頁。後に、『資料で見る陪審裁判判例集成』、学術選書・二〇〇〇年八月に収録)に収録されている。

(注) 昭和八年(刑)第一六四八号(放火及死体損壊被告事件)に関する判

例評釈には、下村三郎(司法書記官)「陪審と併合罪の審理」(『法律新聞』昭和九年七月三日三頁)、および門田實(東京刑事事地方裁判所判事)「刑を科せず」なる判決文に就て」(『法律新聞』昭和一年二月一八日三頁)がある。

①殺人被告事件昭和六年三月二十六日判決

昭和六年(癸)第一四号

判決

本籍 鳥根県美濃郡□□村□□□□□□番地  
住居 同県同郡同村字□□□□△△△△番地

農業 S J 諭 鷹  
明治四十一年一月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告陪審事件ニ付当裁判所ハ検事鍋島清閑与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用及昭和六年三月二十四日喚問シタル証人ニ支給シタル分ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ浜田歩兵第二十一聯隊ニ入営中元神戸ニ於テ紡績工女ヲ為シ居リタルNTタケノ(当十八歳)ト知合トナリ遂ニ情ヲ通シ夫婦約束ヲ為スニ至リシカ右タケノハ被告人カ昭和五年七月九日

松江における陪審裁判

満期除隊トナリ帰宅スルヤ其ノ後ヲ慕ヒ同月十八日頃肩書被告人宅へ訊ネ行キタル結果被告人ノ叔父OT勝太郎等ノ斡旋尽力ニ依リ其ノ両親ノ許諾ヲ得タル上被告人家ニ於テ示来内縁ノ夫婦トシテ同棲シ居リタル処被告人ノ居村ハ未タ電燈ノ設備スラナキ山間ノ僻村ナルニ加ヘ被告人ノ家ハ貧困ニシテ小作炭焼等ヲ為シ辛クモ生計ヲ営ミ居ル有様ニシテ農事ヲ好マサルタケノハ漸次被告人家ニ止マルコトヲ厭忌スルノ念ヲ生シ居リタル折柄偶々同年十一月初頃同女カ元勤メ居リタルKB紡績会社ヨリ再ヒ入社方ノ勧誘ヲ受ケタル為メ一層タケノハ草深クシテ且寂寥ナル被告人家ニ止マルコトヲ欲セサルニ至リ被告人ニ対シ相携ヘテ神戸地方ニ出稼キ愉快ニ暮スヘク極力主張シタルヲ以テ被告人ニ於テモ一旦ハ之ニ同意シタルモ同月十四、五日頃ニ至リ両親等ニ説得セラレ出稼ノ意ヲ翻シタル為タケノハ痛ク之ヲ不満ニ思ヒ悲觀ノ極此ノ世カ厭ニナツタ一緒ニ死ニ度イ等口走ルニ至リタルヨリ被告人モ両親等ノ手前殆ト其処置ニ窮シタル結果此ノ際表面上離別シ機ヲ見テ共ニ出奔スヘキ旨ヲ以テ同女ヲ宥メ同月十六日其ノ荷物一切ヲ携ヘテ同女ヲ前記OT勝太郎方ニ送り届ケ互ニ身ノ振方ヲ熟考シ置クヘク言ヒ遣シ帰宅シタルカ被告人ハ翌十七日午後二時頃同家ニタケノヲ訊ネ身ノ振方ニ付種々相談シタルモ被告人ニ於テハ長男ノ身ナルニ加ヘ家ニハ不具ノ父アリ且除隊後幾何モナキコトナレハ出稼ヲ翻意シタル旨告ケタルトコロタケノニ於テモ被告人ト別レ單身出稼ノ意ナカリシ為茲ニ厭世心ヲ生シ共ニ死ナンコトヲ

七八九(二〇七)

冀ヒシヨリ被告人モ亦死ヲ決シ所携ノ剃刀ヲ以テ即刻情死スヘク相談ノ上被告人ハタケノ、承諾ヲ得其ノ背後ニ廻リ右剃刀ヲ以テタケノ、咽喉部ニ斬付ケ(自己モ亦返ス刃ニテ咽喉部ヲ斬リタリ)頸動脈ヲ切斷シ強出血ニ因リ間モナク死亡スルニ至ラシメ以テ同女ヲ殺害シタルモノナリ

右犯罪構成ニ関スル事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百二条後段ニ該当スルヲ以テ其ノ所定期限内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処スヘク訴訟費用中陪審費用及昭和六年三月二十四日ニ喚問シタル証人ニ支給シタル分ヲ除キ其余ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年三月二十六日

松江地方裁判所刑事部

裁判長 判事 渡邊彦士

判事 森西隆恒

判事 小松辰郎

②殺人未遂被告事件昭和六年八月一日判決

昭和六年(檢)第三五号

判決

本籍並住居 島根県八束郡□□村□□□□□□番地

農業 A D タ ネ

明治二十六年十二月□□日生

右殺人未遂被告陪審事件ニ付検事山田倫生関与審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ二十歳ノ時八束郡□□村A D勝三郎ノ妻ト為リ二十三歳ノ時居村A D重小ヨリ情交ヲ迫ラレ爾來引続キ重小ト情交ヲ繼續シ居ルモノナルカ性來嫉妬深ク夫勝三郎カ所用ノ為屢々重小方ニ赴クコトアルヨリ勝三郎モ亦重小妻A Dマサト情交關係アルモノト邪推シ居リタル折柄昭和六年三月二十一日早朝マサガ被告人方ニ來リ前晚勝三郎カ人夫配給打合セノ為メ來訪セザリシコトヲ詰リタルヲ恰モ被告人カ両者ノ關係ヲ知り故意ニ夫勝三郎ヲマサ方ニ赴カシメサリシモノトシテ之ヲ憤リタルモノト邪推シ愈々両者間ニ情交關係アルモノト思惟シ嫉妬ノ余茲ニマサヲ殺害センコトヲ決意シ同月三十一日朝予テ所持セシ毒物黄燐(致死量〇・〇五瓦以上)ヲ含有セル猫いらず約二瓦ヲ「カキ豆」ト称スル餅菓子ノ中ニ混入シ同日午後五時頃居村□□街路ニ於テマサニ交付シ極力食用方奨メタルモマサカ帰宅後一口嚙ミタルノミニテ吐キ出シ



タル為メ殺害ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ  
右犯罪構成ニ関スル事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之  
ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百九十九條第二百三條ニ該當  
スルヲ以テ其有期懲役刑ヲ選択シ未遂罪ナルヲ以テ同法第四十三  
條第六十八條第三号ニ依リ法律上輕減ヲ為シタル刑期範圍内ニ於  
テ被告人ヲ主文ノ刑ニ処スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十  
七條第一項ニ依リ其負担ヲ定ムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年八月十一日

松江地方裁判所刑事部

裁判長判事	渡邊 彦 士
判事	蓮 沼 重 雄
判事	小 松 辰 郎

④尊屬殺人被告事件昭和七年九月一〇日判決  
昭和六年(候)第九四号

判 決

本籍 島根県簸川郡□□村大字□□△△△△番地  
住居 同県同郡同村大字同□□□□

下駄製造業 K S 仲 一  
明治三十三年五月□□□□日生

松江における陪審裁判

右被告人ニ対スル尊屬殺被告事件ニ付キ檢事山田倫生関与陪審審  
理ノ上判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス  
但シ未決勾留日數中式百日ヲ右本刑ニ算入ス  
訴訟費用中陪審費用及昭和七年七月十九日喚問ノ各証人ニ支給  
シタル分ヲ除キ其他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ノ実父菊太郎ハ酒ヲ嗜ミ泥酔路上ニ横臥スルコト屢々ナリ  
シカ數年前中風症ニ罹リ一時身体ノ自由ヲ失ヒタルコトアリシモ  
症状輕快ニ赴クヤ再ヒ飲酒ニ耽リ屢々泥酔シ居リタル処昭和六年  
十一月二十日ハ居村遷宮祭終了ノ日ナリシヲ以テ被告人ハ菊太郎  
ト晩酌ヲ共ニシ同夜居村KT常市方ニ開催セラレタル花開キノ宴  
ニ赴キ飲酒ノ上翌二十一日午前二時頃KT高義OT惠吉ト共ニ掃  
路ニ就キ同村OH金兵衛方ヨリ西方約二十三間ヲ距リタル県道南  
側小溝ニ菊太郎カ泥酔ノ上転落横臥セルヲ発見シタル際高義等カ  
被告人宅迄菊太郎ヲ連レ帰ランコトヲ申出テタルモ其ノ迷惑ヲ顧  
慮シ之ヲ断リ高義等ヲ帰宅セシメタル上菊太郎ニ向ヒ帰宅ヲ促シ  
尚同人ヲ背負ヒ帰ラントシタルモ却テ突き除ケタルヨリ更ニ引摺  
リ帰ラント試ミタルトコロ被告人ノ手ニ咬ミ付カントシタルヨリ  
被告人ハ其処置ニ窮シ菊太郎ノ所為ニ憤慨シタル結果酒氣ニ乗シ  
下駄ヲ以テ同人ヲ蹴リタルトコロ菊太郎カ「殺セ〜」ト叫ビタ

七九一(二〇九)

⑤強盜殺人及放火死体損壊事件昭和八年三月三十一日判決  
昭和六年(検)第八〇号

判決

本籍 高根県八束郡□□村□□□□番地  
住居 同村番地不詳

船大工職

O S 忍

明治三十年七月□日生

右ノ者ニ対スル強盜殺人及放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事永尾  
晃人関与強盜殺人事件ハ陪審ノ評議ニ付シ放火事件ハ陪審ノ評議  
ニ付セス審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

第一ノ事実ニ付被告人ヲ死刑ニ処ス

第二ノ事実ニ付テハ被告人ニ刑ヲ科セス

押収物件中N Jヨネ名義ノ株式会社S N貯蓄銀行発行普通預金通  
帳一通(証第五二号) 同人名義ノ同銀行発行据置貯金通帳二通  
(証第五三号) 及同人ノ印章二個在中ノ革袋一個(証第五四号)ハ  
N Jヨネノ家督相続人N J久喜ニ之ヲ還付ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其ノ他ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ

第一 無資産ニシテ其職業タル船大工職モ財界不況ノ為メ利益少  
ク且千円余ノ借財ヲ負ヒ債権者ノ一人ナル本田某ヨリハ嚴重ナル

モノナリ

右犯罪構成ニ関スル事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シテ之  
ヲ認定シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第二百五条第二項ニ該当スルヲ  
以テ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ主文ノ刑ニ  
処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数ノ一部ヲ右本刑ニ算入シ  
主文掲記ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ被  
告人ノ負担トスヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年九月十日

松江地方裁判所刑事部

裁判長判事 渡 邊 彦 士

判事 森 西 隆 恒

判事 蓮 沼 重 雄

督促ヲ受ケ居リタル折柄昭和六年十月二日夜被告人ノ義理ノ伯母ニ当リ松江市外□□町字□□町□□番屋敷ニ独居セルN Jヨネ方ニ到リ同人ニ対シ金員ノ貸与方懇願シタルトコロ奮ニ之ヲ峻拒セラレタルノミナラス痛ク罵倒セラレタルヨリ寧ロ同人ヲ殺害シテ金員ヲ強奪センコトヲ決意シ其ノ場ニ於テヨネノ油断ニ乗シ同家ニ在合セタル金槌ヲ揮ヒ其ノ頭部ヲ強打シテ即死セシメタル上同人ノ所持ニ在リタル現金十一円余及同人ノ貯金通帳、定期預金証書、印章等(証第五十二号証第五十三号証第五十四号証)ヲ奪取シ同家表出入口ノ戸ニ外部ヨリ施錠ヲ為シ恰モヨネカ外出中ニテ不在ナルカ如ク装ヒテ逃走シ翌三日午前中之ヲ携帶シテ同市□町株式会社SN貯蓄銀行ニ到リ右ヨネノ預金中ヨリ金百二十円ノ払戻ヲ受ケ引続キ同市□町株式会社ME銀行T J町支店ニ到リ右ヨネノ定期預金中ヨリ金二百円ノ払戻ヲ受ケ

第二 右犯行ヲ隱蔽センカ為メ前記ヨネ方ヲ燒燬シ同人カ火ヲ失シテ燒死シタルカ如ク装ハンコトヲ企テ翌四日午前一時頃再ヒヨネ方ニ到リ同人ノ死体ヲ同家表ノ間ヨリ奥ノ間ニ運ヒ其ノ上ニ同家台所ニ在合セタル枝木ニ、三把ヲ置キ被告人宅ヨリビール瓶ニ入レテ携帶シタル石油ヲ右死体、表ノ間及台所釜場ニ注キタル上同日午前二、三時頃燐寸ヲ以テ順次之ニ放火シ因テヨネノ死体ヲ燒焦シテ之ヲ損壞スルト共ニ當時ヨネノ家督相続人N J久喜ノ所有ニ婦シ且人ノ現在セサル同家ノ右表ノ間及台所釜場柱等ヲ各一部燒焦シテ之ヲ燒燬シ

松江における陪審裁判

タルモノナリ

判示第一ノ事実中

強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シ

其ノ余ノ部分ハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者OS忍ニ対スル訊問調査(第一、二回記録第一、〇三九丁以下及第一、〇七七丁以下)ニ判示ト同旨ノ供述記載アルニ拠リ之ヲ認定ス

判示第二ノ事実ハ

(一) 前掲訊問調査(第一回)ニ死体損壞ノ点建物燒燬ノ部位程度ノ点並放火ノ當時右建物ノ所有権カN Jヨネノ家督相続人N J久喜ニ移リ居リタリトノ点ヲ除キ判示ト同旨ノ供述記載アルト

(二) 鑑定人中村盛雄作製ノ鑑定書(記録第一、〇九四丁以下)ニ判示N Jヨネノ死体ハ燒焦シタル旨ノ記載アリ

(三) 昭和六年十月四日附検事ノ為シタル検証調査(同第四丁以下)ニ判示建物ノ内部カ判示ノ如ク燒焦シタル旨ノ記載アリ且附属写真(第十二回第十三回)ニ台所柱其ノ他ニ燃燒ニ因ル炭化ノ跡歴然タルト

(四) 予審ニ於ケル証人N J久喜ニ対スル訊問調査(同第一、六八五丁以下)ニ判示N J久喜ハ判示N Jヨネノ死亡ニヨリ之カ家督相続ヲ為シ判示建物ハ其ノ所有ニ婦シタル旨供述記載アルト

ヲ綜合シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示第一ノ所為ハ刑法第二百四十条後段ニ

七九三(二二一)

該当スルヲ以テ同条所定刑中主文掲記ノ刑ヲ選択シ同条第二ノ所  
 為ハ建物焼燬ノ点ニ於テ同法第九條第一項ニ触レ死体損壞ノ点  
 ニ於テ同法第九十條ニ觸ルル競合ノ一罪ナルヲ以テ其ノ処罰ニ  
 就テハ同法第五十四條第一項前段第十條ニ依リ重キ放火罪ノ刑ニ  
 従フヘキトコロ右強盜殺人罪ト放火罪トハ同法第四十五條前段ノ  
 併合罪ニ係ルモ被告人ヲ強盜殺人罪ニ付主文掲記ノ如ク処斷シタ  
 ルヲ以テ放火罪ニ付テハ同法第四十六條第一項ヲ適用シテ刑ヲ科  
 セス尚主文掲記ノ押取物件ハ被告人カ判示第一ノ犯行ニ因リテ得  
 タル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルヲ以テ刑事訴訟  
 法第三百七十三條第一項ニ依リ判示N Jヨネノ家督相続人N J久  
 喜ニ之ヲ還付スルノ言渡ヲ為シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ他  
 ハ同法第二百三十七條第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セ  
 シムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年三月三十一日

松江地方裁判所刑事部

裁判長判事 佐伯 顯 二  
 判事 横山 正 忠  
 判事 土田 吾 郎

⑥強盜殺人上告事件昭和八年六月二三日判決

【上告人】被告人 O S 忍 弁護人大脇熊雄、吉田嘉平治

【原審】松江地方裁判所

○判事事項

法定陪審事件ト普通事件ト同時ニ公判ニ繫属スル場合ノ審理手續

陪審法第四十八條ノ通知ノ欠如

○判決要旨

一 法定陪審事件ト請求陪審事件ト併合罪ノ關係ニ於テ公判ニ繫  
 属スル場合ト雖後者ニ付テハ被告ノ請求アルニ非ラサレハ之ヲ  
 陪審ノ評議ニ付スヘキモノニ非ス【要旨第一】

二 陪審法第四十八條ハ訓示規定ナルヲ以テ証拠決定ヲ被告ニ對  
 シ通知セザリシトスルモ原判決破毀ノ理由ト為ラス【要旨第二】

【參照】陪審法第二條、同法第三條、同法第四十八條（注、条文  
 省略）

○事實

本件ハ強盜殺人ノ事實ニ對スル陪審事件ニシテ原審ハ強盜殺人ノ  
 事實ヲ陪審ノ評議ニ付シ更ニ放火事件ヲ通常事件トシテ審理シ併  
 合罪トシテ同時ニ左ノ如ク事實ヲ認定シ法律ヲ適用シ強盜殺人ノ  
 事實ニ付キ被告ヲ死刑ニ処ス放火ノ事實ニ付テハ被告ニ刑ヲ科セ  
 ス押取物件中N Jヨネ名義ノ株式会社S N貯蓄銀行發行普通預金  
 通帳一通（証第五二號）同人名義ノ同銀行發行据置貯金通帳二通  
 （証第五三號）及同人ノ印章二個在中ノ革袋一個（証第五四號）ハ  
 N Jヨネノ家督相続人N J久善（注、久喜が正しい。以下同じ）ニ之  
 ヲ還付シ訴訟費用中陪審費用ヲ除キノ他ハ全部被告人ノ負担ト

ストノ判決ヲ言渡シタリ

被告人ハ

第一、無資産ニシテ其ノ職業タル船大工職モ財界不況ノ為利益少ク且千余円ノ借財ヲ負ヒ債権者ノ一人ナル本田某ヨリハ嚴重ナル督促ヲ受ケ居リタル折柄昭和六年十月二日夜被告人ノ義理ノ伯母ニ当リ松江市外□□町字□□町□□番屋敷ニ独居セルN J ヲネ方ニ到リ同人ニ対シ金員ノ貸与方ヲ懇願シタルトコロ畜ニ之ヲ峻拒セラレタルノミナラス痛ク罵倒セラレタルヨリ寧口同人ヲ殺害シテ金員ヲ強奪センコトヲ決意シ其ノ場ニ於テヨネノ油断ニ乗シ同家ニ在合セタル金槌ヲ揮ヒ其ノ頭部ヲ強打シテ即死セシメタル上同人ノ所持ニ在リタル現金十一円余及同人ノ貯金通帳定期預金証書、印章等(証第五十二号証第五十三号証第五十四号)ヲ奪取シ同家表出入口ノ戸ニ外部ヨリ施錠ヲ為シ恰モヨネカ外出中ニテ不在ナルカ如ク装ヒテ逃走シ翌三日午前中之ヲ携帶シテ同市□町株式会社S N 銀行ニ到リ右ヨネノ預金中ヨリ金百二十円ノ払戻ヲ受ケ引続キ同市□□町株式会社M A 銀行T J 町支店ニ到リ右ヨネノ定期預金中ヨリ金二百円ノ払戻ヲ受ケ

第二 右犯行ヲ隠蔽センカ為メ前記ヨネ方ヲ焼燬シ同人カ火ヲ失シテ焼死シタルカ如ク装ハンコトヲ企テ翌四日午前一時頃再ヒヨネ方ニ到リ同人ノ死体ヲ同家表ノ間ヨリ奥ノ間ニ運ヒ其ノ上ニ同家台所ニ在合セタル枝木ニ、三把ヲ置キ被告人宅ヨリビール瓶ニ入レテ携帶シタル石油ヲ右死体、表ノ間及台所釜場ニ注キタル上

松江における陪審裁判

同日午前二、三時頃燐寸ヲ以テ順次之ニ放火シ因テヨネノ死体ヲ焼焦シテ之ヲ損壞スルト共ニ當時ヨネノ家督相続人N J 久善ノ所有ニ帰シ且人ノ現在セサル同家ノ右表ノ間及台所釜場柱等ヲ各一部焼焦シテ之ヲ焼燬シ

タルモノナリ

判示第一ノ事実中

強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採扱シテ事実ノ判断ヲ為シ

其ノ余ノ部分ハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者O S 忍ニ対スル訊問調書(第一、二回記録第一、〇三九丁以下及第一、〇七七丁以下)ニ判示ト同旨ノ供述記載アルニ拠リ之ヲ認定ス

判示第二ノ事実ハ

(一)前掲訊問調書(第一回)ニ死体損壞ノ点建物焼燬ノ部位程度ノ点並放火ノ当時右建物ノ所有権カN J ヲネノ家督相続人N J 久善ニ移リ居リタリトノ点ヲ除キ其ノ他判示ト同旨ノ供述記載アルト

(二)鑑定人中村盛雄作成ノ鑑定書(記録第一、〇九四丁以下)ニ判示N J ヲネノ死体ハ焼焦シラル旨ノ記載アリ

(三)昭和六年十月四日附検事ノ為シタル検証調書(同第四丁以下)ニ判示建物ノ内部カ判示ノ如ク焼焦シラル旨ノ記載アリ且附属写真(第十二回第十三回)ニ台所柱其ノ他ニ燃焼ニ因ル炭化ノ跡歴然タルト

七九五(二二三)

(四) 予審ニ於ケル証人N J久善ニ対スル訊問調書(同第一、六八五丁以下)ニ判示N J久善ハ判示N Jヨネノ死亡ニ因リ之カ家督相続ヲ為シ判示建物ハ其ノ所有ニ帰シタル旨ノ供述記載アルト  
ヲ綜合シテ之ヲ認定ス

法律ニ照スニ被告人ノ判示第一ノ所為ハ刑法第二百四十条後段ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中主文記載ノ刑ヲ選択シ同上第二ノ所為ハ建物焼燬ノ点ニ於テ同法第九十九条第一項ニ触レ死体損壊ノ点ニ於テ同法第九十条ニ触ルル競合ノ一罪ナルヲ以テ其ノ処罰ニ付テハ同法第五十四条第一項前段第十条ニ依リ重キ放火罪ノ刑ニ從フヘキトコロ右強盜殺人罪ト放火罪トハ同法第四十五条前段ノ併合罪ニ係ルモ被告人ヲ強盜殺人罪ニ付主文記載ノ如ク処断シタルヲ以テ放火罪ニ付テハ同法第四十六条第一項ヲ適用シテ刑ヲ科セス尚主文掲記ノ押取物件ハ被告人カ判示第一ノ犯行ニ因リテ得タル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明白ナルヲ以テ刑事訴訟法第三百七十三条第一項ニ依リ判示N Jヨネノ家督相続人N J久善ニ之ヲ還付スルノ言渡ヲ為シ訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其ノ他ハ同法第二百三十七条第一項ニ依リ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

原審ハ陪審事件ニ付公判準備期日外ニ於テ既ニ決定シタル証人M M兼之亟ニ対スル証拠決定ヲ取消シ更ニN M徳右衛門ヲ証人トシテ喚問スヘキ旨ノ決定ヲ為シタルモ之ヲ被告ニ通知セザサリシモノナリ

○昭和八年(初)第六六四号

判決書

本籍 高根県八束郡□□村□□□□番地  
住居 同村番地不詳

船大工職 O S 忍

明治三十年七月□日生

右強盜殺人被告事件ニ付昭和八年三月三十一日松江地方裁判所カ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人大脇熊雄上告趣意書第一点本件ハ被告人ニ対シ強盜殺人及放火ノ所為アリトシテ起訴セラレ予審決定ニ於テ(一)強盜殺人(二)刑法第九十九条第一項ノ放火併合罪トシテ公判ニ付セラレ公判ニ於テハ(一)ノ強盜殺人ハ陪審手續ニ依リ(二)ノ放火ハ普通公判ノ手續ニ依リ審理セラレタリ(二)ノ犯罪事実ヲ普通公判ノ手續ニ依リ審理セラレタルハ(二)ノ事実ヲ火ヲ放テ現二人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物ヲ焼燬シタルモノト断定シタルカ為ニシテ即被告人カ(一)ノ事実ニ於テN Jヨネヲ殺害シ其ノ後犯跡ヲ蔽ハンカ為ヨネノ相続人N J久善所有ノ建造物ヲ焼燬シタリト為シ即「ヨネ」ハ放火當時既ニ死亡シテ人格ヲ有セサルカ故ニ同人住居ニ非ス又現在セルモノニ非スト認メタルカ為

二外ナラス然レトモ刑法第百八条及百九条ニ於ケル人トハ犯人以  
外ノ者ヲ指稱スルモノニシテ現ニ住居ニ使用シトハ明家ニ非サル  
コトヲ表示スルモノニシテ偶々居住者力数日間不在ナリシ故ヲ以  
テ住居ニ使用セサルモノト為スコトヲ得サルト同時ニ(御院判例)  
住居廃止ノ事實ナキ以上放火當時住居者力死亡シ居リタルノ事實  
ニヨリ直ニ人ノ住居ニ使用セサル家屋ト云フヲ得サルヘシト思考  
ス何トナレハ放火犯ハ一般公共ノ危険ヲ慮リタル為規定セラレタ  
ルモノニシテ単ニ人命ノ危険ノミヲ慮リタル規定ニ非サルコトハ  
人ノ住居ニ使用セル建造物ナル以上ハ現ニ人ノ存在セルト否トヲ  
問ハサルニヨリテモ之ヲ知ルニ足ルヘシ然ラハ住居ニ使用セル人  
カ偶々最後ノ呼吸ヲ引取リタル直後ニ放火スルモノノ住居ニ使用  
セル建造物ト云フヲ至当ト解スヘシ若シ此ノ理論ニシテ正當ナリ  
トセハ本件放火ノ當時N Jヨネカ殺害セラレタル後ナリトスルモ  
右放火ハ刑法第百八条ヲ以テ問擬セラルヘク從テ法定陪審ニ該當  
スル犯罪ナルカ故ニ之ヲ(一)ノ事實ト分離シテ普通公判手續ニ  
依リ裁判シタルハ違法ト云ハサルヘカラスト云ヒ

第二点右ノ所論非ナリトスルモノN JヨネニハN J久善ト稱スル養  
子(相続人)存在シ同人ハ他ニ教員ヲ務メ居ルモ毎週土曜日毎ニ  
帰宅シ居ルモノナルコトハ原判決ノ援用セルN J久善ノ予審調査  
ニヨリ明白ナル所ナルニヨリN Jヨネ殺害セラレタリトスルモ尚  
N J久善ノ住居ニ使用セル建造物ナリト云ハサルヘカラス原審ニ  
於テ此ノ点ヲ顧慮セスシテ第百九条第一項ノ犯罪ナリトシ(一)

ノ事實ト共ニ陪審手續ニ付セザリシハ違法ナリト云フニ在レトモ  
本件ハ強盜殺人被告事件ニ対スル上告ニシテ放火被告事件ノ上告  
ニ非サルヲ以テ放火被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付セザリシハ違法ナ  
リトノ所論ハ上告適法ノ理由ト為スニ足ラス論旨孰レモ理由ナシ  
第三点飯二原審ニ於テ認メタルカ如ク第百九条ニ問擬スヘキモノ  
トスルモ法定陪審ニ該當スル罪ト非法定陪審ニ該當スル罪ト併合  
罪ノ關係ニ在ル場合後者ニ付テ被告人ヨリ陪審ノ要求ヲ為サスト  
スルモ前者ニ於テ陪審手續ヲ拒否セス陪審手續ヲ行フ場合ニ於テ  
ハ併合罪ノ關係ニ在ルモノハ当然之ヲ併合シテ陪審手續ニヨリ審  
理セラルヘキモノト思考ス若シ原審ノ如ク本件ノ如キ場合ヲ一ハ  
陪審一ハ普通公判トシテ審理シ併合シテ判決ヲ為ス場合ニ於テ一  
ハ上告ノ手續ヲ為スヘク一ハ控訴ノ手續ニ依ラサルヘカラス一個  
ノ判決ニ対シ上告手續ト控訴手續トヲ為シ結局最後審判ニ於テ兩  
者意見ノ一致ヲ欠クニ至リタル場合之ヲ如何ニ処断スルコトト為  
ルヘキヤ種々ノ場合ヲ考察スレハ頗ル疑問ヲ生スルニ至ルヘシト  
思考ス之レ蓋シ併合罪ノ場合陪審非陪審ノ二者ニ審理ヲ區別スル  
カ故ニ生スルモノニシテ如此併合罪ニ付陪審ニ付スル場合ハ併合  
罪ノ全部ニ付陪審ニ付スヘキモノト解スルトキハ如上ノ不都合ヲ  
除去スルコトヲ得ヘシ陪審法ニ於テハ右ノ如キ併合罪ノ場合ニ付  
テノ規定ヲ欠如スト雖請求陪審ニ該ル罪ト法定陪審ニ該ル罪ト併  
合スル場合ニ於テ請求陪審ノ罪ヲ法定陪審ノ罪ト併合シテ陪審ニ  
付スルコトヲ禁シタル規定存在セザルニヨリ之ヲ見ルモ前記所論

ノ正当ナルヲ首肯スルニ足ルヘシト信スト云フニ在レトモ陪審法ハ其ノ第二条ニ於テ法定陪審ニ該当スル事件ヲ規定シ第三条ニ於テ請求陪審ニ該当スル事件ニ付規定スルヲ以テ縦令兩者併合罪ノ關係ニ於テ公判ニ繫属スル場合ト雖右第三条規定ノ事件ハ被告ノ請求アルニ非サレハ之ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノニ非サルヤ論ナシ記録ヲ査スルニ原審ニ於テ被告ヨリ放火被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキ旨ノ請求ヲ為シタル事跡ナキヲ以テ原審カ放火被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付セザリシハ固ヨリ正当ナリ論旨理由ナシ

第四点尚本件準備公判ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ単ニ陪審ヲ辞退スルコトヲ得ヘキ旨ヲ告ケ（法定陪審ト請求陪審ノ區別ヲ申聞ケルコトナク）被告人ハ辞退ノ意思ナキ旨答ヘタルコトハ調書ノ上ニ明白ナルカ故ニ被告人ニ於テ全部公訴事実ニ付陪審ヲ求ムルノ意思ヲ表示シタリト為スヲ妥当ナリト思考ス然ラハ一ヲ陪審手續ニ依リ一ヲ普通公判手續ニ依リタル原判決ノ手續ハ被告人ノ意思ヲ無視シタル結果ニシテ其ノ手續ニ違法アリト云ハサルヘカスト云フニ在レトモ所論原審公判準備調書ヲ通読スレハ裁判長ハ被告ニ対シ陪審事件ニ付（強盜殺人事件）陪審ヲ辞退シ得ヘキ旨ヲ告ケタルニ被告ハ之ヲ辞退スル意思ナキ旨答ヘタル趣旨ニ解シ得ヘキノミナラス被告ヨリ特ニ放火被告事件ニ付陪審ノ請求ヲ為シタル事跡ナキヲ以テ原審カ放火被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付セザリシハ当然ニシテ被告ノ意思ヲ無視シ手續ニ違法アリト謂フヘカラス論旨理由ナシ

第五点陪審裁判ノ手續ニ於テ最モ重要ニシテ陪審員ノ意思ヲ決定スルニ甚大ナル影響ヲ与フルモノハ裁判長ノ説示ニ外ナラス陪審員ハ殆ント法律知識ニ暗ク裁判ノ實際ニ通曉スルモノナシ從テ裁判官ノ意見ハ最敬意ヲ表シ信頼スルハ我国陪審手續ノ殆ント總テヲ通シテノ現象ナリト謂フヘシ然ラハ裁判長タル者ハ其ノ審理ニ付テ最モ公平ト親切ヲ旨トセサルヘカラサルハ勿論陪審員ニ対スル説示ニ至テハ懇切ト寧而モ公平無私ヲ旨トセサルヘカラサルコト言ヲ俟タサル所ニシテ假ニモ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示スルコトヲ得サルハ法ノ命スル所ナリ故ニ裁判長ノ説示ニシテ直接間接ニ陪審員ヲシテ裁判長ハ此ノ証拠ニ付如何ニ考ヘ居ルヤヲ知ラシムルカ如キ言動ハ最モ慎マサルヘカラサルコト亦論ヲ俟タサル所ナリ本件ニ於テ裁判長ノ説示ハ左ノ数点ニ於テ違法ナリト思考ス第一本件被告人ノ犯罪有無ヲ断スルニ付積極的証拠ノ主ナルモノハ（一）被告人ニ対スル予審判事ノ強制処分ニ於ケル訊問調書（一、二回）（二）証第六十八号五十七号五十号及之ニ対照スヘキ証第七十四号七十五号九十九号九十八号七十六号並記録第七十五頁ノ文字（三）鑑定人ノ鑑定書（四）証人FM幸及MY久一渡部文一郎ノ各証言等ナル所被告人ハ右被告ノ予審強制処分ノ訊問調書ニ於ケル自白ニ付始メ警察ニ於ケル取調ノ際毆ラレタリ蹴ラレタリ過酷ノ調ヲ受ケタル為心ニナキ自白ヲ為シ次テ予審ニ於テモ其ノ通り申立タルモ其ノ後自白ノ取消ヲ為シタル旨申立テ居リ弁護人ニ於テ由来警察ニ於ケル取調ハ一般的ニ峻烈過酷ニ過キ動



モスレハ暴行沙汰ニ及フコトハ多々其ノ類例ヲ聞知スル所ナル旨  
前提シ進ンテ本件被告ノ自白自体矛盾セル点数多論說セルニ対シ  
裁判長ハ其ノ説示中右弁護人ノ前提トシテ申述ヘタル事項ハ当公  
廷ニ顯レサリシ所ノモノニシテ斯ル公判ニ顯ハレサル証拠ニ基ク  
弁論ハ不適法ナリト説示セラレタリ弁護人カ右前提トシテ述ヘタ  
ル警察ニ於ケル取調カ峻烈過酷ナル事實ハ一般識者ノ知悉スル所  
ニシテ自白アルニ拘ラス無罪ノ判決ヲ受ケタル事例尠カラサル事  
ハ世人ノ周知スル所裁判長又之ヲ知ラサルノ理ナシ然ルニ裁判長  
ハ弁護人ノ此ノ一般の公知ノ事例ヲ説明セルヲ捕ヘテ法廷ニ顯ハ  
レサル証拠ニ基ク弁論ナリト強イ之ヲ不適法ナリト断定セルハ其  
ノ何ノ故ナルヤヲ知ルニ苦マサルヲ得ス陪審法第七十六條第三項  
ニ「公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコトヲ得ス」ト規定  
セラレ居リ之ニ違反スルコトヲ得サルコトハ勿論ナルモ弁護人ノ  
論述ハ如此事例アリト云フニ止マリ之ニ対スル証拠ヲ挙示シタル  
コトナシ恰モ今日ノ裁判ニ於テ証人ハヨク偽証スル故注意セラレ  
タシト論述セルニ対シ如此ハ法廷ニ現ハレサル証拠ニ基ク不適法  
ノ弁論ナリト断定スルコトヲ得ヘキヤ如此の不適法呼ハリヲ為セ  
ハ陪審員ハ必スヤ弁護人ノ右申述ヘタルカ如キ事項ハ一顧ヲ傾ク  
ヘキモノニ非スト断定スルニ至ルハ理ノ当然ニシテ從テ警察ニ於  
テ過酷ノ取調ヲ受ケタリト被告人ノ泣ヲ訴フル所ハ全然排斥セ  
ラレ被告人ノ自白ハ真実ヨリ出テタリトノ前提の見解ヲ陪審員ニ  
持タシムルニ至ルコト明々白々ナリ而モ裁判長ハ不都合ナル右不

適法呼ハリヲ為シタル後徐口ニ証人渡部文一郎（被告カ毆ラレタ  
リト主張スル警察官）ノ本日ノ証言ニ拠リマシテモ被告人忍ハ松  
江警察署ノ取調ヲ受ケタ際ニモ犯行ノ大体ヲ自白シ而モ其供述ノ  
態度ハ忍ニ於テ自己ノ犯シタル罪ヲ衷心ヨリ悔悟シテ居ルモノノ  
如ク涕淚シツツ物語ツタトノコトテアリマスノ釘ヲ刺シ居ルハ如  
何之ニヨレハ被告人カ警察ニテ過酷ノ取調ヲ受ケ心ニナキ自白ヲ  
為シタリトノ弁解ニ対シソレハ虚言テアルト裁判長カ陪審員ニ論  
示教示シ居ル事ト為ルニ非スヤ如此ハ証拠ノ信否ニ付意見ヲ述フ  
ルモノニ非スシテ何ソヤ第二尚弁護人ハ進ンテ被告ノ為シタル自  
白ノ内容ニ付陪審公判調書ニ明記セラレタル外数点ニ亘リテ自白  
ノ不合理ナルコトヲ示適シ（仮ヘハ十月七日小包トシテポストヘ  
投函セリト云フ手紙（証第五十号）ヤ貯金通帳其ノ他ハ雨ノ為滯  
レ居タルモノナルニ被告人カ自宅ニ歸リタルトキ別ニ衣類カ多ク  
濡レ居ラサル点五十号証ハ何時何処ニテ書キタルヤ之ヲ書クヘキ  
時間ノ存セサル事証第五十七号証ハ被告カ米子市ヨリ投函セル旨  
自白セルモ鑑定人中村盛雄ノ鑑定ニヨレハ其ノ封書ニ貼用セル郵  
便切手ニ血液型ノ顯ハレサルコト「血液型ノ顯レサルハO型ナル  
カ又ハ唾液ニテ貼付セサリシカナリト鑑定シ被告ノ血液ハO型ニ  
非サルコト明ニシテ出先ニテ切手ヲ買ヒ貼用スルニ唾液ヲ使用セ  
サルコトナキ事等ヲ論弁ス」其ノ他ニ付詳細弁論セルモ調書ニ明  
記ナキハ遺憾トスル所ナリ）タルニ対シ裁判長ハ凡ソ被告人ナリ  
証人ナリノ供述中其ノ一部ニ矛盾又ハ不明ノ点アリト致シマシテ

モ其ノ一小部分ニ矛盾不明アルノ故ヲ以テ直ニ其ノ者ノ供述ノ全般ヲモ信スヘカラサルモノナリトシテ之ヲ一蹴排斥セントスルハ早計テアリマス須ク其者ノ供述全般ヲ通覽シ而シテ之ヲ他ノ証拠ト照合シ果シテ信ヲ措クニ足ルヘキモノナルヤ否ヲ考究シ然ル後ニ其供述ノ採否ヲ決スヘキモノテアリマシテ此檢討ヲ為サスシテ只徒ラニ供述ノ一部ニ矛盾又ハ不明アルノ故ヲ以テ其ノ者ノ供述全般ヲモ信スヘカラサルモノトシテ直ニ之ヲ排斥一蹴セントスルカ如キハ危険ニシテ戒ムヘキ事柄テアリマス而シテ被告人忍ハ此法廷ニ於テ被告人カ警察署テ自白シタノハ巡查ニ蹴ラレタリ殴ラレタリシタ為ニシテ凶行方法等ニ付テハ皆警察ヲ指図ヲ受ケタノテアルト申シマシタカ此点ニ関シ証人渡部文一郎(巡查)ハ本日諸君モ御聞及ノ如ク被告人弁解ノ如キ暴行及誘導訊問ノ事実ハ決シテナイト断言致シタノテアリマス」ト説示シ居ルハ如何ナル心持ニテ如此説示ヲ為サレタルヤ若シ裁判長ノ説示ニシテ弁護人ハ被告ノ自白ニ付テ斯ク〳ノ点矛盾セリ斯ク〳ノ点不合理ナリト論シ其ノ何レノ点ハ弁護人ノ所論ノ如キ矛盾ナリ何レノ点ハ然ラス又ハ斯ク〳〳解セラルル其ノ辺ハ陪審員諸君ノ見解ニ任ス而シテ如此不合理矛盾アルカ為此自白ヲ信用セラルル自由ナリ如此矛盾不合理アリトテモ他ノ証拠ト对照シテ自白ヲ信用セラルル自由ナリト説示セラルルナレハ比較的公平ニシテ被告人モ弁護人モ承服スヘシ然ルニ裁判長ノ態度ハ事茲ニ出テス弁護人ノ縷々數百言ヲ費シテ自白ノ内容ノ不合理ナルヲ弁論セルニ対シ多少ノ矛盾

又ハ不明アルモノヲ以テ其ノ供述全般ヲモ信スヘカラサルモノトシテ直ニ之ヲ排斥一蹴セントスルカ如キハ危険ニシテ戒ムヘキ事柄ナリト説示シ尚進ンテ被告人カ警察ニ於ケル苛酷ノ訊問ノ点ニ付テ訴フル所ハ証人渡部文一郎ハ諸君モ御聞及ノ如ク云々断言シタノテアリマスト説示セリ此ノ説示ニヨレハ裁判長ハ間接否直接明白ニ自白ヲ信用セヨト強要セルモノニ外ナラス之ヲ公平ナル態度ト云フヘケンヤ第三裁判上ニ於ケル筆蹟鑑定ノ危険千万ナルコトハ識者ノ共ニ唱導スル所ニシテ爰ニ言ヲ要セス本件ニ於ケル筆蹟鑑定ニ付テハ弁護人ハ其ノ疎漏ニシテ根拠ニ乏シキ点ヲ列挙シ尚此ノ筆蹟ニ付テハ陪審員ニ於テ直接懇切ニ調査セラレンコトヲ望ム旨弁論シタル所裁判長ハ叮嚀懇切ニ各鑑定人カ問題ノ筆蹟ヲ同筆ナリト鑑定セル点ヲ列挙シ而シテ之等ノ鑑定人ハ何レモ良心ニ從ヒ誠實ニ鑑定ヲ為スヘキコトヲ誓フ旨宣誓ノ上鑑定ヲ為シタルモノニシテ斯道ノ學識經驗ヲ有スル人テアリマス此等鑑定人ノ鑑定カ弁護人所論ノ如キ批難攻撃ヲ加ヘテ之ヲ一蹴シ去ルヘキモノナルヤ又之ニ信賴スヘキモノナリヤハ諸君ニ於テ右鑑定書ヲ閱覽シ親シク前示各筆蹟ヲ对照ノ上考究セラルルヘク其ノ採否ハ賢明ナル陪審員諸君ノ判断ニ俟ツ次第テアリマスト説示セルハ誑ンテ自ラ其ノ意ヲ知り得ル如ク學識經驗ヲ有スル斯道ノ人々ノ而モ宣誓マテシテ為シタル鑑定ナリ陪審員諸君之ヲ信セスシテ弁護人所論ノ如ク批難攻撃ヲ加ヘテ一蹴スヘキニ非スト教示セルモノニ外ナラス之ニ加フルニ以上列挙セル証拠即被告人ノ自白銀行員ノ証

言鑑定人ノ鑑定ヲ諸君カ若シ信用セラルルナラハ而シテ爰ニ現存スル此等筆蹟ニ着眼セラルルナラハ本件ハ有罪ナリト認定スルコトカ出来ルノテアリマスト断定セラレシハ即陪審員カ此等筆蹟ニ着眼セラルルナラハ被告人ハ有罪ナリト教示セルモノニシテ裁判長カ既ニ筆蹟ヲ被告人ノ自筆ナリト断定シ居ルカ故ニ外ナラス如此断定ヲ裁判長カ抱クヨリシテ前示ノ如ク鑑定人ノ鑑定ヲ信セヨト教示スルカ如キ説示ヲ為シタルモノニ外ナラス証拠ニ付テ裁判長ノ意見ヲ表示セルモノト言ハサルヘカラス第四此外裁判長ハ被告人ノ利益トモ為ルヘキ虞アル材料ニ付テハ些細ニ之ヲ説明シ其ノ説示ノ全体ニ付テ之ヲ見ルモ裁判長自身被告人ノ有罪ヲ確信セルカ如キ言辭各所ニ現ハル之ニ反シテ被告人有利ト為ルヘキ諸材料ニ付テハ極メテ御粗末ナ説明ヲ与ヘ(中ニハOS為吉ノ証言如キニハ予審テハ斯ク云ヘリト不利益ナル註釈ヲ加ヘ)タルハ既ニ裁判長カ被告人有罪ノ予断ヲ抱キ陪審員ヲシテ之ニ適応スル評議ヲ為サシメンカ為懇切ニ説示セラレタルヤノ感ナキ能ハス今日陪審制度ノ為甚タ遺憾ニ堪ヘス以上ノ如ク本件ニ於ケル裁判長ノ説示ハ証拠ノ信否罪責ノ有無ニ関シテ直接間接ニ其意見ヲ表示セルモノト謂ハサルヘカラス弁護人ハ数次被告人ト接見シ其ノ真情ヲ吐露セシメ無罪ノ人タルヲ確信シテ法廷ニ立チタル次第ナルカ此ノ説示ニ遭遇シ吾レ百千言ヲ費スモ到底被告人有利ノ評決ヲ得ル能ハスト悲觀セル次第ナリト云フニ在レトモ

第一原審公判調書ヲ査スルニ弁護人ハ由来警察ニ於ケル取調ハ一

松江における陪審裁判

般的ニ峻烈苛酷ニ過キ動モスレハ暴行沙汰ニ及フコト多々其ノ事例ヲ聞知スルトコロナリト陳ヘテ次々本件亦然リト述ヘタル旨ノ記載アリ該弁論ハ畢竟陪審ヲシテ本件被告人ノ警察予審ノ自白ハ警察ニ於ケル苛酷ノ取調ニ基ク虚偽ノ陳述ナリト信セシムル虞アルノミナラス被告人ノ警察予審ノ自白ハ警察ニ於ケル苛酷ノ取調ニ基キタリトノ事実ハ単ニ被告人ノ口頭無証拠ノ供述ニ過キスシテ原審公判ニ証拠ニ依リテ現ハレタル事実ニ非サルヲ以テ裁判長ハ斯ル無責任ナル弁論ヲ放置スルニ於テハ陪審員ノ判断ヲ誤ラシムルコトヲ慮リ所論説示ヲ為シタルモノト認ムヘク証人渡部文一郎ノ供述ハ原審公判ニ於テ陪審員ノ親ク聴取セルトコロナレハ裁判長カ同証言ヲ繰返シ説示スルニ何等妨クルトコロアルナシ然ラハ裁判長ノ所論説示ヲ以テ証拠ノ信否ニ付意見ヲ述ヘタリト謂フハ当ラス

第二凡ソ人ノ供述中其ノ一部ニ矛盾不明ノ点アリトスルモ之カ為ニ直ニ供述全部ヲ信スヘカラサルモノト為スヘキニ非スシテ他ノ証拠ト相俟テ之ヲ信スヘキカ否カラ決スヘキハ当然ノ事理ト謂フヘク又証人渡部文一郎ノ証言ハ前記説明ノ如クナルヲ以テ裁判長カ右証言ヲ繰返シテ陪審員ノ注意ヲ喚起シタルハ毫モ不当ニ非ササレハ裁判長ノ所論説示ヲ以テ直ニ自白ヲ信用セヨト強要セルモノト謂フヘキニ非ス

第三所論裁判長ノ鑑定カ信頼スヘキヤ否ヤハ之ヲ閱覽シ各筆蹟ヲ対照シテ考究セラルヘク其ノ採否ハ陪審員ノ判断ニ俟ツ

尚被告ノ自白銀行員ノ証言鑑定人ノ鑑定ヲ信用セラルレハ有罪ノ認定ヲ為シ得ヘシトノ説示ハ証拠判断ノ結果ヲ示シタルモノニシテ其ノ半面ニ之等ヲ信用セザレハ無罪ト断定シ得ヘシトノ意ヲ含ムノミナラス裁判長ハ更ニ之ニ反シ被告ノ此公廷ニ於ケル供述被告ノ妻養父及証人DK鶴松等ノ証言及証第七十一号大福当座帳等ヲ信用スレハ無罪ト為リ其ノ孰レヲ信用スヘキカニ依リ本件ハ有罪カ無罪カニ決定セラル以上説明ノ証拠關係此法廷ニ顯ハレタル緘ノ証拠ヲ資料トシテ冷靜ニ熟考セラレ真相ヲ看破セラレ度シ云々ト説示シタルコト原審公判調書ノ記載ニ依リ明白ナレハ所論裁判長ノ説示ノ一端ヲ捉ヘテ有罪ノ意見ヲ表示シ之ヲ教示シタルモノナリトノ攻撃ハ誤マレリ

第四原審公判調書中裁判長ノ説示ヲ通覽スレハ事件ニ付被告ノ利益ノ利益ノ証拠ニ付各親切丁寧ニ説明ヲ与ヘ特ニ不利益ノ点ノミヲ詳細ニ説示シタルトハ認め難シ要之論旨孰レモ理由ナシ第六点本件第一事実ハ強盜殺人ノ点ト奪取シタル預金通帳等ニヨリ銀行ヨリ金円騙取ノ事実ヲ認定セラレタリ而シテ原判決ハ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事実判断ヲ為シ「其ノ余ノ部分ハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者OS忍ニ対スル訊問調書(第一、二回記録第一、〇三九丁以下及第一、〇七七丁以下)ニ判示ト同旨ノ供述記載アルニ拠リ之ヲ認定ス」ト判示セシハ即チ判示第一事実中強盜殺人ノ部分ノミ陪審員ノ評決ヲ採択シ銀行ヨリ金円騙取ノ部分ハ他ノ証拠ニヨ

リ之ヲ認定シタルモノト為ササルヘカラス金円騙取ノ点ハ強盜ノ結果タル行為ニ外ナラサルカ故ニ刑法第五十四条ニヨリ強盜殺人ト一罪ヲ為スモノトシテ共ニ陪審ノ評議ニ付サルヘキモノナレハ(本件ノ陪審員ニ対スル問書ニ於テモ之ヲ明記セラレ陪審ノ評議ノ結果然リトノ答申アル所ナリ)強盜殺人罪ト共ニ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為スヘキモノナルニ原判決爰ニ出サルハ違法ナリト信ス若シ原判決カ右金円騙取ノ点モ強盜殺人ト競合ノ一罪ナリトシ共ニ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ判断シタルモノナレハ其ノ余ノ部分云々ト判示スルノ要ナク又判決ノ理由ニ強盜殺人及其ノ結果タル金円騙取ノ点ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シト明白ニ記載セサルヘカラス然ルニ原判決ハ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ハト明白ニ掲記シ居ル次第ニシテ即チ殺人強盜ノ部分ノミ陪審答申ニヨリ其ノ他ノ部分ハ他ノ証拠ニヨリ犯罪事実ヲ認定セルモノト云ハサルヘカラス其ノ違法ナルコト明白ナルト云ヒ

第七点原判決ハ其ノ余ノ部分ハ予審判事ノ被疑者OS忍ニ対スル訊問調書ニ其ノ記載アルニヨリ之ヲ認定スト判示シ被告人ノ自白以外ノ証拠ヲ援用セス然シ此ノ被告人ノ自白ハ種々ノ点ニ於テ矛盾不合理毫モ信用スヘキモノニ非サルニ之ヲ信用シ又之ノミニヨリ事実ヲ認定シタルハ失当ナリト云ヒ

第八点原判決ハ強盜殺人ノ外奪取シタル貯金通帳定期預金証書ニヨリ金円騙取ノ事実ヲ認定シタルニ拘ラス之ニ対スル処断法条ヲ

適用セザルノ失当アリト云フニ在レトモ原判決ニ依レハ原告ハ被告カN Jヨネヲ殺害シテ同人ノ貯金通帳定期預金証書印章等ヲ奪取シタル事実ノ外株式会社S N銀行ニ到リ預金中ヨリ金百二十円ノ払戻ヲ受ケ株式会社M E銀行T J町支店ニ到リ定期預金中ヨリ金二百円ノ払戻ヲ受ケタリトノ事実ヲ認定シタルモ金員騙取ハ強盜罪の結果ニシテ別罪ヲ構成セザルノミナラス強盜殺人罪ノ構成要件ニアラサルヲ以テ原審ノ右認定ハ単ニ犯情ヲ判示シタルモノト謂フヘク從テ原判決カ右事実ニ付陪審ノ答申ヲ採択シテ之ヲ判斷シタル旨説示セス且之ニ付法条ヲ適用セザリシハ当然ナリ只原審ハ此ノ点ヲ陪審ノ評議ニ付シ且証拠ニ依リ認定シタルコト所論ノ如シト雖是レ畢竟無用ノ手續ヲ採リタリトノ譏ヲ受クルニ止マリ為ニ原判決ニ何等影響ヲ及ホスコトナシ論旨孰レモ理由ナシ第九点原判決ハ被告人ノ強盜殺人ヲ認メテ死刑ノ宣告ヲ為シタリ弁護人ハ被告ノ無罪ヲ確信スルモノニシテ被告居村及被害者N Jヨネノ居住地タリシ松江市外□□附近ニ於テハ罪人被告ニ非ラストノ声高シ之レタノ人ヲシテ言ハシムル所ナクハ非ス併シ陪審ノ評決ヲ經テ事實認定ヲ為サレタル案件ニ付犯罪ノ有無ヲ彼是論議スヘキニ非サルヲ以テ爰ニ之ヲ云爾スヘカラスト雖抑々死刑ハ極悪罪人ニ科スヘキモノニシテ死刑廢止ノ声相當強調セラルル今日容易ニハ此ノ極刑ヲ科スヘキモノニ非ス苟クモ死刑ヲ執行シタル後真犯人發見セラルル如キ場合他日臍ヲ咬ムモ復ラス本件被告事件ノ如キ未タ以テ極悪ト云フ程度ニ達セリト云フヲ得スト思考ス

此ノ場合ニ於テ他日回復スヘカラサル極刑ニ処スルカ如キハ其ノ刑重キニ過クルモノアリト為サ、ルヘカラス原審裁判所カ被告ヲ死刑ニ処シタルハ被告人ヲ犯人ト確信セラレタルニ依ルヘシ（弁護人ハ誤信ト信ス）此の確信アルカ故ニ裁判長ノ説示ニ於テモ前所論ノ如ク不法ノ説示ヲ為シ（裁判長ノ態度、言語ニ於テ最モ被告ノ有罪ヲ強調セルモノアルモ調書ニ於テハ之ヲ見ルコト不能ナリ）陪審ノ評決ノ犯罪ヲ肯定スルヤ吾カ意ヲ得タリトシテ直チニ死刑ヲ宣告セラレタリ然レトモ弁護人ハ被告ノ無罪ヲ確信スルノミナラス仮令有罪ト認ムヘシトスルモ之ニ對シ極刑ヲ科スルカ如キハ誠ニ其ノ判決罪情ニ比シテ重キニ過クルモノアリト思考ス以上ノ次第ナルニヨリ原判決ヲ破毀シ更ニ相當ノ御判決アラシコトヲ希フト云フニ在レトモ記録ヲ精査シ諸般情狀ヲ鑑ミルニ原審カ判示事實ヲ認定シ被告人ニ極刑ヲ科シタルヲ以テ量刑甚シク不當ナリト思料スルニ足ルヘキ顯著ナル事由ナシ論旨理由ナシ弁護人吉田嘉平治上告趣意書第一点原判決ハ陪審ノ手續ニ拠リタル事件ニ就キ陪審ノ評議ニ付セス其ノ答申ヲ經スシテ事實ヲ認定シタルノ違法アリ原審記録ヲ閱スルニ原審ニ於テハ其ノ判決ニ於テ確定サレタル事實中第一ノ事實ノ全部ニ就キ陪審手續ニ依リ判決ヲ為シタルハ明瞭ナリ而シテ原判決ハ「被告人ハ第一無資産ニシテ其ノ職業タル船大工職モ財界不況ノ為メ利益少ク且千円余ノ借財ヲ負ヒ債權者ノ一人ナル本田某ヨリハ嚴重ナル督促ヲ受ケ居リタル折柄昭和六年十月二日夜被告人ノ義理ノ伯母ニ當リ松江市

外□□町字□□町□□番屋敷ニ独居セルN Jヨネ方ニ到リ同人ニ  
対シ金円ノ貸与方ヲ懇願シタル処當ニ之ヲ峻拒セラレタルノミナ  
ラス痛ク罵倒セラレタルヨリ寧口同人ヲ殺害シテ金員ヲ強奪セン  
コトヲ決意シ其ノ場ニ於テヨネノ油断ニ乘シ同家ニ在合セタル金  
植ヲ揮ヒ其ノ頭部ヲ強打シテ即死セシメタル上同人ノ所持ニ在リ  
タル現金十一円余及同人ノ貯金帳定期預金証書印章等(証第五十  
二号証第五十三号証第五十四号証)ヲ奪取シ同家表出入口ノ戸ニ  
外部ヨリ施錠ヲ為シ恰モヨネカ外出中ニテ不在ナルカ如ク装ヒテ  
逃走シ翌三日午前中之ヲ携帯シテ同市□町株式会社S N貯蓄銀行  
ニ到リ右ヨネノ預金中ヨリ金百二十円ノ払戻ヲ受ケ引続キ同市□  
□町株式会社M E銀行T J町支店ニ到リ右ヨネノ定期預金中ヨリ  
金二百円ノ払戻ヲ受ケ」ト事実ノ認定ヲ為シ而シテ右事実確定ノ  
理由トシテ「判示第一ノ事実中強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ハ  
陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シ其ノ余ノ  
部分ハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者O S忍ニ対スル訊問調  
書(第一、二回記録第一、〇三九丁以下及第一、〇七七丁以下)  
ニ判示ト同旨ノ供述記載アルニ拠リ之ヲ認定ス」ト説示セラレ更  
ニ「法律ニ照スニ被告人ノ判示第一ノ所為ハ刑法第二百四十条後  
段ニ該当スルヲ以テ」ト擬律セラレ判示第一ノ行為ノ全部ニ對シ  
強盜殺人ノ罪ヲ以テ論セラレタリ右ノ如ク原判決カ被告人ノ判示  
第一ノ行為ノ全部ニ就キ強盜殺人ノ罪ヲ以テ論セラレタル所ハ一  
点疑無キ所ナリ然ラハ判示第一ノ所為ハ其ノ全部ニ就キ陪審ノ評

議ニ付シ其ノ答申ヲ経テ是ヲ認定セサルヘカサルモノニシテ其  
ノ一部ヲ陪審ノ評議ニ付シテ事実ヲ認定シ其ノ一部ヲ陪審ノ評議  
ニ付セスシテ事実ヲ認定スルハ陪審法ノ法意ニ照シ甚シク不当不  
法ナルモノナリ然ルニ原判決カ斯ノ如クシテ判示第一ノ事実ノ認  
定ヲ為シタルハ要スルニ法律ニ違背シテ事実ヲ認定シタルノ違法  
アリ原判決ハ破毀ヲ免ルヘカサルモノナリト信スト云フニ在レ  
トモ其ノ理由ナキコト前弁護人上告趣意書第六点乃至八点ニ對ス  
ル説明ニ依リ了解スヘシ  
第二点原判決ハ陪審ノ手続ニ拠リタル事件ニ就キ陪審ノ評議ニ付  
シタル事実ノ限界明確ナラス結局法令ニ違背シテ事実ヲ認定シタ  
ルノ違法アリ原判決ニ拠レハ其確定サレタル第一ノ事実ノ全部ニ  
就キ陪審手続ニ依リ審理判決サレタルコト明瞭ナリ而シテ原判決  
ハ其ノ理由ニ於テ「判示第一ノ事実中強盜殺人罪ノ構成ニ関スル  
部分ハ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲ為シ其  
ノ余ノ部分ハ強制処分ニ於ケル予審判事ノ被疑者O S忍ニ対スル  
訊問調書(第一、二回記録第一、〇三九丁以下及第一、〇七七丁  
以下)ニ判示ト同旨ノ供述記載アルニ拠リ之ヲ認定ス」ト説示セラレ  
更ニ「法律ニ照スニ被告人ノ判示第一ノ所為ハ刑法第二百四十条  
後段ニ該当スルヲ以テ同条所定中文掲記ノ刑ヲ選択シ」ト擬律  
セラレタリ原判決カ被告人ノ判示第一ノ行為ノ全部ニ就キ強盜殺  
人ノ罪ヲ以テ処断シタルコトハ一点疑ナキ所ナリ而シテ又判示第  
一ノ事実中強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ヲ陪審ノ評議ニ付シ其

ノ余ノ部分ヲ陪審ノ評議ニ付セサルコト又疑ナキ所ナリ然ラハ判  
示第一ノ事實中如何ナル部分カ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ニ  
シテ又如何ナル部分カ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分以外ノ部分  
ナリヤ而シテ其ノ如何ナル部分ヲ陪審ノ評議ニ付シタリヤ原判決  
ハ宜シク其ノ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分依テ以テ陪審ノ評議  
ニ付シタル部分ノ限界ヲ明確ニナササルヘカラサルニ拘ラス原判  
決カ単ニ「判示第一ノ事實中強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ハ陪  
審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採択シテ事實ノ判断ヲ為シ其ノ余ノ部  
分ハ云々」ト説示セラレ何等具體的ニ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル  
部分ナルモノノ限界ヲ明確ニ為ササリシハ要スルニ原判決ハ陪審  
手続ニ抛リタル事件ニ就キ陪審ノ評議ニ付シタル部分ノ限界明確  
ナラス結局法令ニ違背シテ事實ヲ確定シタルノ違法アリ依テ破毀  
ヲ免ルヘカラサルモノナリト信スト云フニ在レトモ原判決ヲ通説  
スレハ被告カN J ヨネ方ニ到リ同人ヲ殺害シテ金員等ヲ奪取シタ  
ル事實カ強盜殺人罪ノ構成ニ関スル部分ニシテ金員払戻ノ事實ハ  
其ノ余ノ事實ナルコト明瞭ナルヲ以テ原判決ハ所論ノ違法ナシ論  
旨理由ナシ

第三点原判決ハ重大ナル事實ニ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ頭  
著ナル事由アリ原審ニ於ケル記録ヲ査閲スルニ被告ノ判示第一  
ノ所為ニ関シ原審弁護人ハ「(記録第二二五二丁以下)十月三日銀  
行へ行ツテ金ヲ受取ツタト云フ自由ニ付テハ証人D K 鶴松、S Z  
徳五郎ノ証言ニ依リ何レモ不合理ニシテ以上ノ点ヨリ見テモ被告

人ノ自由ハ根本ヨリ覆ル所ナリ」ト弁論ヲ為シ此ノ点ニ関シ裁判  
長ハ陪審員ニ対シ「(記録第二二七七丁以下)又証人D K 鶴松ハ当  
公廷テ昭和六年十月三日ハ自分ハ被告人忍ニ雇ハレ早朝カラ被告  
人忍ト共ニ同人ノ船小屋ニ赴キ其処テ「カグラサン」ヲ作ル仕事  
ヲシタ同日忍カ終始右船小屋ヲ離レナカッタカ離レタコトカアツ  
タカハ記憶ニ存シテ居ナイトノコトデアリマス其ノ他証人S Z 徳  
五郎ノ証言ニハ云々(以下記録二二八七七(注、五桁は誤りであらう。  
二二八七)丁以下)陪審員諸君カ被告人忍ノ本日ノ供述被告人妻  
O S チヨノ養父爲吉証人D K 鶴松等ノ当公廷ニ於ケル証言及証第  
七十一号ノ大福当座帳等ヲ信用セラルルナラハ被告人忍ハ昭和六  
年十月二日夜ハ自宅ニ居リ翌三日午前中ハ□□村ノ船小屋ニ居タ  
ト云フコトニナリ從テ被告人忍カN J ヨネヲ殺ス筈モナク又預金  
ヲ引出シタコトモナイコトニナリ被告人ハ無罪テアルト認定スル  
コトモ出来ルノデアリマス」ト説示シタリ而シテ更ニ裁判長ハ陪  
審員ニ問書ヲ与ヘ評議セシムルニ際シ証第六十八号証等(記録第  
二一八六丁以下)被告人ニ不利益ナル証拠物ノミヲ陪審員ニ交付  
シ裁判長陪審員ニ対スル説示中自ラ援用サレタル被告人ニ利益ナ  
ル証拠物第七十一号大福当座帳ノ交付ヲ為サス而シテ前示ノ如ク  
裁判長ノ陪審員ニ対スル説示ニ於テ自ラ援用サレタル証拠第七十  
一号証ノ成立ニ関シ原審公廷ニ於テ証人D K 鶴松ハ証人トシテ  
(記録第二〇九八丁以下)問「昭和八年十月三日ニ木挽ニ雇ハレタ  
ト云フコトカトウシテ判ツテ居ルノカ」答「証人ハ其ノ事ヲ帳簿

へ記入シテ居リマス」問「其ノ帳簿トハ此ノコトカ」此ノ時証第七十一号証ヲ示シタリ答「左様デアリマス」問「之テトウシテ判ルノカ」答「ソレハOS忍ノ処へ」「三日一人船小屋」ト記載シテアルノテ判リマス」問「朝行ツタカ」答「左様デアリマス朝七時頃爲吉ヤ忍ト一緒ニ船小屋へ行キマシタ」問「船小屋テ爲吉ヤ忍ト一所ニ仕事ヲシタカ」答「左様デアリマス」ト供述シタリ裁判長陪審員ニ説示スルニ際シ自ラ援用シタル被告人ニ有利ナル斯ノ如キ重要ナル証拠証第七十一号証ヲ陪審員ニ交付セス単ニ被告人ニ不利益ナル証拠ノミヲ陪審員ニ交付シテ以テ陪審員ニ評議セシメタルハ陪審ノ答申重大ナル事実ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由存スルモノニシテ右答申ヲ採択シテ事実ノ認定ヲ爲シタルハ要スルニ原判決ハ重大ナル事実ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由存スルモノニシテ此ノ点原判決ハ破毀ヲ免ルヘカラサルモノナリト信スト云フニ在レトモ所論ハ陪審法第三百三条但シ書ニ違反スル不適法論旨ナレハ説明ノ限りニ非ス第四点陪審手續ニ於テ裁判所公判準備期日外ニ於テ証拠決定ヲ爲シタルトキハ之ヲ検事被告人弁護人ニ通知セサルヘカラサルコトハ陪審法第四十八条ニ明定サレタル所ナリ而シテ原審記録ヲ閱スルニ一、昭和八年三月二十日裁判所ハ職權ヲ以テ証人MM兼之亟ニ対スル証拠決定ヲ取消シNM徳右衛門ヲ証人トシテ訊問スヘキ旨決定ヲ爲シタリ然レトモ右決定ハ被告人ニ通知セラレタル形跡ノ存スルモノナシニ、裁判所ハ昭和八年三月二十二日曩ニ爲シタ

ル証人YU正義ニ対スル決定ハ之ヲ取消ス決定ヲナシタリ然レトモ右決定ハ被告人ニ通知セラレタル形跡ノ存スルモノナシスノ如キハ原審ニ於ケル陪審ノ手續法令ニ違背シタルノ違法アルモノトスト云フニ在レトモ陪審法第四十八条ノ規定ハ単ニ訓示の規定ニ過キササルヲ以テ原審力被告ニ対シテ所論決定ヲ通知セザリシトスルモ爲ニ原判決ヲ破毀スルノ理由ト爲スニ足ラズ論旨理由ナシ第五点原審ニ於ケル陪審手續陪審法ノ法意ニ照シ甚シク不当ニシテ結局陪審ノ手續法令ニ違背シタルノ違法アリ原判決ニ判示セラレタル被告人ノ判示第一第二ノ所爲ノ如キハ一ハ法定陪審事件ヲ構成シ一ハ請求陪審事件ヲ構成スル犯罪ニシテ併合罪ニ該當シ被告人ノ意思ニ依リ同一審理手續ニ依リ審理ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於テ裁判所ハ公判準備期日ニ於テ先ツ公訴事実ノ全部ニ就キ出頭シタル被告人ヲ訊問シ然レ後陪審ニ付スヘキ事由確定ノ二生シタル後法定陪審事件ト請求陪審事件トノ範圍限界ヲ明確ナラシメタル後始メテ裁判所ハ法定陪審事件ノ範圍ヲ示シ以テ被告人ニ対シ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ通知セサルヘカラス記録ヲ閱スルニ原審ニ於ケル昭和八年二月十五日ノ公判準備期日ニ於テ裁判長ハ先ツ被告人ノ氏名年齢職業住所本籍及出生地ヲ問ヒタル後以下ノ如キ手續ヲ爲シタリ(記録第一〇八三丁以下)「裁判長ハ被告人ニ対シ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告ケタリ被告人ハ陪審手續ヲ辞退スルノ意ナシト述ヘタリ裁判長ハ被告人ニ対シ予審終結決定書ニ記載シタル公訴



事実ヲ挙示シテ訊問シタルニ被告人ハ左ノ如ク供述シタリ一、婚  
 姻ノ事実一、昭和六年八月下旬前家庭ニ不满アリシコト一、TN  
 キスト情交関係アリシコト以上ハ事実相違ナシ一、其ノ他ノ点ハ  
 全部認メス一果シテ然ラハ右公判準備期日ニ於テ公訴事実ノ全部  
 二就キ被告人ヲ訊問シタルコト依テ公訴事実ノ全部二就キ公判準  
 備期日タリシコト疑ナキ所ナリ然ラハ裁判所ハ公訴事実中何レノ  
 部分カ法定陪審事件ナリヤ何レノ部分カ請求陪審事件ナリヤ明確  
 ナラシメ而シテ法定陪審事件ニ付スヘキ事実ノ範圍ヲ挙示シテ被  
 告人ニ対シ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知  
 セサルヘカラス然ルニ原審ニ於テコト茲ニ出テス公判準備期日ニ  
 於テ裁判所ハ被告人ニ対シ単ニ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得  
 ヘキ旨ヲ告知シタルニ止マリ如何ナル公訴事実ニ関シ被告人カ事  
 件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキカヲ明確ニシタルコト  
 ナシ斯ノ如キハ公訴事実ノ全部即チ判示第一第二ノ被告人ノ所為  
 全部ニ対シ陪審ノ評議ヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知シタル結果ヲ生シ陪  
 審法ノ法意ニ照シ甚シク不当ナルモノアリ然ルハ要スルニ陪審ノ  
 手続法令ニ違背シタルノ違法アリテ斯ノ如キ違法ナル手続ヲ前提  
 トシテ為サレタル原判決ハ破毀を免ルヘカサルモノナリト信ス  
 ト云フニ在レトモ前弁護人上告趣意書第四点ノ論旨ニ対シテ説明  
 シタル如ク原審公判準備調書ニ依レハ原審裁判長ハ被告ニ対シ陪  
 審事件タル強盜殺人事件ニ付陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘ  
 キ旨ヲ告ケタル趣旨ヲ認メ得ヘキヲ以テ原審ノ手続ニ於テ所論ノ

松江における陪審裁判

違法存セス論旨理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六条ニ則リ主文ノ如ク  
 判決ス

検事岩松玄十閣与

昭和八年六月二十三日

大審院第四刑事部

裁判長判事 島田 鐵 吉

判事 中尾 芳 助

判事 遠藤 誠

判事 齋藤 三 郎

判事 沼 義 雄

右臈本ナリ

昭和八年六月廿四日

大審院第四刑事部

裁判所書記 根岸 龜太郎

⑦放火死体損壊控訴事件昭和八年一〇月一六日判決

昭和八年(を)第一〇〇号

判 決

本籍 島根県八束郡□□村□□□□番地

住居 同県同郡同村番地不詳

船大工職

八〇七(二二五)

〇 S 忍

明治三十年七月〇日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付昭和八年三月三十一日松江地方裁判所ニ於テ言渡シタル判決ニ対シ被告人ヨリ控訴ノ申立ヲ為シタルヲ以テ当院ハ検事小澤八十関与ノ上審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ニ対シ刑ヲ科セス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和六年十月二日夜松江市外〇〇町〇〇番屋敷N丁ヨネ方ニ赴キ同人ヲ殺害シテ現金並ニ預金通帳ヲ強奪シ翌三日該預金ノ一部ヲ引出シタルモノナルトコロ右犯行を隠蔽センカ為前記ヨネ居宅ヲ焼燬シ同人カ火ヲ失シテ焼死シタルカ如ク装ハンコトヲ企テ翌四日午前一時頃再ヒヨネ方ニ到リ同人ノ死体ヲ同家表ノ間ヨリ奥ノ間ニ運ヒ其ノ上ニ同家台所ニ在リタル枝木ニ、三把ヲ置キ被告人宅ヨリビール瓶ニ入レテ携帯シタル石油ヲ右死体表ノ間及台所釜場ニ注キタル上同日午前二、三時頃燐寸ヲ以テ順次之ニ放火シ因テヨネノ死体ヲ焼焦シテ之ヲ損壞スルト共ニ當時ヨネノ家督相続人N丁久喜ノ所有ニ帰シ且人ノ現在セサル同家ノ闊鴨居板戸板間等ヲ焼焦シテ之ヲ焼燬シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

判示事実中死体損壞ノ点建物焼燬ノ部位程度並ニ放火ノ當時判示建物カ判示N丁久喜ノ所有ニ帰シ居リタリトノ点ヲ除キタル其ノ余ノ事実ハ

強制処分ニヨル予審判事ノ被疑者〇S忍ニ対スル第一回訊問調査ニ於ケル同趣旨ノ供述記載ニ拠リ之ヲ認メ

死体損壞ノ点ハ

右証拠ニ鑑定人中村盛雄作製ノ鑑定書ニ於ケル判示N丁ヨネノ死体ハ焼焦シ居ル旨ノ記載トヲ綜合シテ之ヲ認メ

建物焼燬ノ部位程度カ判示ノ如クナルコトハ昭和六年十月四日附検事ノ検証調査ニ其旨ノ記載アルニ拠リ之ヲ認メ

放火當時判示建物カ判示N丁久喜ノ所有ニ帰シ居リタルコトハ証人N丁久喜ニ対スル予審訊問調査ニ於ケル同人ハ判示N丁ヨネノ死亡ニ因リ之カ家督相続ヲ為シ判示建物ハ其所有ニ帰シタル旨

ノ供述記載ニ拠リ之ヲ認メ得ルヲ以テ

以上ヲ綜合スルトキハ判示犯罪事実ノ証明十分ナリトス

尚被告人ハ当公廷ニ於テ自供スル如ク昭和八年三月三十一日松江地方裁判所ニ於テ強盜殺人罪ニヨリ死刑ニ処セラレ該裁判ハ同年六月二十三日上告棄却ノ判決アリテ確定シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中建物焼燬ノ点ハ刑法第九九条第一項ニ死体損壞ノ点ハ同法第九十條ニ各該當スルトコロ以上ハ

一個ノ所為ニシテ數個ノ罪名ニ触ルル場合ナルヲ以テ同法第五十四條第一項前段第十條ニヨリ重キ放火罪ノ刑ヲ以テ処断スヘキト

コロ右ハ前記確定裁判アリタル強盜殺人罪ト同法第四十五條後段ノ併合罪ヲ為シ右強盜殺人罪ニ付既ニ死刑ノ言渡アリタルヲ以テ本件放火罪ニ付テハ同法第四十六條第一項ニ則リ其ノ刑ヲ科セサルモノトシ訴訟費用ハ原審ニ於ケル陪審費用ヲ除キ刑事訴訟法第二百三十七條ニヨリ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年十月十六日

廣島控訴院刑事部

裁判長判事 鹿 島 鶴之助  
判事 竹 内 勇 平  
判事 酒 卷 良 一

右臆本ナリ

昭和八年十月十六日

廣島控訴院

裁判所書記 田 中 賢

⑧放火死体損壞上告事件昭和九年二月二日判決

【上告人】被告人 OS 忍 弁護人 藤沼 光、大脇熊雄

【第一審】松江地方裁判所 【第二審】廣島控訴院

○判事事項

殺人罪及其ノ死体損壞ト併合罪——強盜殺人及放火死体損壞被告

松江における陪審裁判

事件ノ訴訟手續ト陪審

○判決要旨

一 人ヲ殺シ其ノ死体ヲ損壞シタル行為ハ殺人及死体損壞ノ併合罪ヲ構成スルモノニシテ牽連犯ト為ルヘキモノニ非ス【要旨第一】

二 強盜人ヲ殺シ火ヲ放テ其ノ死体及刑法第九十九條ノ建造物ヲ燒燬シタル被告事件ニ付テハ強盜殺人ノ点ハ陪審ノ評議ニ付シ放火及死体損壞ノ点ハ通常ノ訴訟手續ニ從ヒ審判スヘキモノトス

【要旨第二】

【參照】刑法第九十九條、同法第一百十條、同法第四十五條、同法第二百四十條、同法第九十九條第一項（注、条文省略）

○事實

第二審ハ左記ノ如ク事實ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人ニ對シ刑ヲ科セス訴訟費用ハ被告人ノ負担トストノ判決ヲ為シタリ  
被告人ハ昭和六年十月二日夜松江市外□□町□□番屋敷N丁ヨネ方ニ赴キ同人ヲ殺害シテ現金並ニ預金通帳ヲ強取シ翌三日該預金ノ一部ヲ引出シタルモノナルトコロ右犯行ヲ隱蔽セシカ為前記ヨネ居宅ヲ燒燬シ同人カ火ヲ失シテ燒死シタルカ如ク裝ハンコトヲ企テ翌四日午前一時頃再ヒヨネ方ニ到リ同人ノ死体ヲ回家表ノ間ヨリ奥ノ間ニ運ヒ其ノ上ニ同家台所ニ在リタル枝木二、三把ヲ置キ被告人宅ヨリビール瓶ニ入レテ携帯シタル石油ヲ右死体表ノ間及台所釜場ニ注キタル上同日午前二、三時頃燐寸ヲ以テ順次之ニ

八〇九（二二七）

放火シ因テヨネノ死体ヲ燒焦シテ之ヲ損壞スルト共ニ當時ヨネノ

家督相続人N丁久喜ノ所有ニ婦シ且人ノ現在セサル同家ノ鬮鴨居

板戸板間等ヲ燒焦シテ之ヲ燒燬シタルモノナリ

尚被告人ハ昭和八年三月三十一日松江地方裁判所ニ於テ強盜殺人

罪ニヨリ死刑ニ処セラレ該裁判ハ同年六月二十三日上告棄却ノ判

決アリテ確定シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告ノ判示所為中建造物燒燬ノ点ハ刑法第百九条第

一項ニ死体損壞ノ点ハ同法第百九十条ニ各該当スルトコロ以上ハ

一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ觸ルル場合ナルヲ以テ同法第五十

四条第一項前段第十條ニヨリ重キ放火罪ノ刑ヲ以テ処断スヘキト

コロ右ハ前記確定判決アリタル強盜殺人罪ト同法第四十五條後段

ノ併合罪ヲ為シ右強盜殺人罪ニ付キ既ニ死刑ノ言渡アリタルヲ以

テ本件放火罪ニ付テハ同法第四十六條第一項ニ則リ其ノ刑ヲ科セ

サルモノトシ訴訟費用ハ原審ニ於ケル陪審費用ヲ除キ刑事訴訟法

第二百三十七條ニヨリ全部被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノ

トス

○昭和八年(初)第一六四八号

判 決 書

本籍 島根県八束郡□□村□□□□□□番地

住居 同県同郡同村番地不詳

船大工職

明治三十年七月□生

O S 忍

右放火死体損壞被告事件ニ付昭和八年十月十六日広島控訴院ニ於  
テ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコ  
ト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理 由

弁護人藤沼光上告趣意書第一点原院ノ判示スル処ニ依レハ被告人  
ハ昭和六年十月二日夜松山市外□□町□□番屋敷N丁ヨネ方ニ赴  
キ同人ヲ殺害シテ現金並ニ預金通帳ヲ強取シ翌三日該預金ノ一部  
ヲ引出シタルモノナルトコロ右犯行ヲ隱蔽センカ為前記ヨネ居宅  
ヲ燒燬シ同人カ火ヲ失シテ燒死シタル如ク装ハンコトヲ企テ翌四  
日午前一時頃再ヒヨネ方ニ到リ同人ノ死体ヲ同家表ノ間ヨリ奥ノ  
間ニ運ヒ其ノ上ニ同家台所ニ在リタル枝木ニ、三把ヲ置キ被告人  
宅ヨリビール瓶ニ入レテ携帶シタル石油ヲ右死体表ノ間及台所釜  
場ニ注キタル上同午前二、三時頃燐燭ヲ以テ順次之ニ放火シ因テ  
ヨネノ死体ヲ燒焦シテ之ヲ損壞スルト共ニ當時ヨネノ家督相続人  
N丁久喜ノ所有ニ婦シ且人ノ現在セサル同家ノ鬮鴨居板戸板間等  
ヲ燒焦シテ之ヲ燒燬シタルモノナリト判示シ而シテ之等判示事實  
ノ認定ニ付テ死体損壞ノ点ニ付テハ予審判事ノ被疑者OS忍ニ対  
スル第一回訊問調書ニ依ル同趣旨ノ供述記載及鑑定人中村盛雄作  
成ノ鑑定書ニ於ケル判示N丁ヨネノ死体ハ燒焦シ居ル旨ノ記載ト

ヲ綜合認定シタルト建物焼燬ノ部位程度カ判示ノ如クナルコトハ昭和六年十月四日附檢事ノ檢証調書ニ其ノ旨ノ記載ニ拠リ放火當時建物カ判示N丁久喜ノ所有ニ帰シ居リタルコトハ証人N丁久喜ニ対スル予審訊問調書ニヨリ同人ハ判示N丁ヨネ死亡ニ因リ之カ家督相続ヲ為シ判示建物ハ其ノ所有ニ帰シアル旨ノ供述記載ニヨリ之ヲ認ムト云フニアリ然レトモ死体ノ焼焦シタル点並ニ鬮鴨居板戸板間等ノ焼焦ニヨル燒燬ノ点ニ付テハ昭和六年十月四日附檢事ノ檢証調書ニヨリ之ヲ証スルコトヲ得ルトスルモ本件事案最要点タル死体ヲ表ノ間ヨリ奥ノ間ニ運ヒタル点及其死体の上ニ同家台所ニアリタル枝木二、三把ヲ置キ被告人宅ヨリビール瓶二入レテ携帯シタル石油ヲ右死体表ノ間及台所釜場ニ注キタル上四日午前二、三時頃燐寸ヲ以テ順次之ニ放火シタル点ハ被告人ノ行為ナリトシ昭和六年十二月十一日松江地方裁判所ニ於テ予審判事代理判事木村幾太ノ被疑者OS忍ニ対スル第一回訊問調書ニ於ケル供述記載ニ拠リ之ヲ又認容シ得ト云フニアルモ(1)昭和六年十月四日松江地方裁判所檢事局檢事吾野金一郎檢証調書(記録二四頁)附近ニハビール瓶ノ破片數個(証第三十八号)散在セルモ内部ハ孰レモ甚シク煤氣アリ油類ノ入り居リシモノニアラスヤト推察セラレタリトノ記載而シテ鑑定人中村盛雄作成ノ鑑定書(記録一―二三頁)第三十八号証ノビール瓶破片一包ノ中三個ニ石油又ハ之ニ類似ノ油ノ附着ヲ証明シ得ストノ鑑定(2)昭和六年十二月四日松江警察署司法警察官地方警視恩田久米盛ノ被告人ニ対スル第二回聴取

書(記録六八一頁)石油ヲ一升缶カラサイダー缶ニ移シ之ト桃色燐寸ヲ携帯シ二日夜云々寝カシテ置イタヨネノ死体ヲ両手ノ上部ヲ以テ頭ノ方ヲ少シ持チ上ルヤウニシテ引摺リツツ四疊半ノ間ノ入口ニ足ヲ台所ノ方ニ向テ上体ヲ座敷内ニ入レ俯伏ニシテ置キ之ニ石油ヲ上カラ掛ケ又火ノ出タ所ヲ火焚場ノ方カラ出タ如クスル為其ノ方面ニモ石油ヲ掛ケ散シテ現場ノ蒲団ノ方ニモ残リノ石油ヲ掛ケ尚殺シテ現場ニ置イタ金槌モ死体ノ所テ燒ケケク石油ヲ掛ケタ処ニ置キ先ツ死体ニ燐寸テ火ヲ付ケ次ニ炬ノ方ニ火ヲツケ最後ニ死体ノ現場ノ蒲団ノ所ニ火ヲ付ケマシタ処奥ノ方ハボツト音ガシテ一面ニ火ニナリマシタ為驚イテ裏戸ヲ開ケ儘表入口カラ飛出シ云々トノ供述以上ノ供述ニ依レハ石油ノ燃料以外死体ノ上ニ枝木二、三把ノ燃料ヲ置イタ事並ニビール瓶ニ非スシテサイダー缶等ノ供述相違ノ点(3)昭和六年十月四日附檢事ノ檢証調書(記録二六頁)裏出口ハ外側ニ一枚ノ板戸内側ニ一枚ノ障子ノ設備アルモ孰レモ開キ里見警部ハ出火當時ハ開チテアリ表ノ入口ノ如キ竹栓ヲ以テ戸締ヲ為シタルママトナリ居レリト説明ストノ記事且原院判示予審判事ノ第一回訊問調書(記録一〇六三頁)余リ急イタノテ表戸ヲ開ケタ儘閉メスニ帰リマシタトノ供述ト相違点(4)昭和六年十二月八日松江警察署司法警察官地方警視恩田久米盛ノ松江地方裁判所檢事局檢事正國枝鎌三宛強盜殺人放火被告事件被疑者発見報告(記録六九頁)被害者ニ面接ノ上金二百円ノ融通ヲ申込ミタルニN丁ヨネノ之ニ応セサルノミナラズ「早ク立去レ」馬

鹿モノノ等ト甚シク罵詈雑言セルニ憤激シ云々ノ記載之ニ依レハ馬鹿モノノ等トアルニヨレハ之又一人ナリト見ル能ハサルモノアリ(5)鑑定人中村盛雄作成ノ鑑定書(記録一―一二二頁)本屍ノ血液型ハO型ナリ第三号証ノ煙管ハO型ナリ第二号証ノ巻煙草吸殻四個ノ内朝日吸殻ハ何レモO型ニシテ「カメリヤ」吸殻ハB型ナリトノ鑑定記事(6)而シテ押取物件中以上巻煙草吸殻四個ヨリ以外N Jヨネ居宅内ニ巻煙草等ヲ発見セサル点(7)昭和七年一月十三日松江地方裁判所ニ於テ予審判事代理判事木村幾太ノ訊問ニ対スル被告人ノ供述(記録一―一六頁以下)勿論N Jヨネニ金借ヲ頼ミ断ラレテ殺害シタ覺モナク從テ貯金通帳ヤ印ヲ強奪シタリ変装シテ銀行ヘ金ヲ払戻ヲ受ケニ行ツタ事モナシヨネ方ヘ放火シタル覺ハ全然アリマセントノ供述記載(8)本件家屋ハ原院判示ノ如ク人ノ現在セサル家屋ナルト且戸締アル家屋内ハ四日午前一時ヨリ二、三時頃ノ深更ハ室内暗黒ナルヘキハ吾人日常觀念ニ於テ一応推定シ得ヘキナリ然ルニ原院判示ノ予審判事ノ被疑者OS忍ニ対スル第一回訊問調書(記録一〇六一頁以下)表戸ヲ閉チ外カラ判ラヌ様ニシテヨネヲ奥ノ間ヘ頭部ヲ持つテ台所ノ方カラ引キツ、テ行キ云々ヨネカ台所テ火ヲ焚ヘテ居ル際誤ツテ火ヲ失シソレカ為云々台所ノ枝木二、三把ヲヨネノ屍体ノ上ヘ置キ又ヨネカ死ンテ居タ表ノ間ニハ血カ大分流レテ居タノテ其処台所カラ柴ヲ持つテ行キ更ニ石油ヲヨネノ屍体ノ上ヤ表ノ間ノ柴ノ上台所ノ釜場ハ全部振り掛ケ云々ノ供述記載之等ハ白昼若ハ電灯下ニアラサレハ為シ得

サル事ニ属ス(9)検事ノ検証調書(記録二七頁)天井ノ中央部及台所ノ一畳敷上ノ梁裏ノ二個所ニ取付ケ各十燭光ノ電球ヲ附シタルカ梁裏ヲ取付ケタル電灯ノコードハ長サ約一丈三尺アリ各室ニ持チ行カルル様為サレアルモ玄関ノ間トノ鴨居下ヲ通シ台所東向戸棚ノ北横ナル襖ニ接触セシメ吊下ケタルヲ認ムトアリテ電灯ノ燭光等ニ付テハ不明以上事実ヲ綜合スルトキハ原院カ被告人ヲ放火並ニ死体損壞犯人トノ認定ニ重大ナル錯誤アリト云ハサルヘカラス抑モ証拠ノ取捨ハ事実承審官ノ自由心証判断ニ属スルモノナリトスルモ被告人カ其ノ後ニ於テ自供ヲ翻シ因テ被告人ニ対スル強盜殺人事件ニ付陪審ニ附シタル所以ノモ陪審法第七條ニ被告人公判又ハ公判準備ニ於ケル取調ニ於テ公訴事実ヲ認メタルトキハ事件ヲ陪審ニ附スルコトヲ得ストノ規定アルニヨリ之ヲ見ルモ被告人ハ本件ト相並ンテ公訴事実ヲ公判ニ於テ否認シタルモノナリ然リ而シテ其ノ否認ノ本件ニ対シ原院ニ於テ其ノ放火等ノ行為ニ付予審判事ノ被疑者OS忍ニ対スル第一回訊問調書ヲ以テ断罪ノ資料ト為シタルタメ如上指摘ノ事由ニ拠リ原院ハ重大ナル事実ノ誤認アリト疑フニ充分ナルヲ以テ原院判決ハ破毀ヲ免レサルモノナリト云ヒ

第二点抑々上告ハ原院ノ判決主文ニ対シ之ヲ為スヘキハ当然ノ筋合ナルヘク而シテ原院判示ニ依レハ建物燒燬ノ点ハ刑法第九條第一項ニ死体損壞ノ点ハ同法第九十條ニ各該当スルトコロ以上ハ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触レル場合ナルヲ以テ同法第五

十四條第一項前段第十條ニヨリ重キ放火罪ノ刑ヲ以テ処断スヘキトコロ右ハ前記確定裁判アリタル強盜殺人罪ト同法第四十五條後段ノ併合罪ヲ為シ右強盜殺人ニツキ既ニ死刑ヲ言渡アリタルヲ以テ本件放火罪ニ付テハ同法四十六條第一項ニ則リ其ノ刑ヲ科セサルモノトシ云々ト云フニアルヲ以テ刑事訴訟法第四百五十二條ノ被告人上告ヲ為シタル事件ニ付テハ原判決ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ストノ規定ヨリ見テ本件ノ如ク其ノ刑ヲ科セサル裁判ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ルヤ換言スレハ上告利益アリヤノ理由ヲ存ス然レトモ前條規定ハ單ニ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得スト云フニ止マリ刑事訴訟法第四百十四條ノ疑問ノ存スル場合ハコレ明カニ上訴權行使ノ利益アルモノナレハ例之本件事案ニ対シ被告人ノタメ刑ヲ科セサル利益アルモ犯罪ヲ構成ストナス不利益アルヲ以テ是レ亦上告理由タルモノナリト云フニ在リ仍テ案スルニ刑法第四十六條第一項ニ基キ被告人ニ対シ刑ヲ科セスト言渡シタル判決ハ被告人ニ対シ無罪ヲ言渡シタルモノニアラサルヲ以テ被告人ハ原判決ヲ自己ノ利益ニ變更ヲ求ムルタメ之ニ対シ上告ヲ為スコトヲ得ルハ洵ニ所論ノ如シ而シテ原判決ニ重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由ヲ記録上發見セサルヲ以テ此ノ点ニ於ケル論旨ハ其ノ理由ナキモノトス

弁護人大脇熊雄上告趣意書第一点本件被告人ニ対スル公訴ハ強盜殺人及放火ノ罪ニシテ其ノ内強盜殺人ノ点ハ第一審ニ於テ陪審手續ヲ經テ死刑ノ判決アリ放火ノ点ニ付テハ普通公判手續ニ於テ判

松江における陪審裁判

決セラレ此ノ部分ニ付テハ被告控訴ノ結果原審ノ判決アリタルモノナリ而シテ如此公判手續ヲ分離シテ審理セラレタル所以ハ本件放火犯ハ刑法第九條ニ該当スルモノト為シタル結果法定陪審ニ屬セサルモノトシ之ヲ分離シタルニ外ナラス然レトモ弁護人ハ左ノ理由ニヨリ本件放火ハ陪審ニ付セラレタル強盜殺人ト共ニ陪審ニ付シテ審理判決セラルヘキモノニシテ普通公判手續ニヨリ審理判決セラルヘキモノニ非スト思考ス(一)本件放火ノ事實ニ付予審ノ決定第一審判決及原判決カ刑法第九條ニ間擬シタルハ被告人カN Jヨネヲ殺害シ其ノ後犯罪ヲ蔽ハンカ為ヨネノ相続人N J久喜所有ノ建造物ヲ燒燬シタリト為シ即チヨネハ放火當時既ニ死亡シテ人格ヲ有セサルカ故ニ同人ノ住居ニ非ス又現在セルモノニ非スト認メタルカ為ニ外ナラス然レトモ刑法第八條及第九條ニ於ケル人トハ犯人以外ノ者ヲ指稱スルモノニシテ現ニ二人ノ住居ニ使用シトハ明家ニ非サルコトヲ表示スルモノニシテ偶々居住者カ數日間不在ナリシ故ヲ以テ住居ニ使用セサルモノト為スコトヲ得サルト同時ニ(御院判例)住居廢止ノ事實ナキ以上放火當時住居者カ死亡シタルノ事實ニヨリ直チ二人ノ住居ニ使用セサル家屋ト云フヲ得サルヘシト思考ス何トナレハ放火犯ハ一般公共ノ危險ヲ慮リタル為規定セラレタルモノニシテ単ニ人命ノ危險ノミヲ慮リタル規定ニ非サルコトハ人ノ住居ニ使用セル建造物ナル以上ハ現ニ二人ノ存在スルト否トヲ問ハサルニヨリテモ之ヲ知ルニ足ルヘシ然ラハ住居ニ使用セル人カ偶々最後ノ呼吸ヲ引取りタル直後ニ放火ス

八一三(三三一)

ルモノノ住居ニ使用セル建造物ト云フヲ至当ト解スヘシ若シ此ノ理論ニシテ正当ナリトセハ本件放火ノ当時N Jヨネカ殺害セラレタル後ナリトスルモ右放火ハ刑法第百八条ヲ以テ間擬セラルヘク從テ法定陪審ニ該当スル犯罪ナルカ故ニ之ヲ強盜殺人ノ事実ト分離シテ普通公判手續ニ依リ裁判シタルハ違法ト云ハサルヘカラス(二)右ノ所論非ナリトスルモN JヨネニハN J久喜ト称スル養子(相続人)存在シ同人ハ他ニ教員ヲ勤メ居ルモ毎週土曜日毎ニ帰宅シ居ルモノナルコトハN J久喜ノ予審調書ニヨリ明白ナル所ナルニヨリ本件建物ハN Jヨネ及N J久喜カ住家ニ使用セル建物ト云ハサルヘカラス從テN Jヨネ殺害セラレタリトスルトモ尚N J久喜ノ住居ニ使用セル建造物ナリト云ハサルヘカラス然ラハ即チ本件放火ハ刑法第百八条ニ該当シ法定陪審ニ属スルモノナルニ拘ラス第一審ニ於テ此ノ点ヲ顧慮セスシテ第百九条第一項ノ犯罪ナリトシテ強盜殺人ノ罪ト共ニ陪審手續ニ附セザリシハ違法ナリ(三)仮リニ以上ノ所論誤レリトスルモノヲ殺シテ其ノ犯跡ヲ隠蔽センカ為其ノ死体ヲ燒棄スルカ如キハ其ノ間密接ナル原因結果ノ關係アルモノニシテ死体燒棄ハ即チ殺人ノ結果タル行為ナリト云フヲ妨ケスト思考ス而シテ死体ノ燒棄ト建物ノ燒燬トハ一行為ニ基クニ個ノ結果ヲ生シタルニ止マルカ故ニ建物燒燬ノ行為モ亦殺人ノ結果タル行為ニ包含セララルヘキコト論ナシ然ラハ本件放火(原判決ハ放火及死体燒損ヲ一個ノ行為ニシテ數個罪名ニ触ル、モノト判示セラレタリ)ノ行為ハN Jヨネ殺人ノ結果タル行為ニシテ刑法

第五十四条ニ依ル牽連犯ニ属シ当然強盜殺人ノ罪ト共ニ陪審手續ニ依ラサルヘカラサルモノナリ然ルニ之ヲ分離シテ普通公判ニ依リ審判セラレタルハ違法ナリ以上ノ次第二付原審ニ於テモ亦之ニ應シテ適當ノ裁判ヲ為サルヘキニ拘ラス之ヲ看過セラレタルハ失当ト云ハサルヘカラスト云フニ在レトモ記録ヲ調査スルニ本件ハ第一審裁判所カ予審終結決定ニ依リ公判ニ付セラレタル被告人ノ強盜殺人放火行為中強盜殺人ノ事実ヲ陪審ノ評議ニ付シ放火及之ト牽連一罪ヲ構成スルモノトシテ死体損壞事件ヲ通常ノ訴訟手續ニ從ヒ審判シ被告人ハ右放火及死体損壞ニ関スル第一審判決ニ對シ控訴ヲ為シタル案件ナリ而シテ原判決ハ被告人カ人ノ現在セサルN J久喜所有ノ判示家屋ニ放火シタル刑法第百九条第一項ノ犯罪構成事實ヲ認定シタルモノニシテ記録ヲ調査スルニ此認定ニ付重大ナル事実ノ誤認ナルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由ナキヲ以テ原審カ之ヲ通常ノ訴訟手續ニ從ヒ審判シタルハ正当ナリ又死体損壞ノ行為ハ常ニ殺人行為ニ伴フモノニ非サルヲ以テ人ヲ殺シ其ノ死体ヲ損壞シタル行為ハ殺人及死体損壞ノ二個ノ犯罪ヲ構成スルモノニシテ之ヲ牽連犯トシテ処断スヘキモノニアラス本件放火行為ト死体損壞行為トハ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触レ一罪トシテ処断スヘキモノナルモ之カ為メ右放火行為ト被告人ノ強盜殺人ノ行為ト牽連一罪ヲ構成スヘキ謂ハレナシ論旨ハ理由ナシ

第二点原判決ハ被告人ハ昭和六年十月二日夜松江市外□□町□□



番屋敷N Jヨネ方ニ赴キ同人ヲ殺害シテ現金並預金通帳ヲ強取シ翌三日該預金ノ一部ヲ引出シタルモノナルトコロ右犯行ヲ隱蔽セシカガ前記ヨネ居室ヲ燒燬シ同人カ火ヲ失シテ燒死シタルカ如ク裝ハンコトヲ企テ翌四日午前一時頃再ヒヨネ方ニ至リ同人ノ死体ヲ同家表ノ間ヨリ奥ノ間ニ運ヒ其ノ上ニ同家台所ニ在リタル枝木ニ、三把ヲ置キ被告人宅ヨリビール瓶ニ入レテ携帯シタル石油ヲ右死体表ノ間及台所釜場ニ注キタル上同日午前二、三時頃隣寸ヲ以テ順次之ニ放火シ因テヨネノ死体ヲ燒焦シテ之ヲ損壞スルト共ニ當時ノ家督相続人N J久喜ノ所有ニ帰シ且人ノ現在セサル同家ノ闕鴨居板戸板間等ヲ燒焦シテ之ヲ燒燬シタルモノナリト判示シ其ノ証拠トシテ判示事実中死体損壞ノ点建物燒燬ノ部位程度並放火ノ當時判示建物カ判示N J久喜ノ所有ニ帰シ居リタルトノ点ヲ除キタル其ノ余ノ事実ハ強制処分ニヨル予審判事ノ被疑者OS忍ニ対スル第一回訊問調書ニ於ケル同趣旨ノ供述記載ニ拠リ之ヲ認メ死体損壞ノ点ハ右証拠ト鑑定人村盛雄作成ノ鑑定書ニ於ケル判示N Jヨネノ死体ハ燒焦シ居ル旨ノ記載トヲ綜合シテ之ヲ認メ建物燒燬ノ部位程度カ判示ノ如クナルコトハ昭和六年十月四日附檢事ノ檢証調書ニ其ノ旨ノ記載アルニ拠リ之ヲ認メ放火當時判示建物カ判示N J久喜ノ所有ニ帰シ居リタルコトハ証人N J久喜ニ対スル予審訊問調書ニ於ケル同人ハ判示N Jヨネノ死亡ニ因リ之カ家督相続ヲ為シ判示建物ハ其ノ所有ニ帰シタル旨ノ供述記載ニ拠リ之ヲ認メ得ルヲ以テ以上ヲ綜合スルトキハ判示犯罪事実ノ証

松江における陪審裁判

明十分ナリトスト説明セラレタリ依テ之ヲ觀レハ原判決カ被告人放火ノ事実ヲ認定セシ証拠ハ唯單ニ予審判事ノ強制処分ニヨル被告人第一回訊問調書ノ記載ノミニ過キサルナリ右訊問調書ノ記載セル被告ノ自白カ果シテ信スヘキヤ否ヤ頗ル大問題ニシテ被告人ハ其ノ後予審訊問調書第一審ノ準備公判第一審公判第二審公判ヲ通シテ右予審強制処分ニ於ケル調書記載ノ事実ヲ否認シ何レモ警察ニ於テ不法ノ強制ニ堪ヘス虚偽ノ供述ヲ為シタル結果ナルコトヲ主張セリ前記強制処分ノ調書ニ如何ナル信憑力アルヘキカ慎重ノ考案ヲ為スノ要アリト信ス凡ソ刑事裁判ニ於ケル被告人ノ自白ハ採テ以テ犯罪ノ証拠ト為シ得ヘキコトハ勿論ナルモ現代(古今東西ヲ通シテ)ノ時勢ニ於テ自白ノミヲ採テ罪証ト為スノ危険ナルコトハ一般ノ認識スル所ニシテ爰ニ贅言ヲ要セス況ンヤ被告人カ其ノ後其ノ自白ヲ讞シテ其ノ事実ヲ否認セル場合ニ於テハ益々其ノ危険ノ度増大スヘク殊ニ況ンヤ当初ノ自白ニシテ矛盾シ或ハ事實ニ反スルコト明ナル事実多ク存スル場合ノ如キハ他ニ有力ナル罪証存セサル限り其ノ自白ノミニヨリ犯罪事実ヲ断スルカ如キハ採証問題トシテ許スヘカラサルコトナリト信ス而シテ犯罪事実ニ関スル自白ハ其ノ動機経路結果等ニ付其ノ全般ヲ通シテ之ヲ觀察スヘク数多ノ虚偽矛盾存スル場合他ノ証拠ヲ加味セシテ或一部ノミノ自白ヲ眞実ナリトシテ断罪ノ資料ヲ為スカ如キハ断シテ許スヘカラサル所ナリト確信ス本件被告人ノ予審強制処分(第一回)調書ニ就テ之ヲ觀ルニ虚偽ニシテ全然事実ニ反スルカ又ハ當

八一五(三三三)

然信スヘカラサル供述甚タ多シ(一)被告ノ自白中犯罪ノ動機トモ云フヘキ事項ハ被告カTNキヌト私通セルヲキヌノ両親ニ発覚シノウニナリ又被告ノ養父カ新ニ妻ヲ迎ヘテ帰ルコトニ為リタル為一層キヌト二人テ駆落スヘク其ノ旅費ヲ借りル為NJヨネ方ヘ赴キ云々ト云フニ在ルモTNキヌノ予審調書ニ依レハキヌトノ情交開係カキヌノ両親ニ発覚セントスルニ至リタルハ本件犯罪後即チ昭和六年十月七日ノコトニシテ(本件犯罪ハ十月三日)右事實ヲキヌヨリ被告ニ話シタルハ同月十日ナルコトハ右キヌノ予審調書ニ詳細ノ記述アリテ明白ナルニヨリ之ヲ見レハ右被告人カTNキヌト駆落スル為NJヨネヨリ借金スヘク同人方ヘ赴キタル旨ノ供述ハ全然虚偽ナルコト明白ナリ(二)被告人ハNJヨネニ借金ノ申込ヲ為スヘク夜陰ニ乗シテ自宅ヲ抜ケ出テヨネ方ヘ赴キタリト供述セリ此供述亦虚偽ナルカ全然虚偽ト云フヲ得ストスルモ道理ニ合ハサル供述ナリ何トナレハNJヨネノ殺害セラレタル時期ハ陪審公判ニ於ケル中村盛雄ノ証言ニヨルモ同人ノ鑑定書ニヨルモ夕食後五時間以上後ナルコトヲ推知スヘク從テ十月二日頃ノ夕食ヲ早く食スルトシテ午後六時ト仮定スルモ夜十一時以後ノ殺害ト見サルヘカラス而シテ被告人ノ住居トNJヨネ方トノ距離及之ニ達スル所要時間等ヲ考察スルモ被告人カ自宅ヲ出発セルハ夜十時前後ナルモノト認めサルヘカラス夜陰十時過三里ノ道程ヲNJヨネ方ヘ借金ニ出掛ケルコトノ不道理ナルコトハ識者ヲ待タスシテ明瞭ナルヘク況ンヤヨネト被告トハ余リ懇親ニ非サルコトハ被告ノ供述

自体明白ナル所ナレハ如此場合借金ノ為(殺意ナク)出掛ケタリトハ到底信スルコト能ハサル筋合ナルニ非スヤ(三)被告人ハNJヨネヲ殺害シ強奪シタル預金通帳ヲ以テ十月三日松江市ニ於テSN貯蓄銀行及ME銀行TJ町支店ヨリ金ヲ引出シタル旨供述セルモ犯人カ預金ヲ右両銀行ヨリ引出シタルハ十月三日午前十時過ヨリ十一時過迄ノ間ナルコトハ証人FM幸等ノ供述(時間正確ニ非サレトモ)ニヨリ推知シ得ヘク而シテ予審及公判(一、二審)ニ於ケルDK鶴松ノ証言KS徳五郎ノ証言OSチヨノ証言等ニヨレハ十月三日ニハ被告ハDK鶴松ヲ傭入レ「カグラン」製造ヲ為シ居リタルコトヲ明認スヘキカ故ニ被告人カ前記銀行ニ赴キNJヨネノ預金ヲ引出シタリト云フ供述ハ真実ニ添ハサルモノナルコトヲ認め得ヘシト信ス(四)被告人ハ十月七日強取シタル預金通帳ヲ証第五十号ノ投書ト共ニ松江市外□□町(工業学校ノ川向ト称ス)ノポストヘ投入レタリトノ供述記載アル所右ポストニ投函セル郵便物ノ投函時刻ハ午後六時若ハ七時以後ナルヘキコトハ証人KT榮一ノ予審調書ノ記載ニヨリ明白ナルヘク又該投函郵便物ハ濡レ居リタルコト、同日夕刻ヨリ降雨アリタルコトハ同証人ノ供述記載ニヨリ明白ニシテ被告人カ同月七日被告方ヘ帰リタルハ其ノ時刻必スシモ判明セサルモ証人OSチヨノ供述全部ヲ通覽スレハ右被告人カ郵便ポストニ投函セリト供述セル事實ハ如何ニシテモ信用スルコトヲ得サルモノト思考セラル(五)被告ハ十月三日夜放火ノ為ビール罎ニ石油ヲ入レ桃印ノマツチヲ携帯シテNJヨネ方ヘ

赴キタリト供述セルモ被告方ニハ桃印マツチヲ使用セサルコトハ証人OSチヨノ、供述ニヨリ之ヲ知ルヲ得ヘク之亦虚偽ナルコトヲ知ルニ足ルヘシ(六)尚ビール罎ニ石油ヲ入レ云々ノ点ニ付テハ現場保存ノビール罎ノ破片ニ石油ノ臭氣ナカリシコトニ徴スレハ此点亦真実ニ非サルカ如シ(或ハ火ノ為石油臭氣發散シタリト見ルコトヲ得サルニ非サルカ如キモ他ノ物件ニハ其ノ臭氣存在シビール罎ノ破片ノミ存在セサルカ如キハ疑ハサルヘカラス)以上ノ如ク被告人ノ自白ナルモノハ虚偽甚タ多ク直チニ信スヘカラサルモノナルコト明白ナル以上被告ノ犯罪ヲ断定センニハ他ニ有力ナル証拠ヲ挙示セサルヘカラサルニ拘ラス原判決ハ事爰ニ出テス只單ニ被告ノ自白ノミニヨリ放火ノ事實ヲ断定シタルハ探証法ニ違反シタル判決ニシテ破毀ヲ免レスト信スト云フニ在レトモ原審ハ証拠ノ取捨判断ニ付職權ヲ有スルヲ以テ其ノ行使ヲ批難スル本論旨ハ理由ナシ

第三点原判決ハ上述ノ如ク被告人カ放火セル事實ヲ断定スルニ付被告ノ自白ヲ記載セル一調書ノミヲ採テ以テ証拠ト為シタリ而シテ該自白カ后日否定セラレタル以上自白ノ真否如何ヲ断定スル為其ノ自白全部ニ付之ニ対応スル証拠ヲ被告人ニ示シテ之カ弁解ヲ求メサルヘカラス之ヲ探証法上当然ノ原則ト信ス然ルニ原審ニ於テハ単ニ訴訟記録ニ存スル書類ヲ被告ニ挙示シタルノミニテ其ノ他ノ証拠物件ニ付テハ何等之ヲ挙示シテ被告ノ弁解ヲ求ムル手續ヲ為サス之明ニ探証法ニ違反シタル手續ニシテ之ニ基イテ為サレ

松江における陪審裁判

タル裁判ハ違法ト云ハサルヘカラス又如此被告二十分ノ弁解ヲ為サシメスシテ予審強制処分ニヨル訊問調書ノミヲ証拠トシテ断罪シタルハ失当ノ判決ト謂ハサルヘカラス右ノ次第二付原判決ヲ破毀セラレ相当ノ裁判アランコトヲ求ムト云フニ在レトモ原判決ハ所論証拠物件ヲ証拠ニ援用セサルヲ以テ之カ証拠調ヲ為ササル原審ノ訴訟手續ニ違法ヲ生スルモノニ非ス論旨ハ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事佐々波與佐次郎関与

昭和九年二月二日

大審院第四刑事部

裁判長判事

島田 鐵 吉

判事

中尾 芳 助

判事

遠藤 義 誠

判事

岸 達 也

右膳本ナリ

昭和九年二月三日

大審院第四刑事部

裁判所書記

根岸 龜太郎

八一七(三三五)

## 五 新聞報道に見る陪審公判

### 1 陪審法の実施に関する新聞報道

こ、には、「松陽新報」および「山陰新聞」に報道された、松江における陪審公判についての記事を収録した。それに加えて、陪審法廷の構造、陪審法の解説、陪審法実施に先だつ模擬陪審裁判、昭和三年一〇月一日の司法記念日に天皇が東京地方裁判所へ行幸した状況、司法大臣、大審院長、松江地方裁判所長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事ならびに陪審法の実施状況に関する報道も収録した。

(注) 夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事は、旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

### ● 「松陽新報」昭和三年九月一四日夕

陪審法実施の十月一日を永久に司法記念日

来る一日大審院東京控訴院等に聖上初の行幸を仰ぐ

憲政の大義に基づいて、国民をして善く司法権に参与せしめる多年の懸案であった陪審法は、愈々十月一日から実施される事になつてゐる。且つ、畏くも天皇陛下には、当日司法部初行幸として、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸仰出だされる事になつたので、司法省では此の日を司法部の記念日として永久に記念すべき計画であつたが、具体案を得て十二日全国地方裁判所

にあて、それぞれ訓令を發した。これによると、十月一日を永久に司法記念日と定めて、全国の判検事は業を休み、各地方裁判所では管内陪審員候補者、貴衆両院議員、府県市町村会議員、市町村長、その他官公吏全部に対し、招待状を發して法廷の内部の巡覽を乞ひ、本年は特に陪審法実施記念日として陪審法廷の繪葉書をもれなく贈呈する他、講演会を催して司法権尊重の思想を涵養し、今まで司法権を疎んじて来た国民をして、司法権に親しませる計画である。(東京電話)

### ● 「松陽新報」昭和三年九月一九日夕

善美を尽して陪審法廷竣成す

松江地裁構内の偉觀

来月一日の実施期を前にして

松江地方裁判所の陪審法廷は、来月一日の実施期を控えてす

に全く竣成し、備品が一部揃はないだけで、おそくとも今月末までには残らず取揃へられるはずなので、来る三十日午後、判検事はもとより松江弁護士団総出で、真もの、陪審員を入れて模擬陪審裁判を行ひ、来月一日の司法祭から三日間法廷を開放して一般の参観を許すはずであるが、建物は法廷および陪審員宿舎で総建坪約百三十坪、経費四万六千七百余円を要し、法廷はこれまでの民・刑事法廷とはその趣を異にして、入口に傍聴席を置き、柵を距て、新聞記者席、証人控席があり、向つて右側には陪審員席、左に十二名の座席を揃へた弁護士席、被告人席は弁護士席前に証人席と並び立つたま、陳述するやうになっており、正面には判事席、左に約三尺はなれて検事席、右に書記席となつていて、中央法曹界で問題となつた判事席裏の扉は閉め切ることとなり、廷内は全部木目の浮出ているベニヤ板で取囲まれて、シャンデリヤからカーテン等善美が尽され、何となく寺院の伽藍に似た柔かい感じが与へられる。陪審員の宿舎は、一時兎角の評で喧しかっただけに待遇上殊に留意され、陪審員評議室、控室、検事控室、判事控室、合議室に挟まれた廊下を通じて階下に至れば、右側に和洋折衷の娯楽室、左側に湯殿、炊事場があり、階上向つて左側は和風の寢室で十四畳が二間、これに押入れがついている上に一人一台の洋服箆箱が備へられ、右側は一室二人の洋風寢室が三間、六台のベッドと洋服箆箱がズラリと並んで、洗面所から便所まで至れり尽せりの完全な設備が施され、娯楽室には碁、将棋のほか

松江における陪審裁判

将来許される範囲内でラヂオを取付け、蓄音機まで備える目論みがあり、更に夜具は絹布にくるまるといふのだから、松江でも二、三流どころの旅館とはとても較べものにならない立派なものである

●「松陽新報」昭和三年九月一九日夕

陪審法廷事件は極めて稀だらう

水野裁判所長語る

右について、水野裁判所長は、左の如く語つた。

陪審法施行前すなはち九月末日までに公判開廷の期日がきまつたものは、仮令十月にならうと十一月にならうと、陪審にはかけられないこと、なつてゐる。陪審員は、陪審法の適用される事件があれば、県下から選ばれてゐる候補者のうちから三十六名を選定し、更に正員十二名と予備員一、二名を決める手はずになるのだが、一時相当喧しい問題になつてゐた陪審員の待遇問題は、二日も三日も永延く事件はそうザラにあるわけではなく、殊に法の精神から成べく早く審理を終るといふのだから、世間でいはれるような缶詰め騒ぎは起ころうとは思はれない。鳥根県は、統計の上から見ても重罪犯が非常に少なく、それに陪審裁判を申請すれば被告人のどれもが有利となるといふのではなし、かへつて控

八一九 (三三七)

訴審を一つ飛んで直ちに上告裁判となるので、罪状が明白なものなど不利となる場合も起こつて来ないとも限らないばかりではなく、陪審にかけるやうな事件でも、被告人が辞退することもあるのだから、当裁判所の如き陪審事件はきはめて稀だらうと思つてゐる。

●「松陽新報」昭和三年九月二二日

陪審裁判とは如何なるものか(一)

第一東京弁護士会副会長 弁護士法学士 秋山襄

一 陪審の実施されるに到つた理由

従来の我国における刑事裁判は、一つ犯罪事件が持ち上つて来ると言ふと、先ず警察に於て現行犯人なりまたは被疑者なりを捕へ、次に検事局に廻し、予審に付し公判にかけて、所謂専門家の手の上に依つて審理し來つたのであるが、来る昭和三年十月一日よりは、是に一般民間より選出した裁判と言ふことにかけては全然素人の、所謂「陪審員」なるものを参加せしめ、「陪審裁判」を行はれることになつてゐる。何故、この裁判にといふことにかけては、全然無経験な者を加へて、陪審裁判が行はれることになつたかといふと、欧米諸国に於ては、余り法律を知り過ぎた者のみが寄り集まつて裁判をするといふと、小枝末葉に捕はれて、

往々にして誤つた判決を下す惧れがあると言ふので、専門家以外に一般人民の常識判断を加へて、裁判の公正を期する意味から行はれることになつたのであるが、我国に於て陪審制を採用せらるるに至つた理由は、それとは聊か異なる。即ち、法律専門家以外の一般常識裁判を加へて裁判の公正を期するやうにしたいと言ふことも、無論一つの原因にはなつてゐるが、国家が繁栄して行く根本の理由は、正義を厳正に守ることにある。正義が守られる国は榮え、正義が守られない国は反対に衰へる。その正義を維持擁護して行くものは、実に裁判なのである。この国家の生命をなす正義を守ることが、言ふ迄もなく国民全体の権利であると同時に義務であつて、従つて国民裁判に干与するのは至当のことである。

また、立憲政治の眼目は、国務は政府に於て専制すべからず、国民にも参与せしめて、国民にも国運隆興の責を負はしむべしといふにあるが、この国務のうち、立法と行政とは、既に議会自治制等の制定に依つて、一般国民にも参与が許されていたにも拘らず、独り残りの司法のみは、今日に到る迄政府の専断に委ねられていた。然るに、この司法運用如何は、直接國家の安寧秩序、国民の利害休戚と至大不離なる關係を有する。この重要な国務の一部をなす司法の運用のみに、国民の参与を許さぬといふことは、立憲政治の本旨にも悖る。国民をして裁判に干与せしめることは、立憲政治の本旨から言ふも必要である。大体以上の理由に依り、我国に於ては陪審制度を採用されることになつたのである。

然らば、この陪審裁判といふものは、一体如何なるものか？  
——と言ふと、司法当局に於ても宣伝に努めてゐるので、既に一般に了解されていることと思ふが、私よりも極簡単に、概要を摘んで申し上げて置きたいと思ふ。是迄の刑事裁判は、専門家のみが寄集まつて行つていたのであるから、国民は左して立入つて内容を熟知して置く必要もなかつたが、国民全体の中より陪審員が選出されるやうになつた以上、国民の義務として、陪審内容の一般は熟知しておく必要がある。国民の中より何時なるとき、誰が陪審員として選ばれて出頭を命ぜられることがあるか判らないのである。

●「松陽新報」昭和三年九月二三日

陪審裁判とは如何なるものか(2)

第一東京弁護士会副会長 弁護士法学士 秋山襄

二 陪審員になり得る者の資格

先づ、国民の中より如何なる者が陪審員に選出されるか？  
——と言ふことであるが、陪審員として選出されるには、原則として次の四つの資格を要する。

- 第一 日本帝国の臣民であつて満三十才以上の男子である事
- 第二 二年以上引続き同一町村内に居住している者である事

松江における陪審裁判

第三 二年以上引続き直接国税を三円以上納付してゐる者である事

第四 読み書きが出来る者である事

何故以上四つの条件を設けて、資格を制限したかといふと、第一は日本は治外法権国ではないから、裁判干与権は国民の特権として、外国人には与へないのである。また、三十才以上の男子と定めたのは、犯罪責任の有無を評議する重大な任務に当るのであるから、社会の常識に富んだ者であらねばならない、特に男子に限り資格を認められたのは、女子は男子に比較して常識が劣つてゐると言ふ訳では決しないが、普選権すら与えられていない今日、陪審権を認めるのは時期尚早であるといふ見地から保留されることになつたのである。

第二は、陪審員に選ばれた者は、随時必要に応じて裁判所に呼び出されるのであるから、一定の住所を有する者でなければならぬことは当然のことである。それと一定の期間内同一の土地に居住して、土地の様子に通じた者でなければ、犯罪責任有無判断の常識に欠ける。

第三は、古より恒産なくんば恒心なしと言ふ、恒産なき者は重大な陪審の任務には適しないのと、相当な産ある者に非ざれば、随時呼出された時の時間と費用の負担に耐へないといふので、斯く規定せられたのである。

第四は、読み書きが出来ない者に、陪審評議の任務が勤まらな

いのは当然のことである。

以上の理由に依り、資格制限を設けられたのである。

以上四つの条件を備へた者は、原則として陪審員に選定される資格を有するのであるが、但資格を有する者の中でも、特別の職業に従事して居る者(例へば、在職の国務大臣とか判検事陸海軍法務官、行政裁判所長官及評定官、宮内官吏、現役の陸海軍々人、庁府県長官、島司庁長、警察官吏、刑務所官吏、税関吏、書記官吏、通信鉄道船舶従業員、市区町村長、弁護士、公証人、執達吏、代書人、小学校教員、神官、僧侶、医師、薬剤師、学生等)とかは、除外せられることになってゐる。之等の者は職業柄、陪審員たるに差支えるからである。また、禁治産者及準禁治産者、破産をして未だ復権せざる者、懲役の刑に処せられたることのある者、六年以上の禁固刑に処せられたることある者には、資格を認めないことになつてゐる。

前記の欠格者以外の有資格者にして、陪審員の選に入りたる者は、満六十歳以上の老人、在職の官公吏、学校教員若しくは開期中の議員以外は、病氣其他の重大な事由あらざる限り、任務を辞退回避することは出来ない。

●「松陽新報」昭和三年九月二十五日

陪審裁判とは如何なるものか(3)

第一東京弁護士会副会長 弁護士法学士 秋山襄

### 三 陪審員選定の順序方法

陪審員は前陳の有資格者中より選定するのであるが、その方法は大体に於て市町村役場は毎年九月一日現在を以て管内居住の有資格者を調査し、その中より所属地方裁判所長より割当ありたるだけの翌年所要の「陪審員候補者」を選定する。陪審員は更にもその中より必要に応じ地方裁判所長が選出するのであるが、今その順序を次に項目分けにして説明する。

一、陪審員候補者の任期は、毎年一月一日より十二月末日に到る一ケ年とす。

二、地方裁判所長は、毎年九月一日迄に翌年所要の陪審員候補者数を定めて、之を管内各市町村に割当て、選出方市町村長に通知する。

三、各市町村役場に在りては、毎年九月一日現在に基いて、その市町村内に居住する陪審員有資格者の氏名を名簿に登録し、「陪審員候補者名簿」を作製する。

四、市町村長は、同時に「陪審員有資格者名簿の副本」を調製して、九月末日迄に所轄区裁判所監督判事に送附する。

五、市町村長は、翌十月一日より休日を除く七日間陪審員資格者名簿を一般居住民の縦覧に供する。

六、名簿を縦覧して若し資格が無いのに登録せられてゐる事を



発見した者、若くは資格があるにも係らず登載漏れとなつてゐる事を発見した者は、縦覧期間内及び其の後の休日を除いた一週間に於て、その旨市町村長に対し異議の申立てをする。

七、市町村長が若しその異議を適当と認めたる時は、直ちに名簿を正し且其の旨所轄区裁判所判事及び異議申立人に対し通知する。

八、市町村長が異議の申立てを不当と認めたる時は、意見を附して所轄区裁判所判事に申達し指令を仰ぐ。

九、区裁判所判事指令を仰がれたる時は、二十日以内に於て資格を認むるか否かの決裁をなし、市町村長及び異議申立人に対して其の決定を通知する。

十、陪審員資格者名簿確定したる時は、市町村長は十一月末日迄に有資格三人以上の立会を求めて、有資格者中より地方裁判所より割当あたりたるだけの陪審員候補者を抽籤に依つて選定す。同時に、選に入りたる者の氏名を名簿に登載して、「陪審員候補者名簿」を作製する。

十一、区裁判所判事は、任意管内各市町村役場に出張して、前項の事務に就き市町村長を監督する。

十二、陪審員候補者名簿出来上りたる時は、市町村長は其の副本二通を作製して、一通は役場に存置し、一通は区裁判所判事に送り、正本は十一月三十日迄に所轄地方裁判所に送附す

松江における陪審裁判

る。

十三、地方裁判所長は、受取りたる陪審員候補者名簿を手許に存置して、陪審公判に附すべき事件が発生したる時に、随時予め定めてある市町村の順序に従ひ、名簿中より三十六人の候補者を抽籤に依つて選出、裁判所に出頭を命ずる。

十四、陪審事件担当の裁判長は、更に此の三十六人中より抽籤に依つて、結局十二人の「陪審員」を選出、公判審理に立会はしめる（この方法は後に詳記する）。

陪審員選定には大体以上の如き手続きを経て、即ち一つの陪審事件公判に立会ふ「陪審員」の数は結局十二名だけである。

而して、一つの事件に立会つた陪審員の任務は、その事件の公判が終了すると同時に消滅し、年内には再び呼出される事が無いと言ふのが原則となつてゐる。

●「松陽新報」昭和三年九月二十六日

陪審裁判とは如何なるものか（4）

第一東京弁護士会副会長 弁護士法学士 秋山襄

四 陪審にかけられる犯罪の種類

以上で陪審員選定の順序は大略尽した心算であるが、次に、この陪審裁判は如何なる種類の犯罪にも凡て応用されるかといふと

決してさうではない。陪審裁判にかけられる犯罪の種類を極総括的に説明すると、刑法犯罪の中でも比較的重い犯罪にして、然も被告人が犯罪事実を自白しない場合にのみ、陪審の評議かけられるのである。従つて、凡ての民事事件とか、又は刑法犯罪の中でも区裁判所に於て審理する如き軽い犯罪、或は重い犯罪にしても被告人が犯罪事実を自認した場合には、陪審裁判にはかけられぬのである。

又、これを分類すると、法定陪審と請求陪審の二つに分れ、法定陪審とは、被告人より陪審にかけてほしいと言ふ望みがなく共法律の規定によつて陪審に附する訳であつて、死刑とか無期の懲役或は禁固刑に相当する罪を犯した者の裁判は、被告人の自白がない限り凡てこの法定陪審に抛る事になつてゐる。

又、請求陪審とは、被告人より陪審にかけてほしいといふ望みがあつた時に初めて陪審にかけるのであつて、三年以上の有期刑、又は禁固に該当する事件は凡てこの請求陪審に属してゐる。

換言すれば、殺人強盗であるとか殺人放火であるとか言ふ種類の犯罪は法定陪審に属し、横領であるとか窃盗であるとか言ふ種類の軽罪は請求陪審にかゝる。然しながら、前記の如き長期刑に該当する犯罪であつても、皇室に対する犯罪であるとか、内乱罪であるとか、軍機保護法、陸海軍刑法其他軍機に關して犯した罪、選挙に關する罪等特殊に属する犯罪は、たとへ陪審にかゝる事件と雖も陪審にかけない規定となつて居る。

又、法定陪審にかかる事件と雖も、被告人より陪審にかける事を辞退する旨の申出があつた時は、通常手続きにより裁判を行ふ事になつてゐる。

尚、陪審法の第一条には、「陪審の評議に付して事実の判断をなす事を得」と規定してあつて、本法は絶対法ではないのである。

#### 五 陪審裁判の概要

次に、愈々「陪審裁判」の事に移るのであるが、その大要は、先づ地方裁判所長は、陪審の評議に附すべき犯罪事件が発生して、その事件の予審が終結し陪審にかけらるる事にきまつて公判の期日が定まると、陪審員候補者名簿に基き、予め定めてある市町村の順序に従つて、或市町村よりは何人といふ比例に、抽籤に依つて三十六名の陪審員候補者を選出する。而して、その選に入つた三十六名の候補者に対して、「来る何月何日陪審員として何々地方裁判所に出席せよ」と言ふ呼出状を發する。

斯くて、雖て公判の期日が到来すると、呼出状を受取つた陪審員候補者は、病氣とか其他重大な事故のない限り、茲に初めて陪審員として指定時刻に違わずに地方裁判所に出頭する。此の場合の出席者が、三十六人の中廿四人以上揃へばよいのであるが、若しも事故欠席者が多くして廿四人に充たない場合には、地方裁判所長は更に補充呼出の手續きをとらねばならないから、従つて公判の期日は延期となり、出頭した陪審員及裁判所当局其他関係者に対して迷惑をかける事になるから、呼出状を受取つた候補者は

注意すべきである。

幸ひにして二十四人以上の陪審員が揃ふと、事件担当の裁判長は更にその中から實際公判審理に立会ふ十二名の陪審員を選出する手続きをとる。その方法は、裁判長が出頭した二十四名以上の陪審員の氏名票を全部抽籤函に投入して、裁判官、検事、陪審員、被告人、弁護士等が凡て揃つた法廷におき、順次抽出して当籤した者の氏名を読みあげる。すると検事はその時氏名を聞いてゐて、若し当籤した者の中に当該事件の被害者であるとか、被告の縁故者であるとか、特別の關係人がある事を見出した場合は法律の定むる処に基いて直ちに「忌避」と叫ぶ。若し、何等の關係なき者が当籤した場合は「承認」と叫ぶ、被告も検事と同様に裁判長の読み挙げる名を聞いてゐて、氣に入らない者があつた場合は「忌避」と呼び、陪審として立会つて貰つて差支えない人であつた場合は「承認」と言ふ。斯して、順位に従つて結局承認された者十二名だけが審理に立会ふ事になる。

忌避された者、或は落選した者は靜かに法廷を去つて行く。

十二名の陪審員が定まると、愈々公判の手續きに入るのであるが、その順序は大体に於て是迄の地方裁判所における公判と變りはない。唯十二名の陪審員が公判廷に向つて右前方に居並ぶのであつて、關係者一同が着席終ると、先づ最初に裁判長は陪審員の宣誓を求める。陪審員が「これより公平に職務を行ひます」と云ふ宣誓を済ませると、検事から公訴事実の陳述があり、次に裁判

長より被告の身分調べ、事實調べ、証拠調べがあつて、最後に再び検事より論告あり、弁護人の弁論に入る迄の順序は、全然是迄の公判形式と同一である。

以上の手續きが済むと、陪審裁判に於ては裁判長の「説示」に入るのであるが、此の説示といふ事は陪審裁判に於て極めて重要な事であつて、裁判長より陪審員一同に対し「この事件の証拠關係はどうなつてゐるか」、「實際どの点が法律上問題になつて来るか」等と云ふ事を説述するのである。此の説明を聴取すると、法律に暗い陪審員も略裁判の山が判つて来る。

#### ●「松陽新報」昭和三年一〇月二日

陪審裁判とは如何なるものか(5)

第一東京弁護士会副会長 弁護士法学士 秋山襄

陪審員一同に事件關係が諒解出来て来ると、次に裁判長は、「被告は果して如何なる事實を行なつたか、否か」と云ふ事を聞く、「問書」と云ふものを認めて陪審員全部に渡す。問書を受取つた陪審員は、それを持つて評議室に退く。評議室に入った陪審員は、一同の中から「陪審長」といふものを選び出し、この陪審長は、即ち議長の職責をとり、評議整理の任務に當つて、裁判長より出された問を肯定するか否か評議をし合う。評議を終ると、採決を

するのであるが、その方法は、陪審員中の過半数——即ち七人以上の同意がなくは不可ない、若し七人以上、裁判長が出した問を肯定すれば、陪審長は問書の端に「然り」と記入して法廷に持ち帰り裁判長に提出する。反対に七人以上裁判長の問ひを否定する者があれば、「然らず」と記入して提出するのである。その答へる事を、法律の上では「答申」と名づけてゐる。

陪審長より答申があると、裁判長は一応それを精読した上で、書記をして問書と答申の文言を朗読せしめる。

此の答申の朗読が済むと、陪審員の任務は凡て終了を告げるのであつて、一同は茲に解任されて退席するのである。

#### 六 陪審員の心得

扱て以上で陪審員の任務は終了するのであるが、裁判所は最後に陪審員の答申を相当と認めたる時は、次の手続きをとる、即ち、(一)陪審員の答申が被告の犯罪を肯定する答へであつた場合には、検事及び弁護人から今一応情状に就いて論じた上で、裁判所は諸般の事情を総合し被告人に対して「有罪」の判決を宣言するを原則とす。

(二)陪審員の答申が被告人の犯罪を否定する答へであつた時には、裁判所は「無罪」の判決を宣告して、被疑者は放免さるゝ事となるを原則とする。

故に、陪審員の任務は、裁判所に対し判決の大綱骨子を指示するものであつて、その責任たるや実に重い。加ふるに、この陪審

裁判は二審にして終審となり、上告のみ許され控訴を許されないものであるから、その責務は益々重い。陪審員の評決が基礎となつて、人の一生を左右する事になつたのであるから、その職務遂行の上に於て、私心を挿む様な事があつては決してならない。裁判は唯一の正義擁護者であり、国は正義に依つて立つてゐる事は、前にも述べた通りである。

欧米諸国にありては、余程以前より此の陪審制度が採用されて居り、陪審にかけては相当の経験を積んでゐるが、今尚往々にして、陪審員が感情に走る結果、疑獄を産む実例を時々見つゝある、此の感情に走る事も陪審員にとっては一大禁物である。

#### 七、陪審裁判の長短

最後に、此の陪審裁判の利害、得失と云ふ点になると、我国に於ては未だ未知の問題に属し、愈々実施された暁でなければ、真実の成績は判らぬのであるが、従來の専門家に国民の常識判断を加へた裁判であるから、一歩進んだ裁判である事に間違ひはない。且、陪審員の答申が仮令誤つた答申であつたとしても、裁判所はその答申を全部鵜呑みに取入れるとは極めてゐないのである。裁判所は、その専門家の立場から、陪審員の答申が明白に誤りであると認定した場合には、更に他の陪審の評議に附して、公平な判決を下す事にするのである。

それ故、陪審院員裁判における事実審理は、先づ以て唯一審に過ぎず、控訴が出来ないで、唯極めて限定せられたる理由を以て、

上告が成り立つと云ふ事だけが物足りない点であるが、従来の裁判よりは、確に理想に近い裁判である。従つて、万一被告に問はれたもの、立場より言へば、進んで此の陪審裁判に附議せられん事を要望すべきである。

而して、更に公廷に起たされた被告人は、堂々と有の儘の事実を陳述し、若し事件に關連して証人に呼出された者は、証人義務の重大なる事を想ふて眞実を守り、裁判所当局並に陪審員に誤判の疑ひなからしめ、以て裁判の公正を維持する事が肝要である。

尚、余等一般国民は、我国司法史上に画時代的な此陪審員制度を施行せられるを機として、愈々司法威信の宣揚と正義の伸長に力を協せ、仍つて以て国運の隆昌を扶翼したいものである。(空元)

●「松陽新報」昭和三年九月二七日

陪審法廷を一般に公開

来月一日から三日間

一日には知事以下招待

いよく、来月一日から実施せられる陪審法に備へる、松江地方裁判所の陪審法廷は、すでに全く竣成し、既報の通り、来る三十日には木の香新しい法廷で、判検事、弁護士総出勤の上、松江市内の陪審員候補者十二名を入れて、小手調べの模擬陪審裁判を行

松江における陪審裁判

ひ、来る一日の司法祭から三日間一般に公開して參觀を許すはずであるが、一日は特に八木知事、小島、谷、瀬谷各部長、高橋松江市長、佐野松江刑務所長、その他市内有力者、新聞司法記者ら多数を招待して、法廷および陪審員宿舎を開放し、午餐会を催すはずである。

●「松陽新報」昭和三年九月二七日

司法省秘蔵の古記録を天覧に

来月一日東京地裁御親察の際

めづらしい古判決書

国民が直接司法に参与する画期的の陪審裁判実施は、愈々来る十月一日からといふ間近に迫り、かしこくも天皇陛下には裁判の実況を御親察のため、十月一日東京の三裁判所に始めて行幸遊ばされる事は既報したが、当日は各法廷の御親察を願ひ、更に明治初年から今日までの司法制度沿革の記録、刑事参考品を御覽に、大審院長、検事総長が御説明申上げる筈である。而して、此記録中には、當時を回想する上に於て美に得難いものがあり、「天皇ノ名ニ於テ」の朱書あるもの、或ひは「菊御紋章天皇ノ名ニ於テ」の印刷あるもの、或ひは維新を画して当時王事に尽した志士の、或ひは謀殺、暗殺され或ひは要撃された事件等の詳細が含まれて

八二七 (二四五)

居る。これ等は、すべて明治以来幾多波乱に富める我が国運の発展途上に展開された、政治的社会的事実の生きたる記録であり、一見無限の興味を覚えしめるには充分である。当日天覧に供する之等記録の目録は、左の通りである。(東京電話)

目録

- 一 明治廿三年上告人岩倉松平立替金請求事件民事判決書「天皇ノ名ニ於テ」の朱書あるもの
- 一 明治廿三年大槻新六外一名証書変造詐欺取財事件「菊御紋章天皇ノ名ニ於テ」の印刷あるもの
- 一 明治元年九月兵庫県記録、伊藤俊介(博文)の署名ある裁判記録
- 一 明治十六年九月刑事裁判書(判事小村壽太郎署名のもの)
- 一 明治十六年十二月廿四日熊坂長庵判決書(所謂藤田組贖札事件と称せられたる事件の本犯に対する判決にして、陪席判事には小村壽太郎あり)
- 一 刑事事務届書綴(明治元年近藤勇処刑届)
- 一 明治二年大村益次郎謀殺一件記録
- 一 明治四年断刑調書の一部(井上馨、伊藤博文、澁澤榮一等に對する言渡)
- 一 明治六年廣澤參議暗殺嫌疑者中村六藏事件記録
- 一 明治七年一月岩倉右大臣要撃事件記録
- 一 明治七年江藤新平等佐賀暴動事件記録

- 一 明治九年熊本神風連に関する事件記録
- 一 明治十年西南戦争に關し九州地方にて西郷隆盛に与せし者の処断記録の一部
- 一 陸奥宗光以下西南事件記録
- 一 明治十一年大久保參議殺害事件記録
- 一 明治十五年板垣退助遭難事件記録の一部
- 一 明治十六年河野廣中等福島事件記録
- 一 明治二十四年五月津田三藏殺未遂事件記録
- 一 明治三十八年二月清国講和全權大使李鴻章挾撃事件記録
- 一 明治三十八年日比谷騷擾事件記録

●「松陽新報」昭和三年九月三〇日夕

卅日にはまづ本格的な模擬裁判

陪審裁判の小手調べ

二、三日両日は法廷を一般に公開

松江地方裁判所の陪審法廷および陪審宿舍はすでに内部の裝飾、設備等全く成り、いつでも来いの準備は完全に整ったが、この画時代的法律の施行に先立って、まづ三十日午後判検事、書記、松江弁護士会総出動のもとに、松江市内の陪審員候補者十二名を入れて、小手調の模擬陪審裁判を行ひ、一日の司法記念日には、市

内知名の官民多数を招待して、廷内および陪審員宿舍を參觀せしめ、午餐会を開いて祝賀の意を表し、二日三日の両日は、一般に開放して法の精神と趣旨を徹底させる計画である。三十日には行はれる模擬裁判は、非公開であるが、事件は夫婦者がある男を絞殺したといふ殺人事件で、審理の結果正当防衛か過失致死か、果して殺人かの疑点を生じ、これを中心として真剣な裁判が行はれるもので、その役割は裁判長に高橋刑事部長、白石、芥（あるひは平山）両判事が陪席し、検事は小山田検事、書記は齋藤、新田両書記で、被告人には高橋、森田両書記が立ち、五名の証人も地方区両裁判所の書記がそれぞれ受けて、大脇、草光（義）、難波各弁護士が被告の弁護に当ることとなって居るが、陪審の評議から申告、被告人および証人の訊問、求刑から判決まで一切本格に行はれるはずで、実施を前に多大の効果があるものと期待されて居る。

●「松陽新報」昭和三年一〇月一日

陪審法実施の日!!

君恩の尊きに報い奉れよ

愈よ国民が司法に参与する

田中首相の談

松江における陪審裁判

国民が多年期待して居た陪審法は、今日即ち昭和三年十月一日から実施されることになった。この日天皇陛下には、特に親しく大審院に行幸あり、司法事務の実際を御親閲あらせられるは誠に有難き思召しと拝察し、お互国民の責任は一段と大なるを覚えるのである。陪審制度は一口に云へば、民が直接司法手続に参与することである。即ち、裁判の手続は従来専門の裁判官のみで行はれて居たものを、国民がこれに参与して、円満完全なる裁判を行ふことであつて、裁判上重大なる意義がなくてはならぬ。吾々国民は、既に議會に於て立法に参与し、地方自治に於て行政に参与し、今また陪審法の実施に依つて司法に参与することになった。即ち、国民三権の各に参与することになり、いよく立憲国民たるの実をあげるやうになったことは、吾々日本国民の誇りであると共に、重大なる責任觀念を喚起するは勿論、益々自重精勤して君恩の尊さに報い奉らなければならぬと信するのである。（東京電

話）

●「松陽新報」「山陰新聞」昭和三年一〇月一日

陪審法の実施に臨んで

司法大臣原嘉道氏の談

多年国民翹望の的となつて居た陪審法が、愈々本日を以て実施

八二九（二四七）

せらるゝこと、なつたことは、我々国民として大に祝福慶賀せねばならぬ一大盛事である。言ふまでもなく、

陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏則ち判事が単独に行ひ來つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむることを基調とし精神とする、所謂国民裁判を指すのである。本来、立憲治下にありては、その立法たると司法たると行政たるを問はず、苟くも国務の遂行運用に當つては、之に民意を加味せしめ、国民をして国民の政治は国民自ら之を行ふのであるとの觀念を抱かしめねばならぬのである。然るに、我国に於ては、今日まで立法行政の両方面に於ては、選挙の方法により代表される人民の意思が国政遂行の上に表現されて居つたけれども、独り司法裁判の上には、国民意思の反映と認むべき何物も加味されて居らず、

裁判事務を常職とする官吏のみが、刑事の裁判即ち国民の犯罪有無の判断をなし來つたのであるから、立憲政治の本筋から云ふても、従来は未だ其完きを得不い感を免れなかつたのである。尤も、外国に於ては、為政者の暴虐に対し国民の生命財産の安全を保護する趣旨に於て、陪審制度を採用した処もあつたが、我国に於ては、古来より全国的に（一地方の藩主等には多少あつた）暴虐擅恣の為政者があつて、勝手次第に人民を逮捕監禁審問処罰したり、或は苛斂誅求を事とした実例はないのであるから、彼の外国における如く、従来は官吏裁判では国民の生命財産の安

全は望まれないと云ふ国民感情があつたことではないのであるが、多数の国民中には、官吏たる警察官や検事が取扱つて來た事件を、更に官吏たる

裁判官が判断するのであるから、司法権は独立とは云ふもの、絶対公平を望むことは古来ないと考へるものがあつて、従来は裁判制度に不満を感じることもあるを免れ難いのである。而して、国民が裁判制度に不満を云ふことは、現在の法律生活に不満を云ふことであつて、国民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。従つて、国民をして裁判所を飽迄人權擁護の機関、正義發揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来は官吏のみに拠る裁判制度に変更を加へ、国民をして罪の有無は自分等の

同輩同僚たる人民に依り決せられるとの、安心を得せしむることが必要となつて來るのである。之が、即ち我国における陪審法を設くるに至つた根本の本旨である。斯くの如く、我國の陪審制度採用は、諸外国のそれとは稍其の事情を異にして居るのである。之を再言すれば、外国におけるが如く暴虐政治の反動として此の制度が生まれて來たのではなく、大多数の国民は、従来は裁判制度に信頼して居る事は疑ひないのであるが、假令極めて少数のものでも、従来は裁判制度に満足なものがあつたらば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民、則ち何等捉はれ



ざる同胞の判断に依り罪の有無を定めしむることが、一層

人権擁護の精神を明らかにし、裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以であると云ふことが、此の新制度採用の本旨である。従つて、其の内容に於ても外国の陪審法とは大いに其の趣きを異にし、現行裁判制度に不満なもののみが、陪審員の判断を受くると云ふ所謂任意陪審制度となつて居るのである。斯くの如く、陪審制度則ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて、立法、行政、司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧に達したといつても誤りなしと信ずる。之を要するに、陪審法の実施は啻に我が刑政史上曾て見ざる一大革新たるのみでなく、実に我が立憲政治上に一大時期を画したるものと云はねばならぬ。然しながら、法は死物である、

其の運用の如何によりては、善法も悪法と化するのであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるに於ては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止まらず、却て害悪を国家社会に流し悔を千歳に遺すこと、なるのであるから、選ばれて陪審の任に当る陪審員諸君は勿論、一般国民、就中証人、鑑定人等として事件に干与する人々は、充分に陪審制度の精神を了得し、陪審裁判は国民が親ら同胞の罪の有無を定むる真の国民裁判であつて、曾てなき人権擁護の良制度である趣旨を充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡、即ち「正義を与ふる機関である」との誇りと識見とを以て、此の制度の運用に当り、万遺算なきを期

せられたい。東洋の

刑制史上、曾て見ざる人権擁護の制度たる陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に、之れが有終済美を希ふて止まぬものである。(東京電話)

●「山陰新聞」昭和三年一〇月一日

天皇陛下を迎へて

東京地方裁判所の司法記念日

判決書其他を御台覧

十月一日は、我国立法史上特筆す可き陪審法の施行せらるゝ、司法記念日である。天皇陛下には、この記念すべき日、特に裁判所構成法を御覧遊ばさるゝ為、東京地方裁判所に意味深き行幸を遊ばさる。此の日、陛下行幸の御順路を拝するに、陸軍通常礼装に大元帥章を佩ばせられ、珍田侍従、奈良武官長其他供奉の上、午前十時宮城虎の門御出門、同十分五分東京地方裁判所着御、原法相、小原、濱田両次官並に参与官、泉二行刑局長、以下裁判所側より牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、河野検事正の五長官以下、高等官約三百名の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて、三階大審院長室御座所に入らせられ、御少憩の後、原法相以下親、勅任官に拝謁

を賜はり、同十時五十分原法相の御先導にて説明を御聴取され、審理事件書類、判決書、中野刑務所以下各刑務所に於ける囚人の製作品を御覧遊ばされ、次で十一時二十分より、大審院第一号法廷を御覧あらせられ、斯くて牧野大審院長の御説明を御聴取あらせられ、控訴院第三号法廷にて判検事以下三百余名に拝謁を賜はり、次いで今日の行幸の眼目である陪審法廷並に陪審員評議室に就き田中裁判所長の御説明を御聴取遊ばされ、少憩後同十一時四十分還幸あらせられる筈である。(東京電話)

●「山陰新聞」昭和三年一〇月一日

けふ陪審法実施にあたりて

其構成と国民の義務

松江地方裁判所長 水野忠行氏談

大正十二年四月十八日公布せられたる陪審法は、本日を以て全部実施を觀るに至り、茲に国民は、立法及行政と齊しく司法にも参与することとなり、立憲政治内容充実したのであつて、国民は大いに祝福すると同時に、之れが活用につき一大責任を負担することになつたのであります。法の運用に付ては、朝野法曹に於て其実績を挙げることに努むべきは勿論であります。特に陪審員其の他一般国民に於ても、亦此の刑事裁判の革面と同時に法の運

用を円滑ならしむる為、一段の努力と覚悟とを要するものと思ひます。聊かも、陪審員となることは、日本国民の名譽ある権利であると同時に、国民は此名譽ある権利を行使せねばならぬ義務があるのであります。其重なるものは、

一、陪審員が裁判所から呼出を受けたときは、必ず出頭せねばならぬ義務があります。若し、病氣其他已むを得ない事由で出頭することが出来ぬ場合は、病氣ならば不参届、医師の診断書を添へ、其他の場合ならば其事由を明かにした書面を、裁判所に差出して職務を辞する事が出来るのであるが、之に反して正当の理由のないのに呼出し応ぜぬときは、五百円以下の料料に処せられるのであります。又、裁判所へ出頭の時の陪審員の服装は、何等制限はないのであります。が、神聖なる場所であるから、余り見苦しからぬ様にして袴位は着用してほしいと思ふ。

二、陪審員は、公平誠実に犯罪事実の有無につき答申する義務があります。陪審員は、法廷に列席し、事件の取調べ、検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示、即ち事件に関する説明を聴いた上、法廷に現はれた被告人の供述及証拠のみに基き、犯罪事実の有無を評議して、其結果を裁判長に答申する。そこで、裁判官は、陪審の評議の結果を正当と認めれば、之に基いて裁判を言渡すことになるのであります。随て、陪審の評決は、刑事裁判の基礎となり、重大なる結果を齎すのでありますから、陪審員は、其責任の重大なることを頭に置いて、法廷では被告人や証人等の陳

述証拠物其他事件の取調べを、一と言も聴き漏さぬ様、最も熱心に注意して聴いて置いて、公平無私の立場に於て、一切の情実や利害を眼中に置かず、又好き嫌ひ感情や權威に恐れを抱く様なことなく、少しも曇りない正しい心を以て、事実の真相を誤らぬ様に判断せねばならぬであります。陪審員の任務は、大概一日で終了する。若し一日で済まねば、裁判長の指図により、裁判所附属の陪審員宿舍に滞在することになる。其宿舍の設備に整つたもので、夜具其他の器具なども相当の品質を選び、娯楽具なども備へてあるし、電話の設備もあるから、陪審員は気持ち良く滯泊出来得ること、思ふ。而して、滞在中他人との交通其他に付ては、裁判長から注意する事柄は遵守せねばならぬのであります。陪審員の旅費、日当及止宿料は、九月十八日の勅令第二百三十四号にて其額が定まつて居るから、之を請求することが出来る。其請求書の用紙が備付けてあるから、受取手続も容易である。

三、陪審員の答申をなす外、評議の内容を秘密にし、漏洩してはなりません。陪審員は、評議の模様や銘々の意見を他に漏してはならぬ。此内容が他に漏れては、甚だ不都合であるから、漏したら千円以下の罰金に処せられる。

四、陪審員は、公平を疑はれる様な行為をしてはならぬのであります。陪審員は、裁判所へ出頭する前後を問はず、被告人が其他訴訟の關係人に面会したり其他公平を疑はれる様なことは、絶対に避けねばならぬのであります。陪審員は、言はば國民を代表

して其職務を行ふものでありますから、一般國民も、常に陪審員をして公正に其職務を全ふせしむる様激励し、決して陪審員に対し請託を為す等の違法行為なき様注意すべきは勿論、鑑定人又は証人として呼出を受けた場合は、原則として第一出頭する義務があります。

若し出頭しないと、裁判官は折角開廷準備の爲め記録を取調べをした事が無駄になり、訴訟關係人も又同様であります。尚其上に沢山の費用を無駄に使ふことがあります。殊に、陪審事件の場合には、証人鑑定人の出頭しない爲めに、次の公判期日を定めて更に呼出を為すことになるから、一日で済む事件が長引くことになり、従つて陪審員を宿舍に泊らさなければならぬ様になり、又次回の公判期日が前回の期日より長い期間を経ることになれば、取調べて遣り直さねばならぬことになつて取調は無駄になるから、事件の結末も遅くなり、裁判官陪審員及其他訴訟關係人は時間と労力及沢山の費用を空費することになりますから、証人鑑定人として呼出を受けたものは、是非其日に出席せねばならぬのであります。若し止を得ざる事由に依り出頭することが出来ぬときは、期日前可成早く其事由を書面に認め、証明の出来るものは其証明書を附けて、裁判所に届出ねばなりません。正当の理由なく出頭しない場合は、罰金に処せられ其上費用の賠償を命ぜられ、又証人拘引せらるゝこともあります。第二、鑑定人は、公平且つ誠実に鑑定すべき義務があります、又証人は、眞実のことを証言する

義務があります。鑑定人の鑑定が誠実を欠くことは余りありませんが、証人は虚偽の陳述をなすものがあつて誠に困るのであります。専門の裁判官には嘘を言ふて居ることは判りますが、それでも之を看破するには相当の取調べと努力とを要するのでありますから、素人の陪審員にはなか／＼判り難いと思ひます。之を判らす様にするには、相当骨が折れるだらうと思はれます。又、一步誤れば陪審員の判断を誤らせることになり、重大なる結果を惹起するのでありますから、証人は、陪審法廷に於ては一言一句注意し、決して虚偽の陳述をしてはなりません。若し虚偽の陳述をしたならば、偽証罪と云ふ相当重い刑罰を科せらるゝことになるのであります。何しろ、初めて我国未曾有の試みであるから、朝野法曹は勿論陪審員其他一般国民は共に努力して、此陪審制度の穩健なる発達を遂げしめ、美果を収めたいものであります。

●「山陰新聞」昭和三年一〇月一日

松江地方裁判所陪審法廷

司法記念日、祝杯を挙ぐ

立憲政治下の我が国民に、今一つ残されてゐた司法参与の権利は、今日より実施される陪審法に依つて、愈附与される事になったのである。此の画時代的な法の実施こそ、愈隆盛の我国表徴と

でも言ふべきで、国を挙げて祝福すべき事であると共に、新しい重責を負はされたわれ等である事を、覚悟せねばならないのである。而して、与へられた権利を国民が円満に運用するか否かは、同法実施の趣旨の達成と否とを左右するものであつて、真に其の責任は重いものである事を考へねばならないのである。今日を迎えた松江地方裁判所では、午前九時より、八木県知事をはじめ小島、谷、瀬谷三部長、佐野松江刑務所長、高橋松江市長、中村松江署長、各新聞社司法部記者等を招いて、法廷宿舎を參觀せしめ、午餐を共にして、司法祭日の祝杯を挙げ、尚ほ一般の人々に、同法趣旨徹底のため一日より三日間參觀を許す事になった。

●「山陰新聞」昭和三年一〇月二日夕

聖上陛下の行幸を仰ぎ、東京地方裁判所

記念すべき司法界画期の日

参考書類等を御覽遊ばさる

十月一日を以て我が司法界の上に画期的なる陪審法が実施せられ、民意は今日より神聖なる裁判に参与する、司法界の一大転機の日である。聖上陛下には、予て仰出されしが如く、此の記念すべき日、東京地方裁判所に行幸せられた。此の朝、裁判所表玄関には、原法相、濱田、小原両次官、牧野大審院長、小山、三木、

田中、鹽野四長官等、何れもフロックコートに威儀を正して奉迎申上げた。陛下には陸軍様式の通常礼服に大勲位略章を佩はれ、略式自動車函簿にて、珍田侍従長御陪乗、一木宮相、奈良武官長、土岐行幸主務官等供奉し、午前十時宮城御出門、諸員奉迎裡に同十時五分御着、原法相の御先導にて直ちに三階の大審院長室の便殿に入御、前記の高官一同に拝謁仰せ付けられ、斯くて原法相から我国の司法制度の沿革より明治大帝御即位当時の司法青史並に司法制度制定の顛末を具に御説明申あげ、ついで、陛下には別室に陳列の四十余种の司法参考書類、記録（天皇の名において）に印刷したる菊花御紋章入の判決文、殊に近藤勇の受刑届け並に明治二十四年の大津事件（津田三藏）の一件記録、明治三十八年日比谷の焼討事件の記録等を御覧あらせられ當時を偲ばれ、終つて十時五十分、原法相の御先導にて、民刑両法廷に入られ、牧野院長の御説明を御聴取、次いで、控訴院にて同様和仁院長の御説明を御聴取、更に田中所長の御案内にて地方裁判所陪審法廷に入らせられ、新設備の判検事、弁護士、被告の席等を御覧あり、御専門的なる御下問さへあり、田中所長之に奉答申上げ、次いで玄關脇の広間に安置された、我国法学界の大恩人仏人ボアソナードの胸像を御興深く御覧あり、午前十一時四十分御機嫌麗しく、諸員奉送裡に宮城に還幸相成つた。（東京電話）

勅語を賜ふ

天皇陛下には、一日裁判所行幸に際し、司法部に対し、左の如き優渥なる勅語を賜つた。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ  
国民ノ権利ヲ保全シ国家ノ休戚  
之ニ係ル今ヤ陪審法施行ノ機ニ  
会シ一層恪勤奮励セヨ

●「松陽新報」昭和三年一〇月二日夕

陪審法実施の栄ある日 聖上陛下行幸

法相以下に拝謁を賜ひ

大審院陪審法廷等を御巡覽

十月一日……今日は、記念すべき陪審法実施の日である。この日、予て司法行政の上に御心を注がせられ給ふ天皇陛下には、畏くも陪審法廷諸般の設備を親しく御巡覽あらせられるため、略式自動車函簿に召され、陸軍通常礼装をおめし遊ばされ、珍田侍従

長御陪乗、一木宮相、土岐行幸主務官等供奉の上、午前十時宮城御出門、全国裁判所の代表たる大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸あらせられた。これより先、司法省並に裁判所前には、東京区裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院などの各判任官以下、公証人、弁護士等堵列奉迎申上げ、御召車は午前十時十分裁判所正門御車寄に御着車、法相以下、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正等の奉迎を受させられ、陛下には、直に法相の御案内にて、大審院長室に設けられた御座所に入御、御少憩の上、法相以下六長官、富谷、横田両前大審院長、本省局長、控訴院長及検事長に拝謁を賜ひ、大審院長及検事総長より司法事務に関する現状を聞き召され、終つて、再び法相の先導にて、刑事参考品並に刑務所製作品陳列室に成らせられ、原法相の御説明を許し、種々の品に御目を止めさせられ、殊に故伊藤博文公署名の記録、故小村壽太郎氏判事時代の判決書、板垣退助氏その他維新の志士の調書、日比谷焼打事件の記録に、いとも御興深く一々御手に取らせ御覧あらせられた上、階上なる大審院大法院、控訴院大法院を経て、鶯色のカーテンの装ひも重々しく装ひなつた、陪審法廷に玉歩を運ばせられたが、陛下には畏くも個々の御説明について一々御覧あらせられつつ、最も御丹念に御視察あらせられたのには、扈從者一同も恐懼した。これより、予審調べ室、階段横側の法律制定功勞者ポアツナードの肖像を御覧あらせられ、検事総長室に設けられた第二御

座所に御少憩の後、午前十一時四十分同所御筈、龍顔麗しく諸員奉送裡に還幸遊ばされた。司法省では、この榮ある日を永久に司法省としての記念日として、益々司法権の宣揚に努めることになつてゐる。(東京電話)

勅語を賜ふ

天皇陛下には、東京地方裁判所行幸に際り、左の如く勅語を賜ふた。(東京電話)

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚是ニ繫ル  
今ヤ陪審法施行ニ際シ一層恪勤奮勵セヨ

●「松陽新報」昭和三年一〇月二日夕

陪審法の真髓を理解せよ

大審院長 牧野菊之助氏談

裁判に無関心な国民

国民は、十月一日から実施さるる陪審法に依つて、司法権にも

参与し得られる事になった。此の際、国民は、須く陪審法の精神をよく諒解し、以て陪審裁判の実績を挙ぐる事に努めなければならぬ。然しながら、国民の多くは、之まで「裁判」と云ふものに對して余りに恬淡、無関心であつたから、果して陪審法実施に當つて、所期の目的を挙ぐる事が出来るか何うか憂慮して居たけれども、過般來屢々各方面で行はれた模擬陪審裁判に出席し、国民の中から選ばれた模擬陪審員が、如何にも真面目で熱心な態度を以て、陪審員としての職責を尽して居るのを見て、実施後の好成績を信じ、心竊に喜んで居る処である。

#### 陪審員の心得

愈々本法が実施された暁に於ても、陪審員諸君が模擬裁判法廷におけると同様な態度をもつて、實際裁判に参与されるならば、必ずや陪審裁判の実を挙ぐることは、決して困難ではないと思ふ。陪審員の職責は、常識判断によつて、裁判にかけられた事実の有無を決定するのは勿論であるけれども、一面法廷に現れた各般の証拠に基づき、その信すべきを採り、信すべからざるを排して、公平無私、適切にして穩健なる判断を下すことが極めて必要である。陪審員が心得ふべき事は、証拠をはなれて自己の先入觀念によつて事象を判断すること、直覺即ち先入觀念は往々にして真相を誤りやすい。又、確固たる信念を持たず、他人の意見に雷同すること、事件関係者の請託を容れることは、絶対にさくべき事である、たゞ獨立不羈、信すべきに向つて進み、証拠に基く自己の判

松江における陪審裁判

断を下すことに依つてのみ、陪審法の運用の妙味が發揮されるであらう。陪審員は、十二名であるから、その成員は必ずしも智識階級のみであるとは限られない。故に、智識階級に伍した非智識階級の陪審員中には、第三者の意見に庄せられるとか、盲従するとかの虞があるから、この点も特に注意すべきである。

#### 陪審裁判の真髓

兎に角、陪審員各位が、以上述べたやうな意見により、自己の判断を形造り、その多数に依つて事実の有無を決定する事になるから、茲に始めて国民の意思が裁判の上に反映する事になり、被告人も、亦自己と同じレベルの国民から事実を判断され、その裁判を受ける事になるから満足であらうし、裁判の信用も一層加はる事と思ふ。要するに、国民の判断が基礎となつて裁判せらるゝ、と言ふ事が、即ち陪審裁判の真髓であるから、これに参与する国民——陪審員はこゝに深く留意せねばならぬ。(東京電話)

#### ●「松陽新報」昭和三年一〇月二日夕

陪審に関する教材を教科書に挿入  
特に中学用の教科書を選んで

我司法史上時代を画する陪審制度も、愈々十月一日を以て実施され、国民は司法裁判にも参与する事になって、完全なる憲政の

八三七 (二五五)

大義に添ふ事ができたが、司法省は、此制度の善良なる発達を希望し、国民全体に対し陪審の知識を普遍的に注入するため、文部当局と交渉し中学用教科書中に陪審に関する教材を挿入して貰ふ事となった。特に中学教科書を選んだのは、陪審の話は難しくて小学生生徒に理解しがたく、又陪審員の資格も直接国税三円以上を納めるものと制定されるからである。(東京電話)

●「松陽新報」昭和三年一〇月二日夕

陪審裁判の法廷びらき

実施を前にして昨日

松江地裁で予行演習

多年国民の翹望的となつてゐた陪審法の実施は、愈々今十月一日より施行される事となつたが、松江地方裁判所では、其予行演習として実施の前日なる三十日午後一時より、木の香新しい新設陪審法廷に於て、模擬陪審裁判を行った。高橋裁判長、芥、平山両陪審判事、小山田検事干与、大脇、草光、難波三弁護人出廷、陪審員は当日招集された四十五人の内(十二名欠席)三十三名出席した。その中には、後藤松江高女校長、原松中教諭、長田、野津両市議等の官公職にあるもの、商工業に従事するもの等あり。之を市郡別にすると、松江市三十二名、八束郡一名で、一同法廷

内に整列し指名点呼の後、抽籤に依つてその中から法定の十二名を挙げ、抽籤に外れた人々は傍聴席に入り、当選した人々は早速陪審席最初の人となった。劈頭、小山田検事から、或る脚本に就ての公訴事実を読み上げ、男女被告に擬せられた兩名に対する事実調べが行はれる。男女三名の証人調べがありて結審、それから小山田検事の論告、三弁護士の弁論、此犯罪に対する陪審員の意見答申等ありて、五時過ぎ全国民が司法に参与し得る、画時代的陪審制開始の予行演習を終つた。当日、水野裁判所長、藤井検事正は判事席に着いて傍聴し、弁護人以外の各弁護士は弁護人席に列し、又一般傍聴席には佐野刑務所長、司法関係官吏、各新聞社の司法記者の外、籤外れの陪審員を合し殆ど満員の盛況を呈した。当日の被告又は証人として出廷した人々は、何れも裁判所内勤務の若い衆で、何れも脚本筋をよく覚え込み、三十分乃至五十分に涉りて、事実をそのまゝのやうに申立て、満廷をホロリとさしたのほご愛嬌であつた。

司法の民衆化……人権擁護の爲め

まことに祝福する次第だ

高橋刑事部長談

別項模擬裁判の結果に就て、当日の裁判長となつた、松江地方裁判所判事刑事部長高橋淺太郎氏は、左の如く語る。



七千万の我國民が多年翹望して居た、陪審法は愈々全國民期待の裡に、今十月一日より開始されることとなつたのは、まことに聖恩の畏さに感泣する次第であります。当松江地方裁判所では、此実施に先立ち、昨卅日午後一時より、既報の如く、模擬陪審裁判を行ったが、当日臨場の市中の商工業者、教育界、其他凡ゆる階級を網羅した陪審員諸君が、本當に陪審制度の責任及權利を尊重し、終始真剣味に慎重審議をされた事に更に感激した次第であります。此成績を以て、益々自重精勵される事は、将来司法の民衆化、人權擁護の爲、誠に祝福致す次第であります。今日の陪審法創始日に當つて、我人共に君恩の尊さに感泣し、以て聖恩の畏さに報ずべきであります云々。

●「松陽新報」昭和三年一〇月二日

「勅語」を拝して

原法相の謹話

勅語を拝して、原法相は左の如く謹話した。

本日（一日）、畏くも天皇陛下の行幸を忝なくしましたのは、職員一同感激措く能はざるところであります。今また優渥なる勅語を賜り、更に感激に感激を加へた訳であります。我々職員は、此優渥なる勅語を奉じて、大御心に添ひ奉らん事を期するものであります。尚、勅語を拝しまして、國民一般が「司法裁判ハ社会

松江における陪審裁判

ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚ニ繫ル」事を知りて、これまで司法裁判の大切なるが、未だ徹底せざる憾みがありました。今後大いに覚醒し、証人等として裁判所に出頭するが如き場合にも、従前より一層誠心誠意これに従ふ事になる事と考へますし、又そうなければならぬ事でもあります。而して、同十月一日は陪審法実施の第一日として、我司法制度上一つの画期的記念日であります。のみならず、司法裁判に対する思想を國民に徹底せしめ、将来國民は非常なる決心を以て裁判に協力するに於ても、一新紀元を画するものと信ずるものであります。これ偏に、陛下の御聖徳の致すところでありまして、我々國民としては、大なる覚悟を以て、聖旨に副ひ奉らねばならないのであります。（東京電話）

●「松陽新報」昭和三年一〇月二日

松江地裁の陪審廷を參觀

官民有志を多数招じて

陪審法施行の日、松江地方裁判所に於ては、午前十一時より市内各階級の官民を招待して、陪審法廷の參觀並びに祝宴を張つた。同日來賓として、

八木島根県知事、小島、瀬谷、谷の三部長、高橋松江市長、岩

八三九（二五七）

田憲兵分隊長、退職法曹官吏、及市内各弁護士、在松記者団其他  
まづ、高橋判事部長の案内で、陪審法廷の内外を參觀し、善美  
を尽した、陪審員控室及和洋両様式の寢室、浴室に驚異の眼をみ  
はり、午後一時より階上会議室に於て祝宴を張り、藤井検事は  
主催者を代表して祝詞と開宴の辞を述べ、八木知事は来賓として  
答辞をなし、二時半散会した。

●「山陰新聞」昭和三年一月二日

【論 說】

陪審制の実施

其の任務の重大と自覚とを切望

いよく、本年の十月一日から陪審制度を実施するに至ったこと  
は、我が憲法史上特筆大書しなければならぬ所である。此の制度  
は、早くから先進国に於ては採用せられ、英国の如きは既に八百  
年の歴史を有するといふことで、今や実質の本場となつてゐる。  
一つの法律の改正は、相当な期間に亘つて研究されねばならぬも  
ので、況んや画時代的な新法規を施行する為めには、或る犠牲の  
伴ふものである。此の陪審制度も既に我が国に於ては、明治初年  
に其の必要を説いたものもある。当時は殆んど之に耳を籍す者も  
なかつたが、其後大正八年原法相が臨時法制審議會を起し、これ

を実施しやうといふことになつてから、与論が之に傾き、翌九年  
の十二月には既に全部の成案が出来立法部に上提されたが、當時  
の議會は之を否決した。併し、時代の要求は急転直下の其の実  
施を必要とし、大正十二年の四月愈々法律となつて公布されるに  
至つた。これが如何に我が国として必要であつたか、又如何にこ  
れが実現の爲めに朝野全力を挙げて慎重慎議されたかは、左の一  
事を以て見ても頗る明白である。即ち、新民事訴訟法は、これと  
相前後して公布されたものであるが、この間実に三十年以上の年  
月日を費してゐる。此の万民の要求に係る陪審制度は、斯く早く  
制定されたが、尚其の実施迄には微細に亘つて研究を要する所が  
あつたので、五ヶ年の準備期間が置かれて、此の間司法当局は極  
めて熱心に考究を続け、よく我が国情に適する様研究すると共に、  
其の主旨目的の徹底的宣伝に努め、愈々今回実施されるに至つた  
事は、国民と共に大いに喜ばなければならぬ所ではあるが、吾々  
は、この尊き試練に際して既に幾多の欠陥を発見して居るのであ  
る。併し、之等の欠陥は、法其のものにあるのではなく、全く陪  
審員の人格識見人間としての本能的欠陥から生ずる運用上の欠陥  
であるが故に、今後の衝に當る陪審員各位は、司法権の神聖の爲  
めに其の自覚を切に望まなければならぬ、と。

●「山陰新聞」昭和三年一月二日

陪審法実施記念日の午餐会

松江地方裁判所新法廷

別項の如く、陪審法実施記念日に、八木知事をはじめ多数関係官民を招いた、松江地方裁判所では、法廷宿舎を觀覽後、同所樓上に於て、永久に記念すべき意義深き日を祝する為、盛大な午餐会を催した。來賓としては、八木知事、小島内務、谷警察、瀬谷学務各部長、高橋松江市長、佐野松江刑務所長、中村松江署長、岩田憲兵分隊長、在松各弁護士、新聞社員等で、主催者側からは藤井検事正、水野地方裁判所長をはじめ判検事全部が出席して約四十余名であつた。一同着席を終ると、藤井検事正は慶賀すべき記念日を祝して開宴の辭を述べ、八木知事の謝辭にて宴に移つたが、陪審法の実施によつて愈立憲政治の徹底を見る事になつた喜びの祝杯を挙げ、盛況裡に一時三十分過閉会を告げた。

松江地方裁判所の陪審法廷大賑ひ

実施の日參觀者殺到

司法参与の権利が国民に与へられた、画時代的な陪審法実施の今日、松江地方裁判所では、菊花御紋章燦然と輝く正門には大國

松江における陪審裁判

旗を掲揚し、広い所庭は隅々まで掃き浄められ木の香も新しく、輪環の美、内觀の尊嚴をたたえた新法廷並に宿舎は、云ひ知れぬ厳正の気分が満ちて、構内一帶に此の記念すべき日にふさはしい感じが流れてゐた。既報の如く、午前中は、招きに応じた八木県知事をはじめ小島内務、谷警察、瀬谷学務各部長、高橋松江市長、佐野松江刑務所長、中村松江署長、岩田松江憲兵分隊長、在松各弁護士、新聞社員等が參觀し、其の他朝来より、一般の觀覽者は、新らしい法廷を見んものと陸続と詰めかけ、中には婦人連の姿も見えて、廷内は雑踏を極める程で、午前中だけで約三百名の多数に上つたが、午後は一層參觀の数を増し、午後四時の退庁までには、実に五百余名に達する有様であつた。

●「松陽新報」昭和三年一月三日夕

請求陪審には莫大な費用が要る

法定陪審と請求陪審の異なる点

松江地裁にはまだ一件もない

人民参与の画紀的法典陪審法は、いよ／＼去る一日から、はな／＼／＼スタートを切つたが、この陪審法ははし／＼／＼報道した如く、法定陪審と請求陪審の二つに分れてゐる。法定陪審とは原則として陪審の評議に附する事件で、請求陪審は被告人が請求した

八四一（二五九）

場合に限り陪審に附するのであるが、法定陪審事件は、放火殺人の如き法律の条文に照してその刑が死刑または無期懲役、もしくは禁固にあたる事件、請求陪審事件は、強盗、窃盗、詐欺等での刑の長期が三年を超える有期の懲役、または禁固に相当する事件で、皇室に対する罪、内乱、外患、国交に関する罪、騷擾の罪、陸海軍の軍機上の罪、公の選挙に関する罪及び法定陪審事件でも被告人が辞退した場合、請求を取下げた場合、または被告人が公判準備手続きもしくは公判で起訴されてゐる犯罪事実を自白したときには、すべて陪審の評議に附することはできないことになつてゐる。法の施行前から、朝野法曹界に相当の議論を醸した請求陪審事件は、一部に有産階級にのみ恵まれた偏頗な法律であるとの声さへ高く、将来なほ多少の問題を残しはせぬかと憂慮されてゐるが、これは陪審費用の点で、

第百六条 左に掲ぐるものを以て陪審費用とし訴訟費用の一部とす

一、陪審員の呼出に要する費用

二、陪審員に給与すべき旅費、日当及止宿料

とあり更に

第百七条 陪審費用は第三条(注、請求陪審)の場合に於て刑の

言渡を為すときはその全部または一部を被告人の負担とす

との条文があるので、東京、大阪等の都会地では、陪審の評議を請求すれば、少くとも三、四千円の費用を負担せねばならないと

いはれてゐるほどであるが、松江地方裁判所にしろ、陪審員の呼出しに要する費用は多寡が知れてゐるとして、陪審員十二名(三十六名を呼出し十二名の正員と一名ないし二名の補充裁判員を選ばれるので、その費用の負担に付ては、全部を被告人が負ふか一部を負担するかは、事件の如何又は裁判によつて決せられるから、やはり実際に直面して見ねばわからない訳であるが)の旅費、日当、止宿料は、汽車、汽船共二等運賃、公判の審理に關与した日は一日に付き日当五円、其他は二円五十銭、陪審員宿舎に止宿した場合止宿料一夜に付二円五十銭、其他は五円と定められてゐるので、陪審員一人当り最低十円最高三十円と見積つても、とても莫大な費用を要するわけで、その上陪審に附せられた事件は、被告人に不利な判決があつて上訴するにしても、二審裁判所を飛び越えて直に上告審となり、結局泣き面に蜂の結果を招来することになるため、被告人としても陪審を請求する場合、相当の思慮を働かねばならないわけであるが、松江地方裁判所管内には目下のところ法定陪審事件にあたる事件は勿論、請求陪審事件に該當するやうな大きい事件は一件もない。

●「松陽新報」昭和三年一〇月三日夕

勅語傳達式

けふ松江地方裁判所にて

聖上陛下には長くも、画時代的法律の第一歩を踏み出した司法記念日の当日、東京三裁判所に臨幸あらせられると同時に、全国裁判所に勅語を賜ったが、松江地方裁判所へは一日到達したので、二日午前十時半から所員一同正庁に参集して、これが伝達式を行ひ、水野裁判所長勅語捧読して後、藤井検事は、

司法記念日に際して、畏き勅語を賜ったことは感激に堪えない、勅語を体して将来ますます、国家のため尽瘁せられんことを望む、と激励し、同十一時感激に包まれたうちに閉式した。

●「松陽新報」昭和三年一〇月三日夕

参観者殺到す

陪審法廷公開二日目

一日より公開した松江地方裁判所の新築陪審法廷の参観者は、折柄の快晴に恵まれて早朝から押すなぐの大混雑で、北側入口の赤鼻緒の五十人分の上草履が足らぬ程の大盛況で、一日は約五百人の入場者があり、二日は母衣小学校の男女児童、及各弁護士、裁判所職員の家族、及市内各階級の子女の、紅紫とりとりの美しい長蛇の列で、午前中早くも七百余名の参観者があつて、案内役兼監視員の書記連中は応接に忙殺されて、厳めしい裁判所も此二、三日は華やかな色彩にいろどられて居た。

松江における陪審裁判

●「松陽新報」昭和三年一〇月三日夕

陪審法廷の参観と午餐会

きのふの実施当日

松江地方裁判所にて

既報、松江地方裁判所では、多年七千万国民が翹望期待した、我国司法史上画時代的な陪審法に参与する権利を与へられた、十月一日午前十一時より、司法関係の主なる官民諸氏を新装新になつた陪審法廷へ招待して午餐会を開催した。当日の来賓は、

八木島根県知事、小島内務、瀬谷学務、谷警察の各部長、高橋松江市長、佐野松江刑務所長、中村松江警察署長、岩田憲兵分隊長、在松弁護士会員、退職判事、新聞社司法記者等四十余名出席、

高橋判事の先導で、一同木の香芳ばしき新館北入口より、陪審員応接室、タイル仕立ての浴場、検事室、判事室等を見て、電話室の横より階上へ上れば、西側三室は洋風の寢室で各室共洋服單筒に電気スタンド付きのクッション付きのベッドが置かれ、パンヤ入りの厚い蒲団が人待ち顔にのべられてある、東側の寢室は日本式の畳で蒲団は全部秩父縞の絹の袖裏で一流七、八十円も掛かる上等な夜具である。参観中の誰やらが、「缶詰になつても良いから四、五日こゝで寝てみたい」といつて大笑ひとなつた程の感じの良い室内設備である、再び階段を下つて、陪審法廷へ入れば北

八四三(二六一)

側のカーテンを背に判事の座席が半円形に一面を為して一段高く設へてあり、其右手には検事席が別に設けてある、判事席の真下にはガラス張りの証拠品陳列箱があつて、其後に証人席が一段高く孤立して四方から充分環視される如く設置されて居るのは偽証等の虞の無い様との心遣ひらしい、被告席は右手二重になつた弁護士席の下で四方を柵で囲つて前後に出口の設備があり、陪審員席は弁護士と対向して東側に二重に設けられ十二名分の用紙と削つた鉛筆が一樣に机の上に配置されて居る、新聞記者席は証人席の後方に一般傍聴席との中間に設けられてある、天井には鍍金まばゆいシャンデリアが輝いて、判検事弁護士席には銘々スリガラスの上自在な角形の卓上電燈が点ぜられる仕組になつてゐる。

一同は、此モダン的な新装なつた法廷を細大残らず見終つて、東側陪審員室の北入口のドアを押して入れば、ここは約十畳敷位なりノユーム敷きの細長い室で、陪審員の評議室で所謂秘密室となつてゐて、三方を白亜の壁で仕切り東側は窓ガラスにガラス覆ひで外部へ音声の洩れるを防ぐ設備になつて居る、正面には「陪審員の評議の手續き」「陪審員の心掛くべき事柄」と明示した数十条の注意書が大きく額面仕立にして掲示してある。斯くて全部参観を終へた一同は、地方裁判所へ引返して、秋光に鮮かにひらめく日章旗を交又した正門の棟に、金色の御紋章輝く階上の大会議室へ設けた午餐場へ到れば、雪白のテーブルの上へ銘々ビールと徳利とが置かれ、山海の珍味がうづ高く盛られてあつた。

知事を正面に、馬蹄型に配置された座席の端には、主人役の水野松江地方裁判所長と藤井検事正とが給仕を指揮して配膳方をやつて居た。定刻、主催者を代表して藤井検事正は、

本日、我々国民が多年翹望して居た、民衆の司法参与の恩典に浴することを得た、陪審法開始の日に際つて、誠に聖代の恩沢に感泣する次第であります。憲法布かれて四十年、国民は三つの権利行使の内、憲法と行政とは参与したけれ共、未だ司法に参与する事のみ得なかつたにも拘らず、今日の佳日を以て七千万同胞等しく此恩典に浴するを得た事は、吾人の慶賀して止まないところであります。殊に今日は、午前十時より聖上陛下におかせられては、我々全国裁判所の代表たる東京の三裁判所へ行幸遊ばされ、優渥なる勅語を賜ひ、今日から初めて扉を開かれる陪審法廷に御親臨遊ばされる光栄の日であります。此記念すべき輝かしき日を以て、我裁判制度は益々威信を高め、不磨の法典は更に輝きを増すものであります。此意味に於ても、粗酒粗肴でありますけれ共、我々の意のあるところを御諒察の上、充分の御乾杯を祈るものがあります、との意味の開宴の辞を述べ。八木知事はそれに対して、謝辞に併せて一場の祝詞を述べ、宴に移り交馳数刻午後二時半盛會裡に散會した。

●「山陰新聞」昭和六年七月一五日

廃止か停止か、陪審法持て余す

芳しからぬ実施三年

国民の司法権参与として、去る三年十月一日実施した陪審法は、最初の期待を裏切つて、僅か三年足らずの今日、甚だ芳しからざる評判を聞くに至り、政府並に与党の一部は勿論、当の司法内部自体にも廃止、若しくは一時停止説を唱へられて来てゐる。

廃止は早計、徐々改善の議

同法生みの親の意見

目下の陪審制度反対論の根拠は、主として陪審件数の僅少である事は、国民が同制度を歓迎せざる結果、莫大な経費を要する同制度を、むしろ無用の長物視して居るものだが、之に対して、司法部首脳部も予期しない余りの不評判に、過日来、寄り／＼協議中だが、取扱件数の僅少といふ單なる理由の廃止説には絶対承服せず、過去一年余りの実績を資料に、国民歓迎の理想的陪審制度改善の議を進め、過日も司法部首脳部、花井、原岡博士等同制度生みの親の人々が会合の際も、同問題につき論究した結果、

「一部の廃止説に耳を藉さず、徐々に改善すべきである」との意

松江における陪審裁判

見の一致を見たので、何らかの形で改善の運びに至るだらうと期待されてゐる。

右に就き、八並司法政務次官は語る。廃止又は停止説には絶対反対で、助長発達の方針である。実施後僅か二年余の振はない成績を捉へて、廃止の理由は当たらない。未だ陪審法は、いはゞ試験時代ともいふべきもので、朝野一致して趣旨の徹底に努めたい。

第二に、廃止説の主張理由は、財政上から目して、廃止すれば国家財政上相当の余裕を生ずるとの意見に基いてゐるが、誤解も甚だしい。如何にも、実施には巨額の費用を投じたが、然し準備成り、法廷設備の成つた今日、同法に要する費用は陪審員の日当、宿泊料に過ぎない。

仮りに、一ヶ年二百件の陪審があつて、一件百六十円見当だから、三、四万円の支出で、よしんば廃止しても、僅かに三、四万の節約に止り、全く廃止論者のいふ事は意義をなさない。

●「松陽新報」昭和六年七月一五日

芳しからぬ実施後三年

いっそ廃止か停止か

もてあましの陪審法

国民の司法権参与として、去る三年十月一日実施した陪審法は、

八四五（二六三）

最初の期待を裏切つて、僅か三年足らずの今日甚だ芳しからざる評判を聞くに至り、政府並びに与党の一部は勿論、当の司法内部自体にも、廃止若しくは一時停止説を唱へられて來てゐる。目下の陪審制度反対論の根柢は、主として陪審件数の僅少である事は、国民が同制度を歓迎せざる結果、莫大な経費を要する同制度を、むしろ無用の長物としてゐるものだが、之に対して司法主脳部も、予期しない余りの不評判に過日来、寄り／＼協議中だが、取扱件数の僅少といふ單なる理由の廃止説は絶対承服せず、過去一年余りの実績を資料に、国民歓迎の理想的陪審制度改善の議を進め、過日も司法首脳部、花井、原両博士等同制度生みの親の人々が会合の際も、同問題につき論究した結果「一部の廃止説に耳を貸さず、徐々に改善すべきである」との意見の一致を見たので、何等かの形で改善の運びに至るだらうと、期待されてゐる。右に就き、八並司法政務次官は語る、

廃止又は停止説には絶対反対で、助長發達の方針である、実施後僅か二年余の振はない成績を捉へて、廃止の理由は当たらない。未だ陪審法は、いはば試練時代ともいふべきもので、朝、野一致して趣旨の徹底に努めたい。第二に廃止説の主張理由は、財政上から目して、廃止すれば国家財政上相当の余裕を生ずるとの意見に基いてゐるが、誤解も甚だしい。如何にも、実施には巨額の費用を投じたが、然し準備成り、法廷設備の成つた今日、同法に要する費用は、陪審員の日当、宿泊料に過ぎないに、一ヶ年二百件

の陪審があつて一件百六十円見当だから、三、四万円の節約に止り、全く廃止論者のいふ事は意義をなさない。

●「松陽新報」昭和六年一月七日

陪審制度は断然この儘存続

台頭した反対論を一蹴して

司法部の意見強硬

多大の冒險と期待とのうちに、昭和三年十月一日の司法記念日を機として実施された、我国陪審制度は、その後法曹界で問題となり、廃止、存続の両論は相半して火花を散らして來たが、司法省では、去る九月末日現在まで、過去滿三年に亘り全国地方裁判所において取扱はれた陪審事件の実相につき慎重なる調査報告を遂げた結果、従來行はれたる悲觀説などは一蹴し、司法裁判に対する国民参与の目的に添ひ、その効果を十二分に挙げ、司法裁判に対する国民一般の信頼をいよく高め、その所期の目標たる「裁判の民衆化」への理想実現の第一歩が固く踏占められたるものと立証して、断然此の儘に存置し、不備な点は大いに補ふべしとの意見が、強硬に行はるゝに至つた。



## 2 陪審公判に関する新聞報道

### ①殺人被告事件昭和六年三月二十六日判決

#### ●「松陽新報」昭和六年一月二十七日

別れ妻への未練、殺人か情死か

島根県最初の陪審公判

予審終結と共に愈よ開廷さる

陪審法実施後すでに満三年四ヶ月を閲してあるが、成績とかく不振を極め、松江地方裁判所の如きも、未だ陪審法による公判開廷を見ない有様で、一部では既に改正意見さへ伝へられてある折柄、島根県下では最初の陪審公判に決定した事件がある。——美濃郡□□村大字下□□、藤市長男S J諭鷹(二四)にかゝる殺人事件であるが、前記諭鷹は、浜田聯隊入隊中三瓶行軍の際、安濃郡□□村NTタケノ(一八)を見染め、以来情交關係を続けてゐたもので、昨年七月除隊なるや両親を説いて、同月二十日結婚して夫婦となり実家で仲睦まじく暮してゐたが、十一月一日うち連れてタケノの実家へ赴いた際、タケノがあんな淋しいところで暮らすのは嫌だから離縁して呉といふので、合意の上で別れることになつたところが、其後未練を生じた諭鷹は、タケノに復縁を迫つたが応ぜぬところから、やにはに隠し持つたる剃刀をもつて、咽

松江における陪審裁判

喉部を突き刺し頸動脈を切断して絶命せしめ、情死を装はんとして自分も咽喉部を斬つたもので、その後浜田支部で予審中のところ、諭鷹はどこまでも殺意を否認して情死を主張して居り、二十六日予審終結と共に陪審公判に附される事に決定した。(浜田電話)

#### ●「山陰新聞」昭和六年一月三十一日

松江で最初の陪審公判開廷か

隠岐の嬰兒殺し事件と

美濃郡の内縁の妻殺害事件

カメノ殺しの犯人SM武吉が、首尾よく松江署の手に挙げられ、強姦未遂致死罪として検事局へ送られ、今後は裁判所に於て、此四万五千の市民を脅かした、凶悪な割に年の若い重大犯人の罪の捌きに、九万の眼は注がれるのであるが、中には松江最初の陪審法廷に於て陪審制に依つて裁判されるかとの下馬評もあるが、既に松江署に於て自白した後故、普通の裁判に依つて罪の決定が行はれるものと見られて居るが、一方、松江で最初の陪審法廷に於て行はれる陪審公判が、来月三日に行はれる。本籍隠岐国知夫郡□□村大字□□当時和歌山県伊都郡□□村材木商MM照次の内縁妻NZトヨ(三二)が、昨年十月十一日午後七時本籍地で、前夫

八四七(二六五)

の嵐の女兒を分婉と同時に圧殺した嬰児殺しと、次で、来月中旬に行はれる、美濃郡□□村の山奥で内縁の妻NTタケノ(一八)を、十一月十七日夜半剃刀で惨殺した、S J論鷹(二五)の事件の物凄いい殺人事件が、二件開かれる事となつて居る。

●「松陽新報」昭和六年二月一〇日夕

問題は殺人か合意の情死か

県最初の陪審と目さる、

□□村内妻殺しの準備手続

島根県で最初の陪審裁判と目されてゐる、美濃郡□□村S J論鷹(二四)にかゝる殺人事件は、いよ／＼十日松江地方裁判所に於て、渡邊裁判長、山田検事係、森脇(浜田町)弁護人立会の下に準備手続が行はれるが、既報の通り、論鷹は、昨年十一月十七日内縁の妻NTたけの(当時一八)を鋭利な刃物で殺害したもので、当初より殺人を否認し合意の情死を主張して居り、浜田支部の予審廷でも同様陳述してゐた模様であるから、結局陪審公判に附されると否とは此点にあり、いま更前陳述を覆へすやうなことはあるまいから、被告人論鷹が辞退せない限り陪審に附されるものと見られてゐる。

●「松陽新報」昭和六年二月一日

依然殺人を否認し、愈よ陪審に決す

来月廿四日公判開廷

□□の内妻殺し昨日準備手続

美濃郡□□村S J論鷹が、昨年十一月十七日内縁の妻NTたけの(一八)を鋭利な剃刀で殺害した事件は、既報の通り、被告が終始殺人を否認し合意の情死説を主張して居り、島根県最初の陪審公判と目されて、一般から準備手続の成行を注視されてゐたが、十日午後一時より松江地方裁判所準備室に於て、渡邊裁判長、山田検事係、大脇弁護人列席の下に準備手続が行はれた。準備手続きは、不公開のため詳細に亘つては知る由もないが、被告は裁判長の事実調に対し依然として殺人を否認し、どこまでも情死で押通したものの、如く、また陪審も辞退せなかつたので、いよ／＼来る三月二十四日県下最初の陪審公判が開廷されること、なつた。

●「山陰新聞」昭和六年二月一日

合意の情死と突張り、無理心中を否認

美濃郡□□村の無理心中

松江最初の陪審公判へ

県下七十万人の人々の興味?の的となつて居る、石西美濃郡□□村柚夫S J論鷹(二五)が、昨年十一月十七日未明、離縁話の末、仲人役の同村字□□□OT勝太郎方へ泊り込んでゐた内縁の妻、安濃郡□□□村字□□元紡績工女NTタケノ(一八)と同衾中、剃刀を以て咽喉を斬つて絶命させ、自身も返す刀で咽喉をカキ切つた殺人被告事件は、十日午前十一時より陪審法廷準備室に於いて、渡邊裁判長、山田検事其他列席裡に審理中であつたが、被告論鷹は、飽く迄もタケノと合意上の情死であるとして、無理心中を絶対否認した模様であるので、午後二時半に到つて、愈陪審に附す事に決定した。期日は、来る三月二十四日午前十時よりで、近々同裁判長の手で、三十六名の陪審員を抽籤で決定し、それぐく当日の呼出し状を発送する運びとなる模様である。

●「松陽新報」昭和六年三月二五日夜

期待裡に開廷された県最初の陪審裁判

□□の内妻殺し事件に

松江地裁陪審廷初めて開かる

鳥根県最初の陪審裁判として多大の期待と興味をもつて待たれてゐた、美濃郡□□村の内妻殺人事件は、愈々二十四日午前九時より、松江地方裁判所陪審法廷で、渡邊裁判長係、森西、小松両

松江における陪審裁判

判事陪席、鍋島検事(浜田)干与、大脇、森脇(浜田)両弁護士列席の下に開廷された。——昭和三年十月、大衆が裁判に干与する画時代的な陪審法が実施されてからまる二ヶ年半、松江地方裁判所管内でも法定陪審事件は数件に達してゐるが、何れも被告人の任意自白或は陪審辞退により遂に開廷を見ず、陪審法廷は新築されたま、門扉を堅く閉ぢてゐたのであつたが、けふこそ処女陪審興味を唆られた傍聴人は、早朝より統統詰めかけ、当日発行された傍聴券七十枚はまた、く間に尽きて、入場の出来なかつた傍聴人は法廷の附近に佇んで聴耳を立てるといふ盛況であつた。

陪審員宣誓し、総ての手續きを終り

公判愈よ開廷さる

これよりさき、最初の陪審裁判に干与すべく、予て召集状を發せられてゐた三十六名の陪審員及び五名の証人は、特に設けられた受附所から書記に案内され、重大な任務を帯びた緊張に顔面神経を極度にひきしめながら控所に入り、裁きの庭に立つ被告S J論鷹(二四)は、質素な木綿の袷に羽織で約百日間の未決生活に顔面はや、蒼白となり、心持うなだれながら看守に引かれて被告人入口から入廷し、次で陪審員は、所定の席につき非公開の裡に書記より陪審員全部の氏名を朗読した後、法定手續きを終つて、十二名の正員及補欠一名を選定したが、陪審員の中には県會議員の

八四九(二六七)

田中源一氏の顔も見えた。ここに陪審の構成を終つて、午前九時五十分より開廷された。先ず、渡邊裁判長は「各位は、我国法の定むるところにより、本日の裁判に干与されるの光栄を有せられたのであります、各位は、公平無私最も熱心に被告がどんな罪を犯したかを聴き、よく注意を払つて国家の為に此の重大な任務を果たされんことを望む」として約十分間懇切に諭告し、一同起立の裡に裁判長から「良心に従ひ公正にその職務に従ふことを誓ふ」といふ陪審員の宣誓書を朗読して、それ々々署名捺印して提出し、総ての手續きを終了して公判に移り開廷を宣す。

復縁を求めたが、硬強に刎ねられて

殺意を決して目的を遂行す

検事公訴事実を述べ

裁判長から型の如く被告の住所氏名を訊問した後、立会検事は起つて、

被告人諭鷹は、徴兵検査に合格し、昭和四年一月十日浜田歩兵第二十一聯隊に入隊したものであるが、同聯隊は安濃郡□□村字三瓶地方へ野外演習に赴き、被告人も同地方に滞在中、昭和五年六月二十三日頃□村字□□NTタケノ(当時一八)と知合となり遂に情を通じ夫婦約束をなすに至り、タケノは被告が同年七月九日満期除隊となり帰宅するや、其の後を慕ひ同月十八日頃美濃郡

□□村字下□□の被告人方へ訪ねて行きた結果、被告の叔父OT勝太郎等の尽力で両親等の承諾を得た上、被告の家で爾來内縁の夫婦として同棲してゐたものであるが、タケノは元神戸その他で多年紡績工女をなして居つた関係から、活動写真館等に出入り放縦な生活を為してゐたもので、自然農業などをなす事を嫌つてゐたが、被告の部落は未だ電燈の設備さへない山間の僻村で、活動写真はもとより娯楽的な機関は更になく、加ふるに被告人の家は貧困で小作炭焼等をなして辛ふじて生計を営んでゐる有様で、タケノは次第に被告家に居るを厭忌し出した折柄、兩人が□□地方の祭祀に当りタケノの生家に行きて滞在中、タケノが元勤めてゐたKB紡績会社から再入社を勧めたので、草深い田舎で暮すよりも此儘相携へて神戸地方に出て共に働かんことを求めたので、被告一応飯村の上共稼に出る旨を含めてこれを宥め、漸くタケノを連れ皈つたが、皈宅後被告は両親等に説得されて出稼の意を翻した、め、タケノはこれを不満に思ひ被告に対し離別を求めて止まんで余儀なくこれを承諾したので、タケノは十一月十六日一先づOT勝太郎方の厄介となつてゐたが、被告はタケノに対する恐々の情禁し難く復縁方を迫らんがため、翌十七日午後二時前記勝太郎方にタケノを訪ね約四十分に亘りその再考反省を求めたが、タケノの態度強硬で到底これに應ずる色のないのを見て、こゝに同人を殺害せんと決意し、突如タケノの坐してゐる背後に廻り左手をもつてタケノの頭部を抱へ上げ、予て用意のため隠し

持つてゐた剃刀をもつて咽喉部に斬り付け、長さ約十糎深さ約三糎、頸動脈を切断する創傷を負はした、め、タケノは多量の出血をなし間もなく死亡するに至らしめ、殺害の目的を遂げたものである、  
といふ意味の公訴事実を述べる。

殺人を否認し、合意の情死を

被告主張して、法廷に俄に緊張の色

同十時四十分いよ／＼裁判長より本筋の質問に入り、「犯罪事実について弁解することはないか」と問はれ、被告は低声で頗る早口に、

大体に只今の通りであります、たゞ無理に殺したものでなく、十七日叔父のうちにタケノを訪ねて行った時、タケノが神戸の会社に行つても万一病氣にでもなれば親や知人に逢はず顔がないから止めるといひ出して、生きてゐたくないから二人で死なうと言ひ出したので、叔父の家の子供に水を汲んで貰ひ、末期の水を飲んで情死をはかったのであります、

と殺人の点を否認し、合意の情死を主張すれば、居並ぶ陪審員の顔は一樣に緊張の色を増し、被告人の顔を見つめて一言一句も聴き漏らすまいとする。それより、情死をせねばならない其間の事情について、裁判長より訊問すれば、陳述が頗る曖昧となつて

松江における陪審裁判

要領を得ないので、陪審員の中には被告の申立が飲み込めぬらしく、しきりに頭をかしげてゐるものもある。大体に於て此点が罪の別れるところなので、裁判長は巧に急所を突つ込んで質問すれば、

被 タケノは、淋しい田舎で農業をするより、会社で働き月々お金さへ送ればよいから、二人で出やうといふので、その決心をしたが、十五日も十六日もともに猛烈な雨が降るので、これは我々二人で出て駄目であるといふことを天が教へて呉れるのであるから出るのは止めやうと自分がいふと、タケノもその氣になり、それから生きてゐたくないから死なうといふので、最後の接吻の後手を合せて目をつむつてゐるのを、剃刀で斬りその手で自分も首を斬りました。

裁 お前が出稼を思ひついた時、親の諫によつて止したといふが、そんな孝行者のお前がどうして女の言葉で死ぬ氣になつたのか、死ぬる覚悟があれば、二人で逃げてどんな働きでも出来るではないか。

被 二人で出て生活が出来るかどうか自信がなく、病氣にでもなつて帰れば世間体が恥しいので、死を選びました。

裁 病氣になつて帰るより、情死なんかすればなほ恥しいぢやないか。

被 そんな細い考へはなかつた。

とて、中心問題には中々触れず、「いまから考へて見ると、結局

八五一（二六九）

自分が迷つてゐたと思ふ」と陳述し、次で大脇弁護士、陪審員より二、三質問あり、正午事実調を終り、陪審員は外部との交渉を断たれて宿舎に入った。午後は、一時より再開、証人調べを開始される。(以下追報)

●「松陽新報」昭和六年三月二五日

被告の実父入廷し、有利な証言をなす

被害者の父母は不利な証言

殺人事件陪審公判

夕刊所報、島根県最初の陪審公判——美濃郡□□村大字下□□  
S J 諭鷹(二四)に係る殺人被告事件は、正午一先づ休憩、午後一時再開、外部との交渉を絶対に断たれて宿舎に引揚げ昼食をなした陪審員は逸早く出廷して着席し、裁判長、陪席判事、検事、総員起立の裡に開廷を宣し、直に午前引続き証人訊問に入ったが、傍聴席には待合深田の女将に伴はれて来た松江検の芸妓数名も混り、ぎっしりのすし詰、特別傍聴席には水野裁判所長、辻野警察部長、木村判事等の顔も見え、先づ証人として被害者NTタケノの父新吉及びその妻スワの訊問に入ったが、兩名は共に「タケノが実家の方へ帰りたいといふのを、諭鷹さんが別れたうなくて殺したものと思ひます」とて大体に被告に不利な殺人を認める証言

をなし、次で被告人の実父藤一が二人の廷丁に護られ不自由な足を運んで法廷に入れば、被告人は、久方振りに父を顔前に見て、蒼白の面にさつと紅潮を呈し、下うつむいたまま顔を上げず、証人もちらつと倅を見て席に着き、特に許されて椅子により、裁判長の訊問に答へたが、子を思う親心から予審廷の供述を全部覆へして、倅のために「二人は非常に仲がよく昼間でも離れて居られない位でしたから、相談の上で情死をはかったものと思ひます」と供述したが、甚だ曖昧な点があるので、両弁護士と陪審員からも質問があつたが、徹頭徹尾合意の情死説を主張し、それより被告人の叔父OT勝太郎及同家の手伝ひ人OT正人の訊問に移つたが、勝太郎の証言は最も微に入り細に亘つてゐるので参考となる点非常に多く、陪審員も少なからず動かされたもの、如く一様に聴耳を立てる、かくて同三時二十分五名の証人訊問が全部を終り十分休憩、

一時間に亘り弁解を弁駁す、立会検事より痛烈に

六時十分弁論を終る

三時三十分、三度開廷、立会検事は、

裁判長の最も周密なるお調べあり、証人に対しても丁寧なる御訊問があり、本職からも劈頭公訴事実の概要を述べて置いたから、陪審員諸君は本件が如何なる事件であるか、被告人の主張、弁解

もお判りになったこと、思ふ。被告人が言ふ如く、合意の情死であるか否か、検事としては合意の心中に非ずして、相手方の承諾なくして殺害したものと断定する。これには、一 O T 勝太郎方で行はれたその場所、二 死んでゐる室内の状況、三 常着のまま化粧もしてゐなかつた点、四 遺書のなかつた点、五 紙に包んだ剃刀をそのまま使用してゐた点、六 被害者が斬られた後戸外に飛出した点、七 抱きついて居なかつた点、等幾多の不審がある。

とて、一々疑問の点につき一時間余に亘り痛烈に被告の弁解を弁駁するところあり、これに対し、森脇、大脇両弁護士は交々立って、検事の単なる殺人であるといふ論点に対して一々論駁して、被告のために合意の情死説を高調し、六時十分弁論を終つた。(以下追報)

●「山陰新聞」昭和六年三月二十五日

□□の内縁の妻殺し、被告は殺意否認

「末期のキッス」に満廷失笑す

松江最初の陪審公判

昭和三年十月陪審法実施と同時に落成した、松江地方裁判所内の陪審法廷最初の陪審事件は、昨秋十一月十七日美濃郡□□村の

松江における陪審裁判

山奥で、内縁の妻を剃刀で斬り殺した S J 論鷹(二六)にかゝる公判によつて、そのトップが切られ、二十四日午前九時より木の香未だ香る陪審法廷に於て、渡邊裁判長、森西、小松両陪席判事、鍋島検事、新田、高橋両書記、大脇、森脇両弁護士並に十三名の正補陪審員関与の下に開廷された。

これより先、当日裁判長の召集に依り県内各地より集まつた、施行最初の三十六名の陪審員は、公判に先立ち裁判長の面前に於て、抽籤の結果基本陪審員十二名、補充陪審員一名を選定したが、正員中に松江市母衣町普門院町橋詰の京屋染物店主や、補充員に県会議員田中源一氏の顔が見える。当日、此の歴史的の法廷の状態を傍聴せんものと詰め掛けた傍聴人は、午前八時頃迄に既に傍聴券発行限度六十名は瞬く間に定員となり、入場出来ぬものが右往左往、法廷の前後に立去りかねて居た。傍聴人の中には、待合深田の女将や三光、芳榮、新駒、松駒等の仇つばい連中や、二人連れの弁護士夫人等が華やかな色彩を点じて居た。午前九時三十分総員起立裡に、渡邊裁判長は、「良心に従ひ公平誠実に其職務を行ふべき事を誓ふ」と莊嚴なる宣誓書を朗読し終つて、

裁判長は、被告論鷹の本籍生年月日を問ふた後、鍋島検事は、起つて本日陪審公判となつた S J 論鷹の公訴事実を申述べ、陪審員諸君の御注意をわづらはしむたいと冒頭して、被告論鷹が浜田聯隊へ入営中、安濃郡□□村の三瓶ヶ原へ野外演習の際、□□村□□の元神戸市 K B の女工をして居た N T タケノ(二八)と情を通じ、

昨年七月九日論鷹が満期除隊した跡を追ふて、内縁関係を結んだ顛末から、タケノが多年神戸地方で活動写真等を見て明いところや賑やかな地を経て来たのに、被告の地は電灯も無い寒村で殊に家計も貧乏な点に嫌気がさし、女から離縁話を持出し、仲人役の同村OT勝太郎方に到ったのを、十一月十七日午後二時頃、タケノの背後から左手で頭を拘へ、右手で鋭利な日本剃刀を振つて同女の頸部を長さ十センチメートル深さ三センチメートルを斬り、即死させた公訴事実を述べ、裁判長は、「此事実において大体の点で違つた処は無いか」と訊ねるや、

錦銘仙の縦縞の袷に縦横縞の羽織を着した、被告論鷹は、比較的やつれの見へぬ顔色で、五分刈の頭を終始俯むき加減で、「私は、検事さんの言はれた事実は不服です」と聴き難い程の早口で述べ、「初めタケノが神戸へ帰る事が出来なければ一緒に死ぬると言つたので、二人で内密で抜けて出る筈のところ、二日も続けて雨が降るので、これでは天も我々が親を捨て、社会へ出て働くのを戒めるのであらうと、OT方で再度タケノに出稼する事を断念させようと思つたが、聞き入れぬので終に女の申出の如く情死をすることとなり、伏向いて手を合せて居るタケノの背後から頸を斬り、返す刀で自分の頸を斬つたものであります」と陳述したが、

裁判長は、兇行に用ひた血まみれの紙で包んだ剃刀を示して、「合意の情死ならば、兇器を紙で覆つて切る筈は無いではないか。又、合意ならば女が斬られてから、悲鳴を上げて障子を開けて戸

外へ飛び出す筈はないでは無いか。又、遺言か遺書が無いのはどうした訳か」と痛いところを突かれ、

被告は、シドロモドロいとし、解り悪い早口で、弁ずるところがあつた。尚、死なねばならぬ動機や斬り付けた事の状況を聞かれ、「結婚する最初から、死ぬるときは二人一緒に死ぬ約束があり、当日死ぬる際に六歳になるOT方の女兒タミエに末期の水を汲みに行かせた際、女は水よりキッスをして呉れと云つた」とエロ的口上を述べるや、裁判長は「末期の水と云ふ事は聞くが末期のキッスとは變つて居る」と云ふや、謹嚴な法廷に一脈の笑聲が湧いた。此頃より、農民運動検挙の為来松中の広島控訴院の南谷検事長は、村上、片岡両思想判事、水野裁判所長、國枝検事正等も検事席の背後で耳を済まし、法廷いよく、緊張を來たした。此際、陪審員席より八番の陪審員起立して「被告が兇行を演ずるに、午後二時の白昼を選んだ事と、死ぬといふ事の動機があまり判然して居ないのは如何したものか」と尋ねたのに対し、被告は「自分は其時はどうして居つたか迷つてゐた」と不得要領の事を答へ、正午過ぐる事一分裁判長は休憩を宣した。

九つの疑点……

検事殺人と断定、両弁護人情死を主張

裁判長陪審員に問書を交付



午後一時三分再開、渡邊裁判長は、劈頭、証人として被害者タケノの実父NT新吉及び同人妻スワを召喚し、両人の実家帰りの際の両人間の交情に就て詳細問ひただし、次で、被告の実父で左足切断の不具のS J藤一及び兇行当時附近の畑で大根抜きをしてゐたOT正人及び兇行のあつた家の主人OT勝太郎を召喚し、当時の状況を質問したが、兇行当時水を汲みに行きた勝太郎の長女クミエ(六才)が、勝太郎の背から下りないと、法廷で駄々をこねて、判官連に微苦笑を催させたが、其間、

弁護人、陪審員は、交々と陳述台に上つて居る証人より、委曲其情況を問ひ訊すところがあつたが、此頃に辻野警察部長が背広姿で傍聴に入廷した。斯くて、午後三時十五分、渡邊裁判長は約十分間の休憩を宣し、一同は重くるしい法廷から出て少憩、

午後三時三十分、検事は、此の事件の第一要点たる、合意上の心中であるか殺人であるかの点に就ての疑点を、左の如く指摘した。

第一、此情死の場所が、人間自然の人情として、人の目に触れ難き地点を求むべき筈であるのに、数間附近に人の居る地を選んだ点。

第二、種々の品物の散乱しつゝある室内で情死した点。即ち、死場所は整頓して静かに手でも合せて死ぬべきであるに、豚小屋然たる室で死体が横たはつて居た点。

第三、被害者は、常着の儘白の割烹服を着したま、殺されて居

松江における陪審裁判

て、死出の晴着衣ともするべき、晴着や化粧品等を荷造りして隣の室に置きあつた点。

第四、遺書や遺言がなかつた点。

第五、タケノが、斬られた際悲鳴を發して障子の外へ出た点。

第六、其死ぬる直前迄、六歳の女の子がゐた点を見て、両人が合意と認め難き点。

第七、幼児が両人の傍を離れた際に、紙を捲いた儘解くひまも無く、女の頸部を切つた点。

第八、被告は、殺した女の屍体を抱擁せずして死なず、屍体の傍へ並んで倒れ其間愛惜の状態が無く、

第九、医師の検案の結果、最後の情交の形跡が無く、以上九点の疑義により、本職は、以上の点を綜合しても、被告は合意の情死と称するも、実は女の意に反したる殺人であると、事件發生と同時に確信せる殺人事件である、と約一時間に涉つて断

ずるや、森脇弁護人は起つて、検事の以上九件を反駁し、次で起つた大脇弁護人は、検事の論告は然も白昼情交の行はれない代りにキツスを以てしたもので、第一より第九に到る検事の論告には全然不服である、と両弁護人は二時間に涉り論破するところがあり、

午後六時十三分、裁判長は、陪審員に対し該事件の説示を行ひ、

主 問 被告S J論鷹は、昭和五年十一月十七日午後二時美濃郡□□村字下□□OT勝太郎方に於て、被害者NTタ

八五五(二七三)

ケノの承諾を得つして殺害せしものなるや。

補問 被告人は被害者NTタケノの承諾を得て殺害したるも

のなりや。

の問書を渡し、六時五十分陪審員一同評議室へ行つた。(写真は公判廷)

●「山陰新聞」昭和六年三月二十六日夕

陪審員評議の結果、合意の情死を認む

検事は懲役三年を求刑

□□村内妻殺し陪審公判

昨年十一月十七日美濃郡□□村の山奥で演ぜられた内縁の妻殺害事件は、既報の如く、二十四日松江地方裁判所陪審法廷に於て、島根県最初の陪審公判に附せられ、世人に異常の注目を惹かせたが、検事の指摘した九つの疑点に対する両弁護人の反駁弁論後、陪審員に対し裁判長より主問並に補問を發し、一同午後六時五十分評議室に入り、その評議の結果が全事件の起死の鍵を握る事となつた。

主問は然らず、補問は然り

被告面上にサツと血

判決言渡しは廿六日

斯くて、午後八時二分、評議終結の振鈴鳴り渡るや、法廷はスワヤと色メク時、別室に於いて此運命の鍵を握るべき評議を終つた、十二名の陪審員心なしか各々興奮の色を表して出廷、陪審員長の手より答申を裁判長に呈するや、新田書記はこれを朗読した。即ち、主問は「然らず」、補問は「然り」とあつて、合意の上情死である事を認めた答申が述べらるゝや、論鷹の面上にサツと血の気が上り、法廷に軽いドヨメキが起つた。

次で、裁判長は、一応採択の件に就き別室で評議の結果、此補問は採択されたので、裁判長は被告に其旨を告げ、

次で、検事は起つて、此事件は、今の答申に依る結果は、刑法二百二条に該当し六ヶ月以上七年以下の懲役又は禁固の条文に該る次第で、茲に陪審員の答申に依り、事は如何ともし難く、此上は情状論であると冒頭し、被害者タケノの平素の素行及び加害者論鷹の行為に涉り詳細に述べたる後、之等を綜合し、懲役三年の求刑を為して着席。両弁護士より情状酌量論があり、

次で、裁判長は、判決言渡しは二十六日午後一時と宣し、此松江最初の歴史的陪審の幕は下された。時に午後八時四十五分。

●「松陽新報」昭和六年三月二十六日夕

陪審員の答申は、合意情死と認む

被告に懲役三年求刑

殺人事件陪審公判幕を閉づ

美濃郡□□村大字下□□農S J諭鷹(二四)が、昨年十一月十七日鋭利な剃刀をもって内縁の妻を殺害した事件は、島根県最初の陪審裁判として息詰るやうな緊張裡に審理を進められたが、昨朝刊所報後の経過は、次の通りである。

午後六時十分、大脇、森脇両弁護人の弁論を終われば休憩もせず、直に裁判長は、陪審員に対し、事件の当時から公判開廷における取調の成行について、審判を誤らしめないやう極めて平易に懇切に説示すれば、陪審員は、被告人の運命に最後の判定を下すべく、一言一句も聴き漏らすまいと全身の官能を耳に集中し、身動きもせなかつたが、約二十分に亘る説示を終れば、

主 問

被告人S J諭鷹は、昭和五年十一月十七日午後二時過頃、島根県美濃郡□□村大字下□□O T勝太郎方に於て、内縁の妻N Tタケノの承諾を得たることなくして、同人を殺す目的にて、剃刀をもって同人の咽喉部に斬りつけ殺害したものなるや。

補 問

松江における陪審裁判

被告人は、前同日、同所に於て、N Tタケノの承諾を得て、同人を殺害したりや。

の問書を交付し、次で陪審員は、評議室に入り、先づ陪審長を互選した後、一時間余に亘って評議をなし、八時五分出廷すれば、被告人は流石に自分の運命を決せられる不安に戦きながら、陪審長から差出される答申書を見つめて居たが、裁判長から新田書記に命じ答申書を朗読せしめれば、

主 問 然らず

補 問 然り

と声高らかに読み上げたので、被告席に立つてゐた被告は、今こそ自己の主張が通り、思ひなしか顔面は紅潮を帯、緊張其もの、やうであつた。傍聴席も陪審員席もほっとする。斯くて、重大なる任務を果した陪審員に対し、裁判長より謝辞を述べた後、陪審員退廷すれば、立会検事は、陪審員が肯定した事実を基礎として、これに適用すべき法律及刑の量定について意見を述べて、最後に懲役三年を求刑し、之に対し両弁護士より情状酌量論あつて、同八時四十五分県下最初の陪審公判の幕を閉じた。判決言渡は二十日。

弁護士の弁論の反響は大きい

貴重な体験を得た……と

渡邊裁判長は語る

二十五日、松江地方裁判所に渡邊裁判長を訪問して、初陪審に對する感想をた、げば、左の如く語つた。

陪審公判は、広島で傍聴したことはあるが、自分でやったのは初めてで、非常に、體驗をした。内容に涉つては、いはれないが、外形の手續その他総て波乱も起らず、時間も左程手間どらずに、すらくと滞りなく行つた次第である。陪審員は、自己の重大なる責任を感じ真面目で且つ熱心で、定刻までには三十四人が出席あつたが、二名の欠席者は死亡した者が一人、病氣が一人で、出席率もよく何の支障も来たさなかつた。証人も、みんな万障を排して出てくれたので、之も都合よく行つた次第である。説示は、なか／＼むつかしいもので、裁判長としての意見を加へることが出来ないからやりにくい、その点になると検事や弁護士は、積極論と高調論をやればよいから大変やりよいと思ふ。普通の公判と異つて、弁護士の弁論は非常にその反響が大きく、陪審員はこれによつて動かされる点が少なくないね、大体に於て帰着するところはあんなものだらう、兎に角、貴重な體驗を得たことを喜んでゐる。

●「松陽新報」昭和六年三月二七日

検事の求刑通り、懲役三年の言渡し

□□の内妻殺し事件

島根県最初の陪審員裁判として、一般から興味を中心となつて期待されてゐた、美濃郡□□村大字下□□農S J論鷹(二四)に係る殺人被告事件は、既報の通り、二十四日午前十時から松江地方裁判所陪審法廷に於て開廷され、陪審員の答申の結果は、終始被告人が主張した通り合意の情死と認定され、これに基いて、検事は懲役三年を求刑したが、二十六日午後これが判決言渡があり、被告は、二十四日と同様の服装で出廷し、看守護衛の下につ、まじやかに被告席につけば、渡邊裁判長は陪席判事その他と共に入廷着席し、直に検事求刑通り懲役三年を判決言渡したが、被告は自己の主張が完全に容れられたので、蒼白の面に感激の情を漲らしてゐた。

●「山陰新聞」昭和六年三月二七日

検事の求刑通り懲役三年を言渡さる

島根県下最初の陪審公判

□□村内妻殺事件

県下最初の陪審事件の□□村の殺人事件は、既報の如く、陪審員の答申に依つて合意の情死と認められた結果、検事は懲役三年を求刑したが、二十六日午後一時、その判決言渡しは、松江地方裁判所法廷に於て、渡邊裁判長、山田検事係りで、求刑通り懲役

三年の言渡しがあった。

②殺人未遂被告事件昭和六年八月一日判決

●「松陽新報」昭和六年七月二日夕

淫奔な人妻が嫉妬の毒饅頭

姦夫の妻を毒殺未遂

予審終結公判に附さる

八束郡□村勝三郎妻A Dタネ(三九)が、去る三月二十六日姦夫の妻を毒殺せんとして果さなかつた殺人未遂事件は、その後松江地方裁判所の予審に於て審理中であつたが、三十日予審を終結し、同裁判所の公判に附されること、なつた。

タネは、評判の淫奔女で村内の誰彼となく醜關係を結んだことあり、二十歳の時勝三郎に嫁ぎ、廿三歳のころ居村A D重小と通じ、爾來十数年間情交關係を続けて来たものであるが、四、五年前から自分の夫勝三郎と姦夫重小の妻マサ(四五)とが情を通じてゐるものと邪推しその挙動に注意中、重小の不在中勝三郎とマサが雑談した事実あるを知つて、いよく關係あるものと思ひ、嫉妬心を燃やして警戒中、マサをなきものにすれば、夫勝三郎は独占されるし、重小とは不義の快楽に耽られるといふ不敵な考へを

松江における陪審裁判

起し、遂に意を決してマサに言寄り、手間代りを求めて自宅に引き寄せ、予て用意して置いた猫いらずの饅頭を与へたものであるが、マサは貰つた饅頭を持帰つて一口食つたところ、異様な臭に不審を抱き吐き出してしまつたので、幸ひに難を免れたものである。

●「山陰新聞」昭和六年七月三日

血腥ぐさい事件、数々の予審終結

続々公判日決定す

羊歳の初頭から巷を賑はす

穏かなるべき羊歳の初頭より、矢次早に勃発した血なまぐさい事件の続出で、松江地方裁判所では、昼夜専任判事の手で予審中のとこへ、二日附で予審終結、左の如き数々の事件の公判日が決定した。

▼：本年一月十六日の深夜、松江市□□話OTGR食堂のコツク□□町生れのOT寛藏(二八)が、内縁の妻八束郡□□村生れKNツネ子を、出刃庖丁で殺害せんとして未遂に終り、自分は負傷全快後朝鮮方面へ高飛びして逮捕された、殺人未遂事件が四日に開廷されるのを皮切りに、

▼：七日には、八束郡□□村A Dタネ(三九)が、關係のある同

八五九(二七七)

村AD重小の妻マサ(四五)に、三月二十六日猫入らず入りの饅頭を与へて、毒殺せんとした殺人未遂事件、

▼…八日には、本年一月三十日午前十時半、大原郡□□村字□□IT宗三(二五)が、居村の貯水池附近で、同村UDマサ子(二一)に暴行を遂げた強姦事件、

▼…大原郡□□町EDトミ(五二)が、養子傳六夫婦と折合はず、白装束姿で自宅へ放火し全焼せしめ、自分は二十間程離れた井戸の中へ飛び込んで居た放火事件等である。

●「松陽新報」昭和六年七月二一日夕

松江地方裁判所二回目の陪審公判

□□の毒饅頭事件

犯人前供述を悉く否認す

八束郡□□村勝三郎妻ADタネ(三九)が、去る三月廿六日、嫉妬から姦夫の妻に毒饅頭を与へて毒殺せんとして果たさなかつた事件が、松江地方裁判所の予審を終結し公判廻しとなつたことは、既報の通りであるが、右事件は法定陪審事件として、二十日同裁判所に於て、渡邊裁判長、榊原検事係、草光(義)、和田両弁護士列席の下に準備手続きが行はれたところ、被告タネは意外にも警察並びに予審廷での供述を根底から覆がへして殺意を否認し、尚

陪審の辞退もなかつたので、来る八月十日午前八時より、同裁判所第二回目の陪審公判として開廷されること、なつた。被告の起訴事實は、左の通り、

淫奔女として評判者のタネは、村内でも数名と醜関係を結び、二十歳のとき勝三郎に嫁ぎ、二十三歳の頃居村AD重小と情を通じ、爾來十数年間関係を続けて来たものであるが、四、五年前から自分の夫勝三郎と姦夫重小の妻マサ(四五)とが情を通じてゐるものと邪推しその挙動に注意中、重小の不在申勝三郎とマサが雑談した事實あるを知つて、いよく、関係あるものと思ひ警戒中、マサをなきものとするれば夫を独占した上、姦夫と不義の交りも続けられるといふ大胆な考から、意を決しマサに言ひより、手間代りを求めて自宅に引寄せ、休憩のとき予て用意して置いた猫いらず入りの饅頭を与へたものであるが、マサが貰つた饅頭を食はず、そのまま、持ち帰つて後一口食つたところ、異様な悪臭に不審を抱き、吐き出してしまったので、幸ひに難を免れたものである。

当日、法廷に立つタネは、いかなる申開きをなすか、頗る興味をもつて見られてゐる。

●「松陽新報」昭和六年八月一一日夕

殺意を否認し「過失」で押し通す

□□村の毒饅頭事件

けふ陪審公判開かる

松江地方裁判所第二回目の陪審公判として、一般から興味をもって期待されてゐた、八束郡□□村勝三郎妻A Dタネ(三二九)に係る殺人未遂被告事件は、いよ／＼十日午前八時三十分より、同裁判所陪審法廷で渡邊裁判長係、蓮沼、小松両判事陪席、山田検事干与、草光(義)、和田両弁護士列席の下に開廷された。――連日の炎熱にも拘らず興味を唆られた傍聴人は、早朝より続々詰めかけ、当日発行された六十枚の傍聴券はまたたく間に尽きて、開廷を待つといふ熱心さであつた。

これより先、此の裁判に干与すべく、予て招待状を發せられてゐた三十六名の陪審員及び八名の証人は、定刻までに控所に入り、裁きの庭に立つ被告タネは、質素な綿木綿の単衣にメリンスの帯を結び、頭髮をこざつぱりと束ね、うなだれながら看守に護られて入廷し、次で陪審員は所定の席につき、非公開裡に陪審の構成を終つて公開されたが、陪審員の中には県會議員天野種三郎、市會議員森山勇助両氏の顔も見えた。先づ、渡邊裁判長は型の如く約十分間懇切に諭告し、一同起立の裡に宣誓をなし、総ての手續きを終了して、いよ／＼公判に移つた。

急所を突かれ、陳述頗る曖昧

松江における陪審裁判

事実しらべを終り、証人しらべにうつる

裁判長より、被告の住所氏名を訊問した後、立会検事は起つて、被告タネは、生来多情な女であつて、十九才になる長男及び十七歳の娘まであるにも拘らず、夫が松江聯隊へ入營して不在であつた二十三才の頃から、居村のA D重小と関係し爾来今日まで情を通じて来たものであるが、四、五年前から自分の夫勝太郎と姦夫重小の妻マサとが私通してゐるものと邪推しその挙動に注意中、重小の不在中勝三郎とマサが雑談した事実あるを知つて、いよ／＼関係あるものと思ひ警戒中、嫉妬深いタネは大胆にもマサを毒殺せんことを決意し、マサに言ひ寄り、手間代わりを求めて自宅に引寄せ、休憩のとき予て用意して置いた、猫いらす入りの垣豆と称する菓子を与へたものであるが、マサは貰つた饅頭を其場で食はず、帰宅後一口食つたところ、異様な悪臭に不審を抱き吐き出してしまつた、め、幸に難を免れたものである。

といふ意味の公訴事実を述べ、同九時十分より裁判長の事実調に入り、「犯罪事実につき弁解することはないか」と問へば、殺さうなど、思つたことはありません。鼠を捕らうと思つて用意しておいたものを、私に取り違へたものであります。

と殺意の点を否認し、過失を主張すれば、居並ぶ陪審員の顔面は極度に緊張の色を増し一言半句も聞き漏らすまいとする。裁判長は、更に其の間の事情につき、巧に急所を突いて質問すれば、

被告の陳述は頗る曖昧なものとなったが、徹頭徹尾頑強に否認し、警察や予審で言ったことは、総て間違つてゐたと逃げ、AD重小との関係についての問ひに対し、

被告 重小とは、夫の不在中三回ばかり関係があつたばかりで、其後はずっとなかったが、今年の春頃、重小さんが酒に酔つた上で無理に迫られたので、断る事が出来ないで関係しました。

裁判長 被告は、夫の勝三郎と重小の妻マサと関係がある様に邪推してゐたといふ事だがどうか、

被 重小さんの宅は、しちうお世話になつてゐる先で、決してそんなことはありません。

裁 猫いらずの入つてゐる菓子を、マサにやつたといふがどうしてやつた。

被 鼠を捕るためにこさへておいた、猫いらず入りの菓子を、入らない菓子と取り違へてやつたものであります。

裁 それでは、その取違へた点はどうか。

被 猫いらずの入つた菓子と入らない菓子を別にして、それぐゝ紙袋に入れてしまつておいたが、出す時にそれを間違へたものであります。

かくて事実調を終り、検事、両弁護士、陪審員よりそれぐゝ二、三被告に対し質問をなし、引続き同部落のSS太一、ADタリ、OT房子の三名を証人として取調べがあつたが、太一は大体に被告に有利な証言をなし、タリ、房子の両証人は被告の嫉妬、並び

に世評等につき不利な証言をなし、正午休憩したが、午後一時より再開、証人として被告の夫勝三郎、姦夫AD重小、毒殺されんとした問題の重小妻マサ、松江署司法主任三谷警部補等の証人調が行はれること、なつて居る。

●「松陽新報」昭和六年八月一日

殺害せんとする目的なるは明瞭

検事痛烈に論断す

□□村の毒饅頭事件陪審公判

夕刊所報、松江地方裁判所第二回目の陪審公判——八東郡□□村ADタネ(三九)に係る殺人未遂被告事件は、正午一先づ休憩、午後一時再開、外部との交渉を絶対に絶たれて宿舎に於て昼食をなした陪審員は逸早く出廷して着席、裁判長以下総員起立の裡に開廷を宣し、直に午前に引続き証人尋問に入り、先づ被告タネと十数年来関係を続けたといふAD重小(五四)の取調より開始されたが、重小は裁判長の問ひに対し、

タネとの関係は、十数年前に数回あり、その後中絶してゐて、今年春また一回関係したが、自分は決して酒に酔つぱらつてゐる時など、そんなことはしないし、随つて拒む先方を無理矢理にどうかうするやうなことはなく、タネは申込みば応ずるやうな女で



ある、

とて、被告タネの供述に相反する証言をなし、タネの夫勝三郎とマサとの関係云々については、平素そんな素振もなく、絶対にないと思ふと答へ、其他裁判長の詳細な取調に答へ、次で重小の妻であり本件被害者であるADマサ(四五)及び梶山鑑定人の訊問に入ったが、マサは大体に被告タネに不利な証言をなし、終つてタネの夫AD勝三郎(四〇)が証人として入廷すれば、タネの顔面は蒼白となりいよく、伏目勝ちとなつて、夫の証言にき、耳をたて、ゐたが、勝三郎は罪な女であるとはいへ目のあたり見るやつれた妻をかばう心からか、有利な証言をなさんとするもの、如く、頗る辻褃の合はぬ陳述をなし、其の間タネは夫の人情を思つてかハンカチを顔に押し当て、悔恨の峻泣きを続けて居た。かくて、勝三郎の取調を終り、最後に事件発生当時取調の任に衝つた松江署司法主任三谷警部補に対し取調状況の訊問があつて、午後三時八名の証人及び鑑定人の取調を終了し、二十分休憩、午後三時証人調全部を終了し、廿分間休憩後、同廿分再開山田検事は本論に入るに先だつて此の事件の筋を申述べたいとて、被告が毒菓子をマサに与へるまでの経過を詳しく説明した後、「被告は何の目的でマサに毒菓子を与へたか、無論それは嫉妬のあまり、マサを殺害せんとする目的であつたことは明瞭である、被告は極力これを否認してゐるが、それはいわゆる弁解せんがための弁解である」として、一時間に亘り十数ヶ条をあげて、被告の弁解を痛烈に弁駁す

#### 松江における陪審裁判

るところあり、これに対し、和田、草光(義)両弁護士は交々立つて、検事の被告の弁解はいわゆる否認せんがための否認であるといふ論点に対し、一々論駁して、被告のために非殺人未遂、過失説を高潮し、六時三十分弁論を終つた。(以下追報)

#### ●「山陰新聞」昭和六年八月一日夕

証人は何れも、被告に不利な証言

□□村の毒饅頭事件

松江地方第二回の陪審公判

台所改善と産組と牛乳とで全国的に知られた模範村八束郡□□村に於て、同村勝三郎妻ADタネ(三九)が、予て自分と情交関係のある同村AD重小の妻マサと自己の夫勝三郎とが醜関係あるものと邪推して、本年三月三十一日午後五時頃、猫人らず混入のカキ豆菓子でマサを毒殺せんとした、殺人未遂事件の陪審公判。

即ち、松江に於ける第二回目の陪審公判は、十日午前八時三十分より松江地方裁判所陪審法廷に於て、渡邊裁判長、山田検事、草光(義)、和田の両弁護士、天野県議、森山市会議副議長等十三名の正副陪審員関与で開廷された。当日は、水野裁判長、國枝検事正、恩田松江署長等の特別傍聴を始め、事件発生地□□村附近の人々は早朝から押掛、また、く間に満員となつた。被告タネは、

無造作な髪に白地の縦横縞に紫のメリンスの片側帯を締、看守に守られ入廷、裁判長より被告の氏名年令等型の如く取調べ終つて、山田検事は、左の如き公訴事実を述べた。

被告は、大原郡□□村より廿歳の時A D勝三郎の妻となり、本年十九歳の娘と十六歳の男子とあるが、二十三歳の時夫が松江聯隊へ入営中同村A D重小と関係を続けて居たが、被告は性来嫉妬心強く、夫が重小の経営する向上会の役員で重小の命令で働いてゐる関係上其宅へ度々行くので、重小の妻マサと関係があると邪推し、三月二十一日朝、人夫の事でマサが勝三郎に「昨夜待つてゐたのに何故来なかつた」と掛合に来たので、テッキリ関係のあるものと思ひ殺害の機会を狙ひ、同月三十一日夕方、手間代りて畑の耕作の際、昨年五月買求めて居た猫入らずをカキ豆と称する餌を包んだ菓子を与へて殺害を図つたが、マサが同夜風呂を焚く際に喰はせた臭気の為吐き出した為、其目的を達せなかつた。右に対し、渡邊裁判長は、被告に対して殺害の動機及び同人の嫉妬の点に対して訊問したが、被告は予審に於ての陳述と全然反対の陳述の言ひ違ひでしと思ひ違ひでしと述べ、猫入らずは鼠を取る為の菓子に入れたものでと云つたが、裁判長より「頭の黒い鼠に喰はせる為でないか」と一喝され、当時の状態をオドくしながら申立て、次で、裁判長は、「被告は翌々二日勝三郎が被告に向つてマサさんに菓子をやったそうなど云つた時に何と答へたか」との訊問に対し、「叱られると思つて何も云ひませんでした」

と述べ、

次で、検事及び弁護士、陪審員の天野、森山の諸氏よりの質問があり、終つて裁判長は、□□村役場員S T太一及被告が夫と情事関係があるとして疑つてゐた同村A Dタリ、O T Fサ子及びA D重小、同マサ等に就て、被告に対する当時の状況、及び梶田県衛生技師に就いて、猫入らずに含有せる黄燐の致死量に対する質問、並に被告を取調べた松江署の三谷司法主任等を証人として召喚したが、証人はいづれも被告に不利な証言を行った。

斯くて、午後三時二分、山田検事は起つて、被告の猫入らずを使用した事は鼠を殺す為に使つた事に就ての同人の(注、弁解に關して)、被告の陳述中有利な点と不利の点に就て約十二、三項に就て述べた結果、殺意を有してゐる点はすらく(注、予審訊問調書において供述している)嫉妬のあまり計画を行ったものと見られ、殊に予審判事から最終訊問に際し申上げる事は外にありません、只重小との関係は私の方から仕掛たので無いと云ふものの外に申上げる事はありません、と云つて居る点等、証憑十分であるとして、四時三十分約一時間以上に渉る論告があつた。

右に対し、和田弁護士及草光弁護士の被告の行為が全然不能犯であると信ずるのは、先刻の菓子中の猫入らず中の黄燐の(注、含有量が)○・○一一二〇三で致死量に達せないもので、当然無罪の判決あつて然るべしと弁論があつたが、(注、検事から)右両弁護人の説く動機薄弱及び不能犯等に対しての反駁があり、未遂犯と

して断ずべしと力説したが、右の致死量に就て草光弁護人の再び弁論があり、午後六時四十分休憩、午後七時より陪審員に対する主問、補問を裁判長より提示した。(午後七時記) (写真中の×印は被告)

●「松陽新報」昭和六年八月一二日夕

陪審員の答申は、毒殺の意思を認む

□□の殺人未遂事件被告に

懲役四年を求刑す

十日、松江地方裁判所陪審法廷に於て、渡邊裁判長係、蓮沼、小松両判事陪席、山田検事干与、草光(義)、和田両弁護人列席の下に開廷された、八束郡□□村A Dタネ(三九)に係る殺人未遂被告事件の陪審公判は、朝刊所報の通り、午後六時三十分弁護人の弁論を終り、三十分休憩の後、同七時再開、裁判長以下着席の後、渡邊裁判長は陪審員に対し、事件の経過を極平易に懇切に約三十分間に亘り説示し、終つて、

主問

被告人タネは、A Dマサを毒殺する考から、昭和六年三月三十一日午後五時頃、八束郡□□村□□街路に於て、毒薬猫いらすを入れたる菓子一個を、同人に食べさせるために与へたるも、同人が

松江における陪審裁判

一口噛んだのみにて吐き出した為、殺害の目的を遂げざりしものなるや

補問(なし)

に基き、陪審員は、評議室に入り約一時間に亘る評議を終つて再び入廷、陪審長天野種三郎氏より裁判長の手許に答申書を提出すれば、新田書記は声高らかに主問並びに

答申(然り)

と朗読すれば、被告タネは、今更ながら自己の犯した罪に恐れ戦き、ハンカチで顔を覆つて歎泣き、傍聴席もさすがに緊張味を呈した。かくて、重大な任務を果した陪審員一同は退廷し、引続き検事は、峻烈な論告の後、懲役四年を求刑し、これに対し、草光弁護人は、被告タネがもつた猫いらすは、致死量に達してゐなかつた点を挙げて無罪を主張し、仮に有罪であるとすれば、成るべく寛大な処分を仰ぎたいと結んで弁論を終り、最後にタネは、「孫子の末まで二度とこんな間違ひはさせませんから、どうか御寛大な御処分を……」と涙を流して嘆願し、八時三十分閉廷した。

●「松陽新報」昭和六年八月一二日夕

懲役二年、けふ判決言渡し

別項——八束郡□□村A Dタネ(三九)に係る殺人未遂被告事

八六五(二八三)

件の陪審裁判は、十日松江地方裁判所陪審廷に於て開廷され、陪審員は被告タネはマサを殺害する目的で猫いらざ入りの菓子を与へたものであると認め、検事より懲役四年の求刑があつたが、十一日午前十一時同裁判所に於て、渡邊裁判長より懲役二年の判決言渡しがあつた。

●「山陰新聞」昭和六年八月二二日夕

殺意を認む……と、陪審員から答申

懲役四年を求刑さる

□□の毒饅頭事件陪審公判

十日、松江地方裁判所陪審法廷に於て、渡邊裁判長係、蓮沼、小松両判事陪席、山田検事干与、草光(義)、和田両弁護士列席の下に開廷された、八束郡□□村A Dタネ(三九)に係る殺人未遂被告事件の陪審公判は、午後六時三十分弁護士Aの弁論を終り、三十分間休憩の後同七時再開、裁判長以下着席の後、渡邊裁判長は、陪審員に対し事件の経過を極平易に懇切に約三十分間に亘り説き終つて、

主 問

被告人タネは、A Dマサを毒殺する考から、昭和六年三月三十一日午後五時頃、八束郡□□村□□街路に於て、毒菓猫いらざを

入れたる菓子一個を同人に食べさせるために与へたるも、同人が一口噛んだのみにて吐き出した為、殺害の目的を遂げざりしものなるや、に基き、陪審員は、評議室に入り約一時間に亘る評議を終つて再び入廷、陪審長天野種三郎氏より裁判長の手許に答申書を提出すれば、新田書記は声高らかに主問並に答申「然り」と朗読すれば、

被告タネは、今更ながら自己の犯した罪に恐れ戦き、ハンカチで顔を覆つて欷泣き、傍聴席もさすがに緊張味を呈した。かくて、重大な任務を果たした陪審員一同は、退廷し引続き検事は、峻烈な論告の後、懲役四年を求刑し、これに対し、草光弁護士は、被告タネがもつた猫いらざは致死量に達してゐなかつた点を挙げて無罪を主張し、仮りに有罪であるとすれば、成るべく寛大な処分を仰ぎたいと結んで弁論を終り、最後にタネは「孫子の末まで二度とこんな間違ひはさせませんから、どうか御寛大な御処分を……」と嘆願し、八時三十分閉廷した。

懲役二年……判決言渡さる

十一日松江地方裁判所

別項——八束郡□□村A Dタネ(三九)に係る殺人未遂被告事件の陪審裁判は、十日松江地方裁判所陪審廷に於て開廷され、陪審員は被告タネはマサを殺害する目的で猫いらざ入りの菓子を与

へたものであると認め、検事より懲役四年の求刑があつたが、十一日午前十一時同裁判所に於て、渡邊裁判長より懲役二年の判決言渡しがあつた。

③ 尊属殺人被告事件昭和七年七月一九日決定

● 「松陽新報」昭和六年一月二四日

泥酔した実父に暴行遂に蹴殺す

□□村の殺人事件犯人は

果して悴の兇行と判明

既報、簸川郡□□村の殺人事件犯人は、被害者の悴K S 仲一(三三)を容疑者として取調中のところ、二十二日遂に犯行の全部を自白した。犯行当夜の二十日は同村氏神の遷宮祭で、被害者菊太郎は、近所の四、五件を飲み廻り、泥酔して夜の二時頃帰宅途上、県道上に打倒れて居るところへ、悴の仲一はこれも聊か酒に酔て、連れの二人と共に通りかかり、仲一は連れの者をさきに戻し、菊太郎を連れて帰らんとしたが、かねて仲悪の親子はその場で喧嘩をおっぱじめ、仲一は若き力まかせに親父の身体各所に踏み蹴るの乱暴を働き、揚句の果ては約三尺の丸太棒をもつて親父の頭部を強打し、菊太郎が正体を失つたのを見て、約三尺下の田

松江における陪審裁判

圃中に蹴落とし、その儘帰宅して知らぬ顔をきめてゐたことを供述した。松江病院中村博士の死体解剖の結果は、これが致命症たること確實にて、木村予審判事、榊原検事の一行は、実地検証、証拠物件の押収終り、犯人の身柄と共に二十三日朝松江に引上げ、所轄今市署では佐々木署長以下捜査隊も意外に早く犯人を検挙したことを喜んで居る。(今市電話)

● 「山陰新聞」昭和六年一月二五日

酒癖の悪い父を棍棒で殴り殺す

遷宮酒に酔つての兇行

遂に罪状の一切を自白す

簸川郡□□村大字□□村のK S 仲一(三三)は、父菊太郎(六七)及内縁の妻M T かん(二七)と三人暮しであるが、父が中風気なるに屢々豪酒し酒癖悪しきに対し、毎度意見し来り為に一家に風波が度々起つてゐた。先頃の鎮守遷宮祭の神樂の慰勞に、村の公会堂でした、か飲んだ仲一は、二十一日午前二時半頃、数名の友と自宅に向つたが、字本郷で之も五六軒飲み廻つてへべレケに酔つた父菊太郎に遭つた。仲一は、父を連れ帰らうと百方努めたが、仲々事容易でないで、ゆるく機嫌をとつて連れ帰るからと友達を先に帰らせた。それから、父子二人は互ひに酩酊の上の争口

八六七(二八五)

論を始め格闘の末、仲一は附近有合せの木の棒で父の頭部を殴打し死に至らしめた。事窮し、屍体の処置もつかず、側の田圃中に押し落し何知らぬ顔で帰った。屍体が二十一日発見され大騒ぎとなり、今市署より佐々木署長以下多数署員急行、松江より榊原検事等出張、周辺の□□村駐在所を本拠として犯人捜査の歩を進めた。仲一が第一容疑者とされ訊問を続けられたが、二十二日午後五時前に至り、仲一は悔悟の中に一切を自白したので、二十三日午前十時半、小田駅発で松江未決監獄に護送された。

●「松陽新報」昭和七年六月一日夕

今年最初の陪審公判か

□□の実父毆殺事件

予審終結公判へ

昨年十一月二十一日、予て不仲の実父を毆殺した、簸川郡□□村大字□□村K S 仲一(三三三)に係る尊属殺し被告事件は、其後松江地方裁判所予審に於て、木村予審判事係で審理中のところ、九日予審終結有罪と認定され、近く法定陪審事件として準備手続きが行はれること、なった。

被害者菊太郎(六七)は、二十日同村氏神の遷宮祭で、近所の四、五軒を飲み廻り泥酔して、夜の二時頃帰宅途中道路上へ打倒れて

ゐるところへ、被告仲一はこれも酒に酔って連中の二人と、もに通るか、つたので、仲一は連れの者を帰した後、菊太郎を連れて帰らんとしたが、菊太郎がこれをきかなかつたところから、不仲の親子は其の場で大喧嘩をはじめ、仲一は若い力にまかせて、親父を踏む蹴るの大乱暴を働き、揚句の果ては約三尺の丸太棒をもって頭部を強打し、菊太郎が正体を失つたのを見て、約三尺下の田圃の中へ蹴落とし、そのまゝ、帰宅して知らぬ顔を装つてゐたものであるが、

仲一は、殺害した事実は認めてゐる模様であるが、殺意があつての兇行か、或は酒の酔ひもあり単なる怒より乱暴を働き、殺意はなかつたが遂に死に致つたものであるかは、頗る疑問とすべきもので、準備手続きの結果、被告の陳述によつては、或は今年最初の陪審公判となるではないかと見られて居る。準備手続き期日は未定。

●「松陽新報」昭和七年六月二六日

殺意を否認、陪審公判へ

□□村の実父殺し

簸川郡□□村大字□□村下駄製造業K S 仲一(三三三)が、昨年十一月廿日居村遷宮祭礼当日、近所のK T 常市方に開催された酒宴

の帰途、翌午前二時頃泥酔して道路上に横臥してゐる実父菊太郎（六九）の頭部を、丸太棒で殴打した顛頂部に長さ二・二種、幅〇・九種、深さ頭蓋骨に達する挫創一個、他数ヶ所に創傷を負はしめた、め、菊太郎は心臓麻痺により死亡するに至つた尊属殺し被告事件は、既報の通り、二十五日松江地方裁判所で渡邊裁判長、山田検事係、草光（義）弁護士列席の下に準備手続きが行はれたが、その結果被告仲一は、殺人の点はこれを自白したが、殺意は否認したもの、如く、来る七月十九日陪審公判に附することとして、準備手続きを終つた。陪審公判は、同裁判所でこれが第三回目であり、本年は最初である。

●「松陽新報」昭和七年七月一九日夕

本年初めての陪審裁判開く

□□の実父殺し事件

いよ／＼明十九日松江地裁にて

簸川郡□□村大字□□村下駄製造業KS仲一（三三）が、昨年十一月二十日居村遷宮祭の日、近所のKT常市方で催された花開きの宴からの帰途、泥酔して道路上に横臥してゐる実父菊太郎を連れ帰らんとし帰宅を促したが応ぜず、却て同人を突きの手に咬みつかんとするなどしたので、憤怒の余り酒氣に乘じ、附近に

松江における陪審裁判

在つた丸太棒で菊太郎の頭部を殴打し死亡せしめた尊属殺事件は、既報の如く、被告仲一が準備手続きに於て殺意を否認した、め、いよ／＼明十九日午前八時三十分より、松江地方裁判所本年度最初の陪審事件として、選ばれた民衆によつて裁判が開かれること、なつたが、当日は前二回の陪審公判の例に徴し多数傍聴人あるを予想し、裁判所では約八十名の傍聴券を発行し、法廷の整理をなすこと、した。公判の順序は、型の如く検事より被告事件の陳述があつた後、裁判長の被告人に対する訊問、証拠調、証人、鑑定人の訊問あり、終つて検事の論告、弁護人の弁論、裁判長の説示（犯罪事実、証拠、法律の説明）、問書の交付、陪審員の評議及答申で審判されるが、証人及び鑑定人としては、KT高義、AG關次郎、YM國市、IS金次郎（以上近所の人）、被告の妻KSC、カン、室野駐在巡査、当時取調の任に當つた警官渡部文藏、中村医等の諸氏が喚問される筈である。

●「松陽新報」昭和七年七月二〇日夕

全然知らぬと——殺意の点を否認

法廷異様に緊張す

実父殺し事件陪審裁判開廷

本年度最初の陪審裁判として多大の興味をもつて期待された、

八六九（二八七）

簸川郡□□村大字□村下駄製造業KS仲一(三三三)に係る実父殺し事件は、本格的な夏の訪れに水銀がグン／＼昇る十九日午前八時三十分より、松江地方裁判所陪審法廷で、渡邊裁判長係、岡崎横山両判事陪席、山田検事干与、草光(義)弁護士列席の下に開廷された。昨年八月十日八束郡□□村ADタネが嫉妬から姦夫の妻に毒饅頭を与へて毒殺せんとしたが果さなかつた殺人未遂事件以来約一ヶ年振りの開廷だけに、興味を唆られた傍聴人は、暑さにもめげず続々詰めかけ、当日発行された八十枚の傍聴券はまたたく間に尽き、開廷と同時に直に満員となつたが、傍聴人の中には谷川松江署長、淺野同司法主任、藤岡県刑事課長等の顔も見えた。

これよりさき、この裁判に干与するべく召集状を發せられてゐた三十六名の陪審員及証人鑑定人等は、重大な任務に緊張して控所に入り、民衆によつて裁かれる被告仲一は、折目正しい銘仙の単衣に黒の紹羽織といふ小ざつぱりとした服装で、八ヶ月の未決生活にもさしてやつれた色もなく、二名の看守に護られて入廷し、次いで陪審員は所定の位置につき、不公開裡に法定手続き、十二名の正員及び一名の補員の選定等陪審員の構成を終つて、九時五分より開廷され、渡邊裁判長より陪審員に対し懇切に諭告した後、総員起立裡に宣誓あり、それ／＼署名捺印して、総ての手続きを終了し、公判に移つた。かくて、裁判長から型の如く被告の住所氏名等を訊問した後、山田検事は起つて、

被告人の父菊太郎は、酒を嗜み、数年前には居村道路上に泥酔し横臥した俣中風症に罹り、一時身体の自由を失つたことがあつたが、症状軽快に赴くや、再び飲酒に耽り屢々泥酔して居つたところ、昭和六年十一月二十日は居村遷宮祭終了の日であつたのもつて、被告人は、菊太郎と晩酌を共にし、同夜居村KT常市方で開催された花開きの宴に赴き飲酒の上、翌二十一日午前二時頃、KT高義、OT恵吉と、もに帰途につき、同村KH金兵衛方より西方約二十三間を距りたる道路上に差かつた際、菊太郎が泥酔し道路南側小溝に転落横臥してゐるのを發見したので、高義等は相共に被告人宅に連れ帰らんとを申出たが、友人等の迷惑を顧慮しこれを断つた、め、高義はそのまゝ、帰宅し、被告人は菊太郎に向ひ帰宅を促したが應ぜず、又同人を背負ひ帰らんとしたが之を突き除けたので、更に引摺つて帰宅せんと試みたところ、被告人の手に咬みつかんとしたので、被告人はその処置に窮し、菊太郎の所為に憤慨した結果、酒氣に乗じ下駄をもつて同人を蹴つたところ、菊太郎は「殺せ／＼」と叫んだので憤慨、遂に菊太郎を殺害せんことを決意し、附近に在つた丸太棒をもつて同人の頭部を二回殴打し、左頭頂部に長さ二・二裡、幅〇・九裡、深さ頭蓋骨面に達する挫創一個、外数ヶ所に創傷を負はしめたところ、折柄富市方宴会場より帰宅する人々の声に驚き、菊太郎を道路の下方一米余りの田圃に投棄し、其俣帰宅した、め、同人は前示各創傷よりの出血と寒氣のため間もなく心臓麻痺により死亡するに到



り、殺害の目的を遂げたものである。

といふ意味の公訴事実を述べ、次いで裁判長より、いよ／＼本筋の質問に入り、

裁判長 検事の述べられた公訴事実について、弁解することはないか。

被告 常市さん所からの帰りに、父が道路下の小溝で酔ふて転ぶのを発見したので、連れの人には先に帰って貰ひ、自分一人となって父に帰らう／＼と勧めたが、父は酔ふて居るからしばらく放っておいてくれ、寒い風にあたって酔が醒めれば、自分一人で歩いて帰ると申しましたので、自分も酔ふてゐても仕様がないので、そのまゝ、帰りましたもので、蹴ったり殴ったり、それがため父が死んだなどは、全然知らぬことであります。

と陳述して、殺人の点を全然否認したので、陪審員をはじめ居並ぶ傍聴人は、一様に緊張して被告人を見つめる。大体に此の点が罪の岐れる重大なところなので、裁判長の取調は、微に入り細を穿ち、遷宮祭前後の状況より、平素父との折合等を訊問した後、

「警官のトリック」で、頑強に突張る

続いて証人の訊問

裁 お前は、父が言ふことをきかんからそのまゝ、帰って炬燵で寝

松江における陪審裁判

たといふが、自分が暖かい炬燵で寝るに、父が寒い晩にしかも夜中小溝の中で寝てゐることを思ひ、どうして妻を起して二人で連れに行かないだ。

被 父のそうしたことを、家内に知らせたくないといふ気兼ねから黙ってゐましたが、あんなことになるやうだったら、と後になつて思ひました。

裁 翌日死体が発見されて、近所の人が集つたとき、誰かが「これは検視がむつかしい、足跡はなし／＼落ちた跡もなし」といったのに対し、お前は、ISに小声で泣いたやうな跡をつけて置いたらどうだらうかと言つたといふが、それはどうか。

被 そんなことを言つた覚はありません。

裁 そうではあるまい、お前は酒は飲んで居るし、こうまで親切にして上るのに言ふことを聞かない、といふのでカットして、

前後の弁へもなく蹴ったり殴ったりしたのでないか。

被 それは全く違ひます。前に申し上げた通りであります。

裁 それでは、どうして警察の取調や予審の調べなどで、自分がやつたと申立てたのだ。

被 始め駐在所で調べられたとき、自分がやつたのではないと主張しましたが、警察の人が、自分がいふようにして置け、決して悪いようには取扱はんと言はれ、次であ、だらうかうだらうと言はれますので、私はこれは自分を偽犯人にして置いて、後から真犯人を探されるのだらう、悪いようにはせんと言はれる

八七一(二八九)

からと思つて、何事もはいく／＼といつて居りましたが、今から考へると、まんまと一杯食はされたのです。予審の御調で第一回の時に、警察の取調と同じようなことを言つたのも、警官の方が裁判所へ出て同じように言はねばならぬといはれてゐたので、其の通りに申し立てたのであります。

裁 お前の言ふことを聞いてゐると、まるでお芝居でも見てゐるようだが、大体父親殺しなどといふ大罪がさう易々と引受けられるものではない。お前も馬鹿ではない以上、それ位の事は判る筈だ。

被 こんな事になる程でしたら、考るのでしたに、全く悪いようにはされないだらうと思つて、つい乗つてしまひました。

と、どこまでも警官のトリックにかゝつたのだと称し、頑強に殺人を否認し続け、裁判長の事実調を終り、検事、弁護士より被告人に対し二、三の質問があつた後、引続き証人調に移り、KT高義、AG關次郎の兩名に対し犯行直前の事情につき、また最初死体を発見したYM國市に対し発見当時の模様について、IS金一郎に対し死体発見後被告人の挙動につき、それ／＼裁判長より質問があり、各証人は何れも当らず障らずの陳述をなし、被告の平素の状況、性格等については大体有利な証言をなし、IS金一郎は「死体が発見されて近所の人が集まり検視がむつかしいであらうと噂をし合つた際、被告はどう思つたか崖に足跡をつけておいたらどうだらうかと相談しましたので、そんなことしない方が

いいと言ひました」とて、被告の陳述と反対の不利な証言をなし、午後零時十分、一先づ休憩した。(以下追報)

●「松陽新報」昭和七年七月二〇日

解剖した中村博士、他殺を決定づけ

渡邊巡查部長も不利な証言

実父殺し陪審裁判

簸川郡□□村大字□村下駄製造業KS仲一(三三三)に係る尊属殺し被告事件の陪審公判は、夕刊所報の如く、十九日午前八時三十分より、松江地方裁判所陪審法廷に於て開廷され、午前中事実調及び証人四名の訊問を終り、零時十分休憩、午後一時十分再開、午前に引続き、先づ証人として被告の妻カン(二九)の訊問に入つたが、カンは裁判長の問ひに対し、夫の身をかばひながら、

花開きの晩、私は、連日饑頭焼で寝不足を続けてゐたものですから、疲れてゐた、め夫が何時に帰つて来たか少しも知らずに寝てゐました。翌朝、運転手から、近所に誰か死んでゐるといつて起されたので、びっくりして起き上りましたが、夫はその時、父は昨晚帰つたやらといつて、父の寝間へ行つて見ましたが居なかつたので、驚いてそのまゝ、外へ出て行きました。

と、本事件に重大な關係を持つ証言をなし、検事、弁護士より

も種々の質問があつて、カンの証人調を終り、続いて被害者の死体解剖の任に當つた松江病院病理科部長の中村博士の取調に移つたが、同博士は「解剖の結核、被害者は平素心臓の肥大により心臓麻痺を起して死に致つたもので、心臓麻痺を起したのには、頭部の挫傷による多量の出血と体温の下降がそれを助長してゐるので、頭部の挫傷は被害者が生前に被つたものであることを断言する」と陳述して、他殺を決定付け、それより□□村駐在空野巡查及び当時取調の任に衝つた渡邊警部補の取調に移つたが、渡邊警部補は、

私が事件発生の現場へ行つて周囲の状況を見たとき、被害者は跣足であるに拘らず田の中に足跡なく、しかも死体は道路より数尺離れて、頭部が道路に面してゐたところから、路上より飛降りたものとも思はれず、血痕の附着など、他殺の疑い十分なので、駐在巡查に「君、これは重大事件であるから、直ぐ本署へ電話で報告して呉れ給へ」と申したところ、それまで死者の前で線香を手にして神妙に立つてゐた仲一が、俄に線香を落し、俗にいふ尻餅をつき、両手で首を抱へたい吐息を洩らしたが、その時何気なく仲一の右腕を見ると、血痕と被害者に附着してゐたものと同様の土が附着してゐるのを発見しました。

と、被告に頗る不利な証言をなし、同三時二十分全部の証人調べを終つた。

## 松江における陪審裁判

### 二時間に亘る痛烈な論告

#### 被告の否認を論難

次で少憩の後、三時四十分より検事の論告に入つたが、検事は、被告は肝心要の悪事に対し絶対否認して居り、いまは被告の供述、死体及び現場の状況によつて判断するより外に手段がないといふ、非常に六つかしい事件である。かいつまんで申せば、被告に暴行の意思があつたか否か、被害者の死因は何か、被告に殺意の有無によつて、有罪か無罪か、決るのである。被告は、なか／＼巧妙に暴行を否認してゐるが、裁判長の取調、証人の証言等により、陪審員諸氏は被告の陳述をそのまゝ信ぜられるようなこととはあるまいと思ふ。被告の弁解は、所謂弁解せんがための弁解である。親子の情として、山間部では既に降雪さへ見んとする十一月二十日の真夜中、一人の親を路傍に寝せておいて自分一人炬燵で温く／＼と寝るなんて出来ない。妻の証言によれば、これまで被害者が屢々酔っぱらつて道路で寝てゐるのを連れ帰つたことがあるといふが、これが眞の親子の情である。これは、被告が會つて予審廷で自白したことのある如く、一時魔がさしたといふのが事実であらう、(とその証拠として、I S金一郎の証言、中村博士の死体解剖の鑑定書、渡邊警部補(当時部長)等の証言を引用し、微に入り細に亘り被告の否認を痛烈に論難し最後に)、当時捜査に際つた渡邊警部補の証言中であつた如く、被告は父の死体の前

で神妙に線香を捧げてゐたが、警察官が重大事件であるから本署へ電話をといふ言葉を聞いて、線香を取り落とし尻餅までつき、いかにも困まつたといふ態度をなし、更に腕に血液と土とが附着してゐたといふが、被告として電話と聞けば却つて喜ばねばならない、他人から殺されたものとすれば、警察の努力によつて或は仇が出るかも知れないのだから、しかるに被告は非常な恐怖心に襲はれた、この一事をもつてしても、被告の犯した罪と断ずるに充分であるが、此の他にも被告の所為と認むべき証拠は多々ある。とて、約二時間に亘り峻烈骨を刺す論告をなし、また陪審員に対し囁んでふくめる如く法律上の諸問題も説明するところあつた。

(以下追報)

●「山陰新聞」昭和七年七月二〇日

検事の公訴事実を、被告頑強に否認

八人の証人を尋問す

□□村の実父殺し陪審公判を開く

陪審法布かれて松江地方裁判所管轄下では第三回の陪審裁判が、十九日午前八時三十分から、松江地方裁判所陪審法廷で、渡邊裁判長係り、岡崎、横山両判事陪席、山田検事立会ひで、草光(義)弁護士列席の下に開廷された。陪審裁判は、減多に開かれること

がないので、傍聴人の興味を唆つたのか、暑さにもめげず続々押寄せて瞬く間に満員となつた。

この事件は、簸川郡□□村下駄製造業KS仲一(三三三)が、酔ッパラツて道路に寝こんでゐた父親を連れ帰らうとしたのに、手噛みつかれたので憤慨して、丸太棒で父親を殴り死に至らしめた、尊属殺しの重大事件で、この日被告は、折目正しい銘仙の単衣に黒の縞羽織を着込んで、八ヶ月の未決生活のヤツレを少しも見せず、二名の看守につれられて入廷、次いで、陪審法の定むる通りの手続きにより陪審の構成を終り、九時五分から開廷、陪審員に対する渡邊裁判長の懇切な論告の後に、総員起立し宣誓署名捺印して、いよ／＼公判に入った。裁判長から型通りに被告の住所氏名の訊問あつた後、山田検事起つて公訴事実を述べる。

中風症にかゝる程に酒を嗜む被告の実父菊太郎は、昨年十一月二十日居村の遷宮祭終了当日被告と晩酌を共にしたが、被告が知人同村KT常市方の酒宴に赴き夜明けし飲んでの帰途、同村OH金兵衛方横の道路傍の小溝に泥酔して転落したまゝ、寝て居るを見つ、連れ帰らうとしたが言ふことを聞かず、其の上に手に噛みつく始末なので、酒気に乗じて下駄で同人を殴つた所、「殺せ／＼」とドナラれたのでカツとなり、附近にあつた丸太棒で二回ほど頭部を殴打した。そこへ、人の足音がしたから、驚いて同人を傍の水田の中に放りこんだまゝ、帰宅してしまつたので、父親は出血と寒気のために心臓麻痺を起して死亡するに至つた、と述べれば、

被告は、検事の言葉に一々頭を下げて考へ込む。次いで、裁判長の訊問に入り「何か弁解することはないか」と云はれて、「常市さんの所から帰りがけに、道路わきの小溝で寝て居た父親を見付けたので連れ帰らうとしたが、酔ひがさめれば独りで帰ると云ひ張るのでそのまゝ、帰りました。蹴ったり殴ったり又殺さうなんてことは毛頭ありません」と頑強に事実を否認した。殺意の有無がこの陪審裁判の罪の岐れ目なので、此のマルデ掌をかへすような否認に、陪審員を始め傍聴人は一様に驚きの目を見張る。それより、裁判長は慎重な訊問の言葉を次ぎ次ぎに発して、被告の心証を明らかにしようとする。だが、被告は飽まで事実を否認して、予審調書記載の事實は、警察でソウすれば悪くは取計らぬと云はれたのでそのまゝ、に言つたのですと警察を恨む。

そこで、裁判長は、大事をとって喚問する手筈にしておいた、近所の人KT高義、AG關次郎、YM國市、IS金一郎、被告妻カン、空野駐在巡查、当時取調の任に當つた渡部文藏、中村医師の八人を証人及び鑑定人として呼び出し、事件発生当時の模様及び被告の性格などにつき詳細な質問をなしたが、被告に不利な証言多く、正午昼食のため一寸休憩したのみで、暑さにムシ／＼する陪審室を息づまる様な緊張につつま、本紙メ切の時刻になるも未だ結審せず。(以下後報)

### ●「松陽新報」昭和七年七月二一日夕

陪審員の答申は、採択せずと宣言

主問も補問も共に「然らず」

陪審裁判再開に決す

(尊属殺事件陪審公判、昨報続き) 山田検事の二時間に亘る痛烈なる論告を終れば、休憩もなく、直に弁護人の弁論に移つたが、草光弁護士は起つて、

弁護人として、検事の御論告には承服出来ない点がある、見解の相違からかも知れないが、検事は確かに色眼鏡をもつて本事件をみて居られると思ふ、被告人には実父を殺害すべき動機原因がない、本人及び各証人が供述した如く、親子仲は決して悪くはなかつた、弁護人としては無罪の判決を仰ぐものである。

と前提し、被告にとつて最も不利であるのは、警察並に検事の御取調、予審における第一回の取調に自白してあるといふことであるが、その自白たるや幾多の矛盾があるとして、その矛盾を一々指摘し、検事の論告に対し、逆に証人の証言、被告の供述、中村博士の鑑定等を引用してこれを論駁し、被告を疑ふ余地は更にないと結んで、被告のため、これまた約二時間無罪論を強調すれば、被告は絶えず感激の涙を拭ひ、陪審員また少なからず動かされた模様があつた。次で、渡邊裁判長は、陪審員に対し事件の当時から

ら取調の成行について、最後の審判を誤らしめないよう、極めて平易に懇切に説示すれば、陪審員は被告人の運命を決すべく、一言一句も聞き洩らすまじと緊張する、かくて説示を終れば、

主問

被告人は、昭和六年十一月二十一日午前二時頃、簸川郡□□村大字□□村の県道下に於て、泥酔せる実父KS菊太郎を殺す考えから附近に在った丸太棒を以て、その頭部を殴打し、且つ県道下の田圃中に突落し、其儘捨ておきたるため、頭部の傷よりの出血と寒氣の爲め、心臓麻痺に因り死亡するに至らしめたるものなるや。

補問

被告人は、右同日同所に於て、右実父菊太郎を殺す考なく、丸太棒を以てその頭部を殴打して傷害を加へ、且つ道下の田圃中に突落し、其儘捨ておきたるため、右傷害よりの出血と寒氣のため、心臓麻痺に因り死亡するに至らしめたるものなるや。

の問書を交付し、陪審員は評議室に入り、陪審長を互選した後、一時間二十分に亘つて評議をなし、九時二十分出廷すれば、被告人は流石に自己の運命が決められる不安に戦き、傍聴席にも緊張の色漲る、やがて裁判長は、書記に命じて答申書を朗読せしめれば、

主問 然らず

補問 然らず

といふ、結局被告の主張通りの答申に思ひなしか顔面を紅潮さ

してうつむく。かくて渡邊裁判長及び陪席の二判事は合議のため合議室に入ったが、しばらく後再び出廷し、裁判長より陪審員の答申は公判の意に副はないところあるからとて、「採択せず」と宣言し、陪審裁判を再開すること、なつて閉廷した。時に九時三十分。

「傍聴子の囁き」

◇：結果は実に意外なところに落ちた。百余の傍聴人中、こんな結果を予想した者が幾人あつたらうか。

◇：暑さと長時間といふ関係も有つたらうが、国法の定むるところにより、裁判に干与するの光榮を有された陪審員の中には、コクリ／＼舟を漕ぐゴ仁もあつた。あれぢや、事件そのものが判りつこネエや。

◇：陪審公判を傍聴して痛切に感じたことは、検事の論告より弁護人の弁論が後であり、しかも検事の論告に一々反駁するところから、陪審員の脳裡には後者が深く印象づけられるらしいことだ。

◇：だから、今回の如き全国的にもさう余り例の多くない、「採択せず」といふことになり、陪審再開といふ結果となつてしまつたかも知れない。それにしても、弁護人たるもの、力の偉大なることよ。

●「山陰新聞」昭和七年七月二一日夕

解き難い謎残る、主問も補問も共に然らず

陪審員の答申は採択されず

□□村実父殺し陪審公判

【昨報】簸川郡□□村K S 仲一(三三)にかゝる実父殺しの陪審公判は、十九日、八人の証人が喚問されて、慎重なる手続きで進められたが、被告の妻カシが有利な証言をなし外、他は大体に被告に不利であった。殊に、当時取調べの任に当つた渡邊警部補は、一、被害者が跣であるにも拘らず、田の中に足跡がない。

一、田圃中に横たはる死体は、頭部を道路に面して居るから、飛び下りたものとは思はれず。

一、被告の腕に血液や泥が附着してゐた。

一、「之は重大事件だから、直ぐ本署に報告せよ」と駐在巡査に告げたところ、これまで死体の前で線香を手に神妙にして居た被告が、思はず顔色をかへて、俗に云ふ尻餅をついた。

などの諸点を挙げて、被告に頗る不利な証言をなし、

同三時二十分全部の証人調べを終り、少憩の後、検事の二時間にも亘る痛烈な論争が始まり、「被告が如何に強弁しやうとも、暴行の事實は覆すことの出来ないものである。雪さへ降らうと云ふ十一月末、如何に酔つて居たからとて、父親を路端に放つておく

松江における陪審裁判

云ふことは親子の情から考へ得られない。医師及び警察官の証言は、本事件が被告の所為と断するに余りある、有力な証言である。」

次いで、草光(義)弁護士、被告の全く周知せざる所と幾多の証拠を挙げて弁護に努めて後、渡邊裁判長、陪審員に対し懇切なる説示をなして、最後の審判を誤らせぬ注意をする。かくて、次の主問及び補問が手渡しされ、陪審員は別室に退いて協議に入る。

主 問 被告人は、昭和六年十一月二十一日午前二時頃、簸川郡□□村大字□村の県道下に於て、泥酔せる実父K S 菊太郎を殺す考から、附近に在つた丸太棒を以てその頭部を殴打し、且つ県道下の田圃中に突落し、其儘捨ておきたる為め、頭部の傷よりの出血と寒氣の為め、心臓麻痺に因り死亡するに至らしめたるものなるや。

補 問 被告人は、右同日同所に於て、右実父菊太郎を殺す考なく、丸太棒を以て其の頭部を殴打して傷害を加へ、且つ県道下の田圃中に突落し、其儘捨ておきたる為め、右傷害よりの出血と寒氣のため、心臓麻痺に因り死亡するに至らしめたるものなるや。

斯くて、九時半再開し、答申を求めれば、被告は自己の運命の決する時と思ひ神経質に顔面をピリ／＼させる。裁判長に命ぜられて、書記の読み上げる答申は、主問も「然らず」補問も「然らず」、被告の顔は急に紅潮する。裁判長は、直ちに立会判事と合議に入ったが、少時の後出廷して「本答申は公判の趣旨に副はぬから採択せぬ」と宣告して閉廷。

八七七(二九五)

主問、補問共に「然らず」と答申して採択されず、三度陪審員を変へて裁判をやり直したことが陪審法施行当時茨城県水戸市にあったが、本事件も、珍らしく主問、補問共に「然らず」と答へて、裁判官の度肝を抜く。果して、ことの真相は如何。本事件も、陪審構成をやり直して、再び裁判を開くが、期日は未定で、事件のもつ解き難い謎が、益々興味ある外貌を帯びて来た。

④ 尊属殺人被告事件昭和七年九月一〇日判決

● 「松陽新報」昭和七年八月四日夕

再陪審は九日と決る

□□のおやぢ殺し

去月十七日、松江地方裁判所本年最初の陪審公判として開廷された、簸川郡□□村KS仲一(三三三)に係る尊属殺被告事件は、既報の如く、陪審員の答申が主問及び補問ともに「然らず」で、結局被告仲一が実父菊太郎を殺害したものでなく、犯人は他にあるといふ結果となつたので、公判の意に副はず、再審に附せられることとなり、同裁判所では、その後これが準備中のところ、いよ／＼来る九月九日、前回とは全然別な陪審員によつて第二回目の陪審公判が開かれることに決定したが、前回同様、被告に罪なし

として裁かれるのか、或は菊太郎殺しは被告仲一の所為と断定されるかは、頗る興味ある問題とされてゐる。

● 「松陽新報」昭和七年九月一〇日夕

実父殺しの犯行を頑強に否認す

陪審員の答申結果により

再開された陪審公判

去る七月十九日、本年最初の陪審公判として、松江地方裁判所で開廷された、簸川郡□□村大字□□村下駄製造業KS仲一(三三三)に係る実父殺し事件は、陪審員が評議の結果、被告仲一には殺意なく、実父菊五郎を殺害したものにあらずといふ答申をなし、結局公判の意に副はぬところから、答申は採択されるに至らず、陪審員をかへて陪審公判再開といふ意外の結果となつて開廷し、爾来同裁判所では再開準備中のところ、いよ／＼九日午前八時半より、渡邊裁判長係、森西、蓮沼両判事陪席、山田検事干与、草光(義)、和田両弁護士列席の下に、これが再開公判が開廷された。

これより先、銘仙の単衣に綿羽織といふ服装の被告は二名の看守に護られて入廷し、次いで陪審員も所定の位置について不公開裡に陪審の構成を終り、九時より公開されたが、前回の意外の結果に興味を唆られた傍聴人は、折柄の雨にもめげず、続々として



詰めかけまた、く間に満員となった。かくて、渡邊裁判長より陪審員に対する諭告、被告の住所、氏名、年齢等の訊問があった後、山田検事は、「昨年十一月二十日夜、被告が泥酔して路傍に横臥してゐる実父菊太郎を連帰らんとしたところ、菊太郎はこれに応ぜず反つて被告人の手に咬みつかんとしたのでカツとなつた被告は、父を殺害せんと決意し、附近にあつた丸太棒で同人の頭部を殴打し、此ため出血と寒気により心臓麻痺を起し死に至らしめた」旨の公判事実を述べ、

次で、裁判長よりの事実調に移つたが、被告仲一は、前回同様全然自分の知らぬ事である、当時警察で私のやつた事でないと主張したが、警官が自分がいふ様にして置けば決して悪い様に取扱はないとの事で、私は此の際自分を偽犯人としておいて、真犯人を探されるのだからと推量したので、何事も警官のいはれるまゝにハイ／＼と申立てた、第一回の予審での取調でも、警察と同様の申立てをなしたのも、警官が裁判所へ出て同様にはねばならぬといつて居られたので、そのためでありました、今になつて見るとまんまと一杯喰はされたことが判り残念です、

と、警官のトリツクに引つか、つたのであると否認するので、裁判長より急所々々を鋭く突つ込まれ、被告の陳述はともすればしどろもしどろとなるが、それでも頑強に自分は知らぬの一点張りで犯行を否認し続ける。かくて、裁判長の訊問を終り、検事、弁護人、陪審員よりそれ／＼被告に質問を試み、次で証人調べに移

松江における陪審裁判

り、近所のKT高義、AG關次郎、IS金一郎、死体を発見した運転手及び同助手等に対し、犯行の直前並びに死体発見後の状況につき訊問があつたが、各証人とも何れも当らず障らずの陳述をなし、被告の平素の行状等に対しては有利な証言をなしたが、証人ISだけは前回の如く死体の前に於ける被告の挙動につき不利な証言をなした。かくて、正午休憩、陪審員は外部との交渉を断たれて昼食のため宿舎に入った。(以下追報)

●「松陽新報」昭和七年九月一〇日

否認を難じ、痛烈な論告

証人は被告に不利な証言

実父殺し陪審裁判

簸川郡□□村大字□村下駄製造業KS仲一に係る尊属殺事件陪審裁判は、夕刊所報の如く、八日午前八時卅分より、松江地裁陪審法廷に於て開廷され、午前中、事実調並に四名の証人調を終り、正午休憩、午後一時より再開、午前に引続き証人として、被告の妻カン及事件発生当時の今市署長であつた佐々木刑事課長、死体解剖を行つた松江病院病理科部長中村博士、事件当時取調に當つた渡邊警部補の取調があつたが、妻カンが夫の身をかばい前回同様有利な証言をなした外、他の三証人は何れも被告に不利な証言

八七九 (二一九七)

をなし、同三時全部の証人調を終り、引続き検事の論告に移ったが、山田検事は立つて、「被告は暴行に対しなかなか巧妙に否認を続けてゐるが、裁判長の取調、証人の証言等により、陪審員諸氏は被告の言をそのまゝ、信じられるようなことはあるまいと思ふ、被告の否認は所謂否認せんがための否認である」と前提し、各証人の証言、中村博士の解剖鑑定書等に基づき、微細に被告の否認を痛論し、被告の所為と認むべき数点を列挙して、一時間半に亘り峻烈な論告をなせば、陪審員は熱心に傾聴する。かくて四時四十分、裁判長は休憩を宣し、五時再開、弁護人の弁論に入ったが、草光、和田弁護人は交々に立つて、「事件は要するに、被告が警察署以来自白したといふ以外には、何等罪を処断すべき正確なる証拠はない」といふ根拠に基づき、弁護人としては無罪の判決を仰ぐものであるとて、自白の矛盾を指摘し、検事の論告に対し、証人の証言、裁判長の取調等を逆に利用して、一々鋭い弁論をなせば、陪審員また少からず動かされた模様があった。時に午後七時、次で渡邊裁判長は、陪審員に対し、事件発生の当時より取調の成行につき懇切に説示を終れば、陪審員は被告の最後の運命を決すべく評議室に入った。(以下追報)

●「山陰新聞」昭和七年九月一日

極力殺意を否認、証言は大体有利

□□の実父殺し公判

陪審構成遣り直して緊張す

既報——簸川郡□□村KS仲一にかゝる尊属殺しの陪審裁判は、七月十九日の陪審員の答申が裁判所の採るところとならず、陪審構成をやり直して、九日、渡邊裁判長係り、山田検事干与で、再び松江地方裁判所で開廷されたが、陪審やり直しといふのに興味を惹いたか、朝来の雨を物ともせず傍聴人は早くから詰めかけて、一言半句も聞き洩らさじと緊張した公判ぶりである。

此の日、黒の夏羽織を着て出廷した被告仲一は、これで親殺しをしたかと思はれる程の落着きぶりで、前回と同じ様に殺す考へは毛頭ない、警察で白状すれば悪いやうにはせぬとのこと、あのやうに申しましたの一点ばり、飽迄犯行を否認する。次いで、九人の証人が交る／＼出て証言するが、近所の人々は大体に被告に有利な申立をする。陪審員も、之の裁判が如何に陪審制度に重大な影響をするかを自覚したのか、直接証人に質問を發するなど、息づまる様な緊張を見せて、正午に及び三時暫らく休憩したばかりで、証調を続け、

三時より、山田検事の論告に入つて、痛切に被告の急所をさした、次いで、草光及び和田両弁護人の弁護が始る。熱心な弁護はいつ果てると思はず、日は暮れて傍聴人は漸く疲れて帰るものもあるに、陪審員の面上には益々緊張の色たゞよひ、答申の愈

重大なるを思はせた。(以下追報)

●「松陽新報」昭和七年九月一日夕

陪審員の答申は——殺意を否認す

同情ある論告で求刑五年

実父殺し再開陪審公判

(簸川郡□□村尊属殺し事件陪審公判昨報続き) 山田検事の論告に次ぎ、草光、和田両弁護士より、それ〴〵無罪を主張する弁論を終れば、渡邊裁判長は陪審員に説示をなし、次で

主問

被告人は、昭和六年十一月二十一日午前二時頃、簸川郡□□村大字□□村の県道下に於て、泥酔せる実父K S 菊太郎を殺す考から、附近に在った丸太棒をもって、其頭部を殴打し、且つ県道下の田圃中に突落し、其ま、捨ておきたるため、頭部の傷よりの出血と寒気のため、心臓麻痺に因り死亡するに至らしめたものなるや。

補問

被告人は、右同日同所に於て、右実父菊太郎を殺す考なく、丸太棒をもって其の頭部を殴打して傷害を加へ、且つ道下の田圃中に突落し、そのま、捨ておきたるため、右傷害よりの出血と寒気のため、心臓麻痺に因り死亡するに至らしめたものなるや。

松江における陪審裁判

の問書を交付し、陪審員は評議室に入り、陪審長を互選し、評議を行ひ、八時出廷、答申書を提出すれば、書記は、

主問 然らず

補問 然り

と朗読する。結果いかにと案じてゐた被告の顔面は瞬間サツト蒼白となる。次で合議の結果、裁判長よりこれを探択する旨宣言あり、直に検事の第二論告に入つたが、検事は「被告は酒故に罪を犯した、若し酒を飲んでゐなかつたらかゝる大罪を犯さなかつたであらう」と頗る同情ある論告をなし、懲役五年を求刑して、同十時閉廷した。

懲役四年 判決言ひ渡し

陪審公判を開かる、こと二回、その結果いかにと一般の注目を惹いてゐた、簸川郡□□村大字□□村下駄製造業K S 仲一(三三三)に係る尊属殺し被告事件は、別項の如く、九日の陪審公判に於て、陪審員より殺意はなかつたが殴打死に至らしめたものであると答申され、これにより検事より懲役五年を求刑されたが、十日同裁判所に於て渡邊裁判長より、懲役四年(未決拘留二百日間通算)の判決言渡があつた。

八八一(二九九)

⑤強盗殺人及放火死体損壊事件昭和八年三月三十一日判決

●「松陽新報」昭和六年一〇月五日

他殺説もからまる、老婆の謎の焼死

さく暁市内外□□△の丁で

松江署俄に活動開始

四日午前三時頃、松江市外□□△ノ丁N Jヨネ(七八)方から、火の手があがつてゐるのを近隣の人が発見し、松江署からは消防自動車二台が駆けつけて、火災は直に消し止めたが、焼け跡からヨネの死体が発見されたので大騒ぎとなり、松江署では俄に色めき、小松原警察医の来診を求めて検視を行ひ、死因調査を行ふと共に、取調に刑事を八方に飛ばして真相の把握に努める処あつた。而して、謎の出火、老婆の謎の死を見た同家は、道路に沿ふて六畳の表の間があり、ヨネは寝間にこれをあて、同夜も此の室で寝てゐたが、死体のあつたのは次の間の四畳半の部屋で、出火場所の炊事場はこれに続いた板間となつてゐる、而も、ヨネは頭部に鈍器を以て受けた創傷があり、平素小金を蓄へてゐた点などから、その死因に他殺ではないかとの疑ひがあり、最初の発見者がかけつけた際、表入口の戸が開け放たれてゐた事と共に、他殺説を濃厚にしてゐる。一方、出火の原因に対しても、炊事場から発火し

た事に疑ひないが、同場所に火の気のあつたか否かが頗る疑問で、或は便所に起きた際の灯か、平素煙草を吸んでゐた点から、そのすひがらではないかとの疑ひもあり、出火原因亦不明で、目下の処では依然として、謎の火、謎の死とされてゐる。なほ、ヨネは老齡の上に、最近神経痛に罹り、性質は頑固で近所の子等と喧嘩を日課の如くにしてゐた由である。

●「山陰新聞」昭和六年一〇月五日

金持の独身老婆、奇怪な死を遂ぐ

外□□で早暁の怪火

焼跡から老婆の屍体が出る

末次大火後、極度に火災に対して鋭敏となつた松江市中で、又々火事騒ぎがあり、而も火元の老婆が何者かに殺害された上、焼死体として現はれ、松江署及県刑事課の大活動となつた事件が四日早朝あつた。――

火元は、松江市外□□△ノ町N Jヨネ(七八)方で、四日午前三時頃、同家台所より黒煙が濛々と立上るのを近所の人が発見、時を移さず松江署より新鋭の自動車ポンプ二台急行、瞬く間に消し止め、同家台所及次の間を半焼して鎮火したが、焼け跡よりヨネの半焼けの屍体が黒焦げとなつて現はれ、而も頭部に鈍器様の刃物

で斬った傷があり、其上同人の寢室は道路に沿うた表六畳であるのに屍体は次の間にあり、戸締して就寝したものに拘わらず出火の際は同家の表入口が開いてをり、旁不審の点があるので、当局は秘密裡に係官を八方へ派して取調べ中である。

怪しい数々、極めて吝嗇婆

近所とも常に喧嘩絶えず

性質は極めて頑固

別項、頭部に斬り傷を受け半焼けの屍体となつて居たN Jヨネは、目下独身の老婆であるが、性質は極めて頑固な生れ付きで、常に近所の者と口喧嘩の絶え間が無い女であるが、平常より極めて吝嗇の為、相当小金を貯へてゐた模様。養嗣子のN J久喜は、目下別居して、八束郡□□村小学校教員をして奉職中である。

物奪り？他殺？の疑ひとなるものは前記の外に、ヨネは数年来可成り重い神経痛を病んで立居も不十分であるものが隣室で死んでゐる点と、発火場所の台所に果して火種があつたか否かと云ふ点等である。

●「山陰新聞」昭和六年一〇月二日

依然捜査困難、迷宮入りか

松江における陪審裁判

外□□老婆怪死事件

参考人数十名取調べ

事件発生以来既に旬日に近き今日、未だ犯人逮捕の曙光を見ざる、謎の松江市外□□の強盗殺人放火事件は、松江署に於ても全署員総出動昼夜の懸命の努力をつ、けてゐるが、該事件はかつての白濁少女殺しの難事件より一層諸条件が不利で、解決を困難視されてゐる模様で、愈迷宮入りとみられて居るが、本事件のために容疑者、参考人として松江署に連行された者は、既に数十名に上るべく、手当次第シラミつぶしの大捜査に被害者ヨネ方附近の住人は大迷惑を蒙り、ヨネ生前の所行に搦て、加へて、死後までも祟るものと附近の人々は大小ほし。

この鬱憤は、頻繁な警察当局の連行留置に非難不当の声となつて高まりつゝあるが、既に是等の連行留置者も、取調べの結果殆んど釈放され、現在では七、八名留置せられて居る模様であるが、十日夜帰宅をゆるされた同町のS I幸二君は、「身に覚えもない事なので、不安恐怖等は毛頭なく、取調べも簡単でしたが、こんなに長く留められたのには閉口でした。甚だ遺憾なのは、某紙に恰も私が確然たる容疑者の如く、とんでもない報道をされ、迷惑の上に迷惑し、皆さんに御心配をかけました」云々と語つてゐた。

●「山陰新聞」昭和六年一〇月一四日

下駄の印からTN姓捜査

職人等をも捜査す

外□□老婆殺事件

昨夜から今晚に掛けての暗黒な天候の如く、△の町の老婆殺しの犯人は、依然として暗中模索の如き感で、松江署では十三日に到って、年令四十歳前後のや、肥り加減の丈高き男と年齢二十歳前後の一目看護婦とも見える女性と召喚して、何事か取調べ中であるが、

一方、各方面へ捜査の網を張りつゝあり、警官私服の刑事隊では、火災現場に半焼き残った高下駄に「TN」と刻印があったのを、手掛りでは無く足掛りとして、上は多額納税者より下は日雇ひルンペンに至る迄、TN姓の人々の家を、下駄を捜しに廻る一隊があれば、一方には、兇器をハンマーと推定した結果、市の内外の建築業者工場関係者等を虱殺しに捜す一隊があるなど、実に涙ぐまじき活動を開始して居るが、中には随分随所で様々な喜悲劇が演ぜられて居る。

●「山陰新聞」昭和六年一〇月二七日

老婆殺犯人の謎は愈々深まる

迷宮か否逃走したか

恩田松江署長は匙を投ぐ

松江市外□□△の町NJヨネ(七八)が、本月三日謎の他殺の焼屍体となつて現はれて以来、今日迄二十数日を経過するも、杳として其犯人と覚しき者の手掛りさへ無く、流石敏腕を誇る松江署でも、此所空しく時機の推移に任せるより外は無様な状態らしく、剛腹を以って鳴る恩田署長は、「本春の白濁灘の少女殺しの際は、貴社が率先して犯人逮捕のヒントを与へた人に懸賞金を提供された為と、一般市民が被害者に同情をした結果、有力なる手蔓が頻々として集まつたが、今回の老婆殺しは、ヨネ自身が近所合壁一带から極度に嫌悪されてゐて一片の同情すらなかつた為か、捜査に対する有力なるヒントは皆目集まつて来ない状態で、新聞に記載される通り文字通の五里霧中に彷徨してゐる有様です。此の上は、神様ならでは真犯人の逮捕は至難でしょう」と語つたが、一方、仄聞するところに依れば、確定的に目星を付けた某被疑者の行衛を、捜査の為某々刑事等を急行させ、其の留守中の証拠固めの為め、以前松江署に在勤した現畿川郡方面及大原方面の刑事連を招集して、何事か秘密裡に厳探中であるとの情報もある。

●「山陰新聞」昭和六年二月九日

犯行を自白したか、□□老婆殺犯人

松江署の手で逮捕す

高飛びした如くに見せ掛く

既報、松江署員の不眠不休の文字通り血みどろな大活動によつて、松江の迷宮事件として騒がれた、外□□△の町N Jヨネ(七八)を殺害して、在金及び預金通帳を強奪し、其翌日眼帯を持つて変装し預金通帳を示して、銀行より三百二十余円を引出し、其夜深更ヨネの屍体のあるところへ放火して立退いた上、偽の手紙で再三松江署を愚弄した、不敵の犯人の有力なる容疑者として、五日来松江署へ引致された、八束郡□□村船大工職O S忍(三三五)は、当局の水も漏らさぬ取調べの結果、遂に七日に到つて犯行の一切を自白した模様で、朝来同署は異常なる緊張裡に、証拠固めに全力をそそぎ、一兩日中に強盜殺人放火罪として検事局送りとなる模様である。

而して、容疑者忍が此犯行を犯した動機は、同人は元松江市内に居住して居り、犯行の当時情婦と共に遠方へ道行する時、其旅費を義理の叔母たるヨネに嘆願したところ、返つて口汚なくの、しられた為、所持して居た船大工用の玄能でヨネの頭部へ一撃を加へ、預金通帳を強奪したものらしく、白濁灘の少女殺し以来の

松江における陪審裁判

大迷宮事件も、恩田署長以下各係官の努力を以て、僅か四十日足らずで、遂に解決の運びとなつた。

●「松陽新報」昭和六年二月一〇日夕

凶器を初め有力な物的証拠押収

外□□老婆殺し事件

去十月四日未明に行はれた、松江市外□□△ノ町N Jヨネ殺の凶行事件は、既報の如く、所轄松江警察署の血みどろな捜査の結果、六十五日目に被疑者として、八束郡□□村O S忍(三三五)を挙し、取調の結果遂に自白するに至つたが、被疑者O S忍は、既報の如く、二日夜叔母にあたるヨネ方に至り、金銭の借用を願つたが聞き入れず、却つて口汚く罵られたのにカッと逆上し、ハンマー様のもので殴打殺害し、貯金通帳その他を窃取して逃走、三日には、大胆にもヨネ名義の通帳を使用して預金を引き出し、一と先づ自村□□村に帰つたが、罪の発覚を恐れ証拠湮滅をはからんとして、三日夜半、自宅から石油缶を自転車に積んで来松し、四日未明、ヨネ方に放火し何くはぬ顔して帰宅してゐたものであるが、松江署の嚴重なる捜査と嚴密なる判断から目星がつけられた事を知つたO S忍は、巧妙なる不在証明の方法を講じて、その筋の目を晦まし、更に捜査の混乱をはからんが為めに、預金通帳

八八五 (三〇三)

や印章を送り、投書をやるなど、苦肉の策を執つたものであるが、凶行の状況等より見て、松江署では嚴重なる監視をつゞけ、投書の發送や金使ひなどから愈々嫌疑を深め、証拠固めに努めた結果、遂に間違ないとの自信を固めて検挙、嚴重なる取調によつて自白せしめるに至つたもので、証拠物件としては、凶行に演じたと思はれるハンマーを始め、有力なるものを押収してゐる。

強制処分により松江刑務所に収容

外□□老婆殺し容疑者

迷宮入視されてゐた、市内外□□町△ノ丁の老婆ごろし事件が、OS忍の自白により解決を見たもの、如くである事は、既報の如くであるが、当のOSは、九日検事局で取調をうけ、強制処分により松江刑務所に収容された。

●「松陽新報」昭和六年二月一〇日

市民を騒がした、外□□町の老婆殺し①

警察を嘲笑した投書から足がつく

事件の概要経過を再記

十月四日市内外□□町△の丁に突如として起つた、奇怪な強盗

殺人放火事件は、その大胆不敵な手口等当局を極度に緊張せしめるとともに、白濁の少女殺しと年を同じふして起つた、この惨虐な事件に松江地方民をまた／＼恐怖と不安の念に陥らしめたが、約二ヶ月に亘つて巧に法網をくぐり抜けてゐた、有力な容疑者OS忍(三五)も遂に命数尽きて司直の手に逮捕されるに至つた。何が彼をしてかかる大罪を犯さしめたか、——それは、家庭生活破綻の悩みが原因であるといはれてゐるが、以下忍の生立を記して見る。

まづ、順序として事件の概要を再記すれば、十月四日午前三時頃、被害者N Jヨネ方より出火し、消防自動車の出動により僅に台所を焼いたのみで鎮火したが、その焼跡から無残にも半焦となつたヨネの怪死体が発見されたので、他殺放火の疑ひを抱いた松江署は時を移さず大活動を開始し、翌五日松江病院で行われた死体解剖の結果、他殺はいよく明確となり、前額部を鈍器様のもので数回強打されたのが致命傷と判明したので、血眼となつて物的証拠の収集に努めたが、凶行現場は出火のため滅茶々々に壊されて居り、指紋はおろか足跡一つ残されて居らず、殺害の目的が物取りか或は痴情か、怨恨かさへ想像つかず、全く暗中摸索とでもいふべき難事件と目されるに至つた。

ところが、捜査の進むにつれ、意外にも出火の前日三日に市内某銀行T J町支店で二百円、同北支店で百二十円の現金を、何れも被害者の預金通帳を示して引出した年齢三十歳余りの男があつ



たこと判明し、それに力づいた当局は、その人相と筆跡を唯一の手懸かりとして昼夜兼行の捜査を行ったが、徒らに時日を遷延するのみで、何一つ吉報は齎されなかった。しかして、その間容疑者忍は、大胆にも預金通帳を愚弄的な手紙と、もに松江署に送るなど、あくまで人を喰った行為に出でたが、今回逮捕されるに至ったのは、そも／＼この手紙と、もに送った預金通帳から足がついたもので、預金通帳に認めた筆跡ばかりはどうしても蔽ふことが出来ず、当初頑強に否認してゐた忍も次第に陳述が曖昧となり、一方仔細に調査された凶行前後の行動等をつきつけられて、遂に自白の余儀なきに至ったものである。(続く)

●「松陽新報」昭和六年二月一日

市民を騒がした、外□□町の老婆殺し②

郷人は信ぜず、比較的善良だった彼の平素

罪の動機は何？

OS忍の居村□□浦は、百八十戸千人が部落の世帯、純朴な平和そのもの、漁村だけに、曾てさうした重罪犯人など出したことなく、今回の事件を伝へ聞いた部落民は、当初皆一様に「そんな馬鹿なことがあるものか、何かの間違ひだ、あのおとなしい肝っ玉の小さい忍が、なんで人殺しなんか大胆なことをやるもんか」

松江における陪審裁判

と否定してゐたものだといふが、当局の峻厳なる取調の前に、包みきれず遂に犯行一切を自白したとの報が伝へられるに及んで、始めて漁民たちは「人は見かけによらぬもの……」を痛感すると同時に、いまや寄ると触るとこの話で持切りの状態で、忍に対する怨嗟の声は渦を巻くに至った。

しかしながら、当初その部落民たちをして——犯人は彼に非ず——と信ぜしめたといふのは、とりもなほさず比較的善良であつた彼の平素を物語るもので、妻女チヨノ(二三)の如きは未だに彼でないと信じて居るもの、如く、被害者N Jヨネが殺害されたと見られてゐる二日夜、忍は父及近所の者と三人で釣りに出て居つたし、三日は仕事の方が忙しく船の修繕をして一日うちに居た、あれ(忍のこと)は道楽こそしたが、そんな大それたことをやる男ではないと語り、養父が吉も又これと似通つたことをいつてゐるが、当局の取調の結果は、それが一日づつづつて居り、釣に出たのは二日ではなく、銀行から三百二十余円を引出し何喰はぬ顔をして帰つたのは三日夜のこと、船の修繕で終日うちに居たといふのはその翌日の四日のこと、しかして罪の発覚をおそれ、同夜ひそかに自宅を抜け出し火を放つたといふことになつて居る模様である。

かくして、OS忍は、強盗殺人放火でふ恐るべき罪名のもとに、松江刑務所の未決に収容されたが、彼が犯した罪は罪として、その動機については、また一この同情に値するものがないでもない。

八八七(三〇五)

彼は、松江市□□町HD甚之助(被害者ヨネの夫の兄弟)の三男として、相当な家庭に生れ、四歳の時□□村の魚行商人の世話により、OS家の養子となったもので、当時の養父は現在の養父の兄佐重で、佐重夫婦は子がないので忍を養子として貰ったところ、その後長男武男を設け、次で長女ヨシノが出来たが、間もなく佐重が病没するに及んで、OS家は一家の柱石を失ひ、忍の養母は幼子を抱へ殆ど路頭に迷ふに至ったので、親戚の勧めによって佐重の弟吉と再婚したが、その間にまた二女を設け、同家は頗る複雑な家庭となり、忍が大罪を犯すに至ったのも、さうした複雑な家庭に人となったのが、そもくの原因をなして居る。(続く)

●「松陽新報」昭和六年二月二日

外□□町の老婆殺し③

虐げられた彼の家庭生活

貧・愛妻の死・奇形児の後妻

遂に自暴自棄になった忍

生さぬ仲の弟妹四名と、もに、複雑な家庭に人となったOS忍は、少年時代から決して幸福ではなかった。弟妹たちは、生みの母から溢れるやうな温かい愛をもつて慈育せられるにも拘らず、

自らは邪魔者扱ひにまではされなかつたにしろ、と斯く疎んじられ勝で、いひ知れぬ冷たいものが家庭内に充満してゐたことは、少年忍の心を極度に暗くしたのだった。さうした恵まれぬ雰囲気の中にも、どうにか小学校の義務教育を終へた彼は、高等科への入学希望も容れられず、尋常を終へるが早いとか、十四歳の春から貧しい家計を助けるため、親代々の家業である船大工を見習ひ、養父吉の手伝ひをさせられた。

爾来、彼が家庭に対する不満は年と、もにいよ／＼深く根強くなつてはゐたが、十七、八歳の頃から、唄を習ひ、踊を覚え、三味線も稽古し、後には琴にまで手をつけるなど、遊芸方面に興味をもつて僅に自らを慰め、不平の爆発を押へて居た。次で、彼が二十二歳の時、一家の円満からといふ意味に於て、養父母や親戚の意見に従ひ、佐重の遺子ヨシノを娶はされること、なつた。平素、兄と呼ばれ妹といひ、お互に憎からず思つてゐた間柄のこととて、結婚後二人の仲は至つて睦しく、従つて家庭もいくらか明るくなつて居たが、運命の神はどこ迄も彼の上に崇つた。結婚後数年ならずして、最愛の妻ヨシノは、大正九年流行性感冒に犯され、遂になき人の数に入つてしまつたのである。

愛する妻の死は、彼の家庭生活に訪れた第一の破綻であつた。物心つく頃から、結婚生活に入る相当長い間、人知れぬ悩みを続け悶へぬいた彼が、やつと掴み得たと思つた幸福も東の間、余りにも無残に奪ひ去られてしまつた。そして、これと相前後して養

母も亦同じ病のために死し、重なる不幸に借財は嵩み、さなきだに苦しい世帯の一家は、暗雲低迷の状態となつた。

忍が、悲觀の極自棄的な生活に陥つたのも此の頃からで、嫌氣のさした家庭を見限つて家出したことも屢々あつたが、その都度呼戻され、遂にはその足どめ策として、相当根強く反対した、現在の妻チヨノとの結婚を強いられ、余儀なくその命に従つたもの、もとより氣の進まなかつた結婚だけに、円満に行かう筈がなかつた。大体に、妻チヨノといふのが、本年二十三才になるが、一見十三、四才位の少女と思はれる、四尺にも足りない小型で、実子がないところから貰つてゐる小供でさへ、決して母と呼ばず、姉さんくゝといつて居る程である。さうした、むしろ奇形に近い体の持主であるが、口はまた頗る達者で、体中に口がついて居るといつて、位、能弁にまくしたてるので、忍との衝突も珍しくなく、それが彼の家庭生活における第二の破綻となつたのであつた。(未完)

●「松陽新報」昭和六年一月二三日

外□□町の老婆殺し(完)

生活の破綻から女を漁り歩く

情婦と心中すべく出奔を企て、

つひにこの凶行を演ず

松江における陪審裁判

○S忍は、何が故に強盜殺人放火の大罪を犯すに至つたか？結局煎じ詰て見れば、家庭生活の破綻にあるが、就中スタートから不幸であつた第二の結婚が最も大きい原因となつてゐることは見逃せない事実である。妻チヨノとの間が、とかく面白からぬところから、自然家庭に親しまないやうになり、毎夜の如くうちを開けて遊び歩き、酒こそ飲まなかつたが、口先はなかく上手者で、巧に村内の娘を誘惑し、或は人妻まで口説いて、これと情を通ずるなど全く不良化してしまひ、某村會議員の娘を連れ逐電したこともあつた。また、単独で朝鮮、台湾等へまで高飛びしたこと数回にのぼつてゐるが、何れも知り合とてない未知の地ではあり、不況の折柄とて職業にありつけず、程なく舞ひ戻つて居る。

かくして、一家はますます不和となり、家は窮乏のどん底に陥つて紊亂の極に達し、養父為吉は、日夜債鬼に責められるの狀態となつたので、数年前ひそかに所を抜け出し姿を隠してしまつた(日御碕にあたものと伝へられている)。父なき後の忍は、数回の家出に懲りた揚句のこととて、それでも相当真面目に働き、妻チヨノの妹スエ子の婚家先である松江市□町F S島市方よりの応援により、資本の融通をうけて船の材料を仕入れ、隣村より弟子をとるなどしてゐたが、其後妻チヨノの品行にある疑ひを抱いてゐた矢先、弟子との間に醜関係あるを知り、無論弟子はそれより追ひ出してしまつたが、それ以來またく家業が身に入らぬやうになつた。そして、最近の情婦である、前記□町F S島市の妹

キヌ(二三)と関係を結ぶに至ったのも、その頃からであった。

一方、数年間妾を晦まして居た養父為吉は、本年夏頃、飄然として帰宅したが、それがまた忍には氣に喰はなかつた。従つて、為吉との折合も良からう筈がなく、心ひそかにある決心抱いてゐたが、てふどその頃、情婦キヌとの関係を、その兄島市の知るところとなり、いたく叱責された上、従来続けられてゐた資金の融通も全く絶たれるに至つたが、可成り深い関係をまで進んでゐた二人は、いまさら離れることも出来ず、こゝに情死を決意し、一先づ郷里を立ち去り、適当な死場所を探すこととしたのである。それが、凶行を演じた前月九日のことであつた。

かくて、その出奔に要する旅費の借用方を、義理の叔母である被害者N Jヨネに嘆願したが、容れられず却つて口穢く罵られたのにカッと逆上し、遂に市民を驚愕せしめた、あの惨虐事件を敢行したのであるが、「犯罪の裏面には必ず女がある」の諺にたがはず、彼にも亦さうした女があつた。これは、彼が容疑者として当局の取調を受けて始めて判明し、郷人間にも余り知られてゐない事実であるが、情婦はキヌ一人ではなく、当時村内で情交関係を結んでゐたものは、四、五名もあり、その道ではなかくの豪の者であつたとのことである。(終り)

●「山陰新聞」昭和六年二月一七日

情婦と駈落の旅費を頼んだが

面罵されて逆上兇行

□□老婆殺し愈々起訴さる

流行物の探偵小説を地で行き、殺人屍体を焼失させ犯行を覆はんとし、其上大胆にも被害者の預金通帳で預金を引出し、二回も警察署を愚弄する手紙を出し、無慮六十五日間其筋の眼をくらませた、近來稀有の迷宮事件たる、松江市外□□△の町N Jヨネ(七八)を殺した、容疑者八束郡□□村船大工職O S忍(三三五)は、過日来松江署に検挙され、直ちに松江刑務所へ送られたが、罪状明白となつたので、十六日強盜殺人放火罪として、検事より起訴された。

而して、此兇悪なる忍の犯行は、目下予審に附されて居るので、詳細は知る由もないが、仄聞するところに依れば、前記忍は予て深間となつて居た情婦と遠方へ駈落して情死する予定で、二日夜義理の叔母に当る被害者ヨネの宅へ旅費を借りに赴いたところ、口喧しくヨネの為め頭ごなしに罵しられたので、カッとシハンマーで撲殺したものらしく、而して其翌日S N貯蓄支店及びM E銀行支店より、強奪したヨネの通帳で三百二十円を引出し、其夜半犯跡をくらす為めに放火したものらしく推定される。

而して、此迷宮を開いた松江署では、十五日午前恩田署長は、今回の犯人逮捕の殊勲者たる黒見警部、三谷司法主任、渡部刑事部長、和泉刑事、駿河県刑事課刑事部長、津森刑事、兒玉巡查、日高刑事の九氏に対し、功労賞として金一封宛を授与するところがあった。

迷宮入りから漸く脱し得

捜査上非常に不利だった

恩田松江署長語る

別項、地方に稀な迷宮事件を、物の見事に解決した恩田松江署長は、左の如く語る。

何しろ、今度の事件は、本年正月の白濁灘の少女殺し殺人と違って、被害者が世間から相恨まれてゐたため、甚だしいのは法律で許されるなら其犯人にお礼しても宜いときさへいふような者もある程な、極めて聞き込み等に不利な点があり、完全に迷宮入りを行へられて居たが、偶然渡部刑事部長がヒントを得たところから、ぼつ／＼検査の糸がタグラレて来た次第です。事件発生以来警察部長は、毎日督励されるし、全署員は、全部協力して捜査に従事するもの、仕事に対し、後顧の憂ひのない様協力したため、七十日足らずの内に、此難事件を解決した次第で、此点大いに警察の面目上誇るに足るものです云々。

松江における陪審裁判

●「松陽新報」昭和七年一月一九日

殺人、強盗、放火……重罪犯の三重奏

外□□町の怪事件

こ、数日後に全く予審終結

昨年十月四日、松江市外□□町△ノ丁N Jヨネ(当時七八)方に起つた強盗殺人放火事件は、稀に見る慘虐奇怪な事件として、当時地元民を極度の恐怖と不安に戦かしたのが、事件発生以来約二ヶ月に亘り、所轄松江署員の不眠不休の活躍により検査された、八束郡□□村船大工職OS忍(三六)は、松江地方裁判所の予審に付されて以来、森西予審判事によつて審理を進められてゐたところ、十八日午後、いよく最後の被告人訊問が行はれ、これによつて予審の取調は終りを告げ、同日、求意見のため係検事の手許に一件書類を廻付された。検事より意見を付して、更に書類を予審に廻付されるには、少くとも二、三日を要するものと見られてゐるから、殺人強盗放火と重罪犯罪三重奏といふ地方稀有の大事件も、こ、数日後には、全く予審を終結し、公判に付されるに至るではないかと見られてゐる。

●「松陽新報」昭和七年二月一日

死刑か無期か、外□□事件予審終結す

成行重大視さる

記憶に新しい事件の梗概

死刑か、無期か?といふ重罪犯たる、八束郡□□村船大工職O S忍(三六)に係る殺人、強盗、放火被告事件は、昨年十二月以来、松江地方裁判所予審で審理中であつたが、既報の如く、去る十八日をもって一先づ予審の取調を終り、検事に求意見中のところ、この程検事の意見も付され、三十日午後、満一年振りにいよく予審を終結、同裁判所の公判に付されることとなつた。事件は、松江地方空前ともいふべき大物で、当時世人を恐怖に戦かしたゞけ、未だ記憶に新たなところであるが、再記すれば、

事件の梗概

昨年十月四日午前三時頃、市内外□□町△の丁N J ヨネ(七八)方から出火し、消防自動車の出動等により僅に台所を焼いたのみで鎮火したが、意外にも焼跡から半焦となつたヨネの死体が発見されるに及んで他殺、放火の疑が濃厚となり、緊張した松江署は直に刑判事課と協力、捜査網を確立すると同時に、ヨネの死体は解剖に付された。解剖の結果、予想に違はず前額部を鈍器様の物で殴打されたのが致命傷となつて絶命した他殺と判明し、其大胆

不敵な手口からして犯人が平素被害者と懇意で、余程内部の事情に通曉してゐるものであるとの意見が一致し、松江署員血みどろの大捜査が開始された。

かくて、先づ物的証拠の蒐集に努めたが、凶行現状は何しろ出火のため滅茶々に壊されて居り、指紋はおろか足跡一つ残されて居らず、殺害の目的が怨恨か痴情か物取りかさへ想像出来ず、全く暗中模索とでもいふべき頼りない難事件と目されるに至つた。ところが、捜査が進むにつれ意外にも出火前日三日に市内某銀行T J 町支店で二百円、同北支店で百二十円の現金を、何れも被害者ヨネの貯金通帳を示して引出した年齢三十歳余りの男があつた事が判り、その人相と預金引出しの際における筆跡を唯一の手懸りとして昼夜を別かたぬ捜査が行はれた。その間、犯人は、大胆にも当局を愚弄した手紙と、もに被害者の預金通帳を松江署に送るなど、どこまでも人を喰つた行為に当局を極度にいらだたせたが、時日は容赦なく過ぎて何等得るところなく幾度か迷宮入りが伝へられ、松江署無能の声さへ起つた。かくして、約二ヶ月を経過したが、松江署全署員をあげてこの事件に没頭し、躍起の捜査を続けた甲斐あり、嘗て同署へ嘲奔的な手紙を送つたその筆跡から足がつき、十一月末各種の証拠も固まり、大丈夫といふ確信の下に前記被告を検挙した。当初被告は、頑強に否認を続けてゐたが、次から次とつきつけられる証拠と峻厳な取調にたまりかね、十二月七日に至り遂に口を割り犯行の一切を自白した。

かくて、同裁判所の予審に付されたのだが、被告は予審の中途においてまたも犯行を否認しだした模様で、準備手続の際依然として犯行を否認するにおいては、当然陪審公判に付さるべく、その成行は重大視されてゐる。

●「松陽新報」昭和七年二月一六日

殺人、強盜、放火——大事件の公判

来春二月三日と決る

本人が辞退せぬ限り陪審公判

八束郡□村船大工職〇S忍(三三六)に係る強盜殺人放火被告事件は、既報の如く、去月三十日、一年振りで松江地裁の予審を終結し、爾来公判開廷準備中であつたが、いよく、来春二月三日、佐伯裁判長係、吾野検事干与、大脇弁護士列席の下に、法定陪審として準備手続が行はれることとなつた。死刑か無期かと予想される、地方稀にみるこの大事件については、当時詳報した通りであるが、公判に附される犯罪事實は、

被告人は、松江市の某家に生れ、幼少の頃〇S家の養子となり、大正十五年頃養父為吉の娘チヨと婚姻をなしたものであるが、予て家庭の事情につき不満を抱いてゐた折柄、昨年八月頃市内TNキヌと情交關係を結ぶに至り、遂に同人を伴つて逃走せんと企て、

松江における陪審裁判

その費用を調達するため、昨年十月二日夜、外□町△の丁の義理の伯母にあたるJNヨネ方に到り、金の貸与方を懇願したところ、拒絶された上口汚く罵倒されたので、かつとなつた被告は、その場で老婆を殺害し金員を強奪せんと決意し、ヨネの油断に乗じ同家に在合せた金櫃をもって頭部を強打し即死せしめた上、ヨネが所持してゐた現金十余円及びSN貯蓄及びME銀行の預金通帳三通並びに印章を強奪し、表入口の戸には施錠をなし、ヨネが外出不在であるが如く装つて逃走し、翌三日午前中SN貯蓄銀行及びME銀行TJ町支店で前記の貯金通帳を使用して合計三百二十円の払戻を受けた後、ヨネを殺害した犯行を蔽はんがため、四日午前一時頃再びヨネ方に到り、同人の死体に石油をかけ同家台所に在つた枝木二、三把を附近に置き放火した。

といふのであるが、被告は予審廷では警察の供述を覆へし、強硬に犯行を否認してゐた模様であるから、準備手続に於て辞退せぬ限り、陪審公判となる訳で、成行は一般から注視されてゐる。

●「山陰新聞」昭和八年二月一四日

強盜殺人放火犯、飽まで犯行を否認す

十五日に公判準備手続き

或は陪審裁判となるか

八九三(三二一)

昭和六年十月市内外□□の婆ア殺しとして、危く迷宮事件に入らんとして、松江署必死の努力が漸く犯人を突止め、再三自白を翻すを、四囲の状況より真犯人と断定し、送局して、爾來松江地方裁判所予審部に於て、森西予審判事の下に、慎重予審の手が進められて居たが之程終結し、来る十五日午前九時から、其の準備手続が行はれることになった、八東郡□□村船大工〇〇忍(三七)の強盜殺人放火事件は、被告が從來頑強に犯行を否認し続けて居たので、此の準備手続に際して、相変らず否認の態度をとり而も陪審を辞退せぬとすれば、本事件は陪審裁判となるので、手続の成行は非常に注目されて居る。

●「山陰新聞」昭和八年二月一六日

外□□の老婆殺し、陪審公判と決定  
犯行を依然否認す

期日は三月の二十八日

一昨年秋の松江市外□□婆ア殺しの真犯人として起訴された、八東郡□□村船大工〇〇忍(三七)が、予審に於てあくまで犯行を否認して居るので、第一回準備公判に於ても否認し続けられ、松江地方裁判所第五回の陪審裁判となるので、其の成行が注目されてゐたことは既報の通りだが、十五日午後準備公判に於て、依然

犯行全体を否認して陪審裁判を請ふたので、佐伯裁判長以下合議の結果、こゝに本事件は陪審によることとなり、その公判期日は三月二十八日午前八時と言渡された。  
同事件は、当時危く迷宮に入らんとした際、松江署に舞ひ込んだ警察愚弄の手紙が唯一の物的証拠となつて、曾て被害者の甥で養子となつたことのある被告が真犯人と断定されるに至つたもので、当時世間を驚かした事件だけに、真に陪審裁判も從來にない複雑な興味と大きな好奇をもつてゐる。

●「松陽新報」昭和八年二月一六日

予想の通り凶行一切否認  
陪審公判に決定す  
〇〇忍の公判準備手続き

八東郡□□村船大工職〇〇忍(三七)に係る強盜殺人放火事件の公判準備手続は、既報の如く、十五日午前十時十五分より松江地方裁判所に於て、佐伯裁判長係、横山、土田両判事陪席、永尾検事干与、大脇弁護士列席の下に行はれた。

被告は、松江市に生れ、幼時〇〇家の養子となつたものであるが、初婚において妻が死亡するなどの不運に遭ひ、其後亡妻の妹と再婚したが、その頃から家庭の事情に不満を持つてゐた折柄、



たま／＼松江市某町の親戚に当たるHNヤス(仮名)と情交関係を生じたので、同女を伴って逃走せんことを決意し、その旅費を調達すべく、去る昭和六年十月二日夜、外□□町△の丁の義理の伯母で相当裕福に暮してゐたNJヨネ(当時七十八年)方を訪れ、金銭の借用方を懇願したが、刎ねつけられた上に散々悪罵されたので、憤慨のあまり殺意を生じ、その場に有合せた金槌でヨネの前額部を強打殺害した上、現金十円余及び預金通帳、印章等を強奪逃走し、三日、市内の銀行で右預金の一部を引出したが、罪の発覚を恐れ、四日未明、更にヨネ方に至り、恰もヨネが失火焼死したものの、如く装って同家に放火したもので、

準備手続は不公開裡に行はれるので、その内容は知るを得ないが、詳細な取調が行はれたものの如く、長時間に亘り午後二時漸く手続を終了したが、被告は予想にたがはず犯行は一切これを否認し、陪審も辞退せなかつた模様で、事件はいよく民衆によつて裁かれる陪審公判に決定したが、何しろる地方としては、SM武吉の少女殺し事件以来の大事件だけに、一般より成行を重視されて居り、公判当日は異常の混雑を呈するものと見られてゐる。公判期日は未定であるが、三月下旬に開廷される模様である。

●「松陽新報」昭和八年三月二八日夕

殺人強盗放火の公判あす開く

松江における陪審裁判

まづ情婦の証人調べ

八束郡□□村船大工職OS忍(三七)に係る殺人強盗放火被告事件の陪審公判は、既報の如く、いよく明二十八日午前八時より、佐伯裁判長、永尾検事係、選ばれた十二名の陪審員、大脇弁護士等列席の下に、松江地裁陪審法廷に於て開廷されるが、地方稀に見る怪奇な重大事件として一般にその成行を注視されてゐるだけに、当日は傍聴人殺到を予想されてゐるので、法廷の整理をはかるため、例によつて八十枚の傍聴券を發行されること、なつた。公判は、先づ裁判長より被告の事実調があつた後、証人調べに入るが、当日喚問される証人は十名の多数に及んで居り、被告OS忍がNJヨネ(当時七八)を殺害するに至つた直接の動機と見られてゐる、恋愛関係のヒロインTNキヌ(二三)が証人調のトツプを切る予定で、同女の陳述は事件を解決する上に重大なる役割を演ずるものと期待され、此の点興味の中心となつて居る。

●「松陽新報」昭和八年三月二九日夕

まづ殺人強盗の犯行一切を否認

申立は次第に曖昧

OS忍の陪審公判開廷

八九五(三二三)

県下稀有の重大犯罪として多大の興味をもつて公判開廷の日を待たれた、八束郡□□村船大工職OS忍(三七)に係る強盜殺人放火被告事件は、昨夕刊所報の如く、二十八日午前八時より松江地方裁判所陪審法廷で、佐伯裁判長係、横山、土田両判事陪席、永尾検事干与、大脇弁護士列席の下に開廷された。この日朝来しと、降る春雨の中を、傍聴人は続々詰めかけ、八十枚の傍聴券はまた、く間に尽きて、開廷と同時に直ちに満員となった。被告OS忍は緋の着物に同じく緋の羽織といふ小ざつぱりした服装で、二名の看守に護られて入廷したが、一年有半の長い未決生活に、頬の肉は落ち顔色も優れず見違へるばかりに焦衰してゐた。

かくて先づ、不公開裡に法定手続きをなし、十二名の正員及二名の補員の選定等陪審の構成を終つて、八時二十分開廷。佐伯裁判長より陪審員に対し懇切に諭告した後、総員起立裡に宣誓あり、それ〴〵署名捺印して総ての手續を終了し、いよく公判に移つた。かくして、裁判長より型の如く被告の住所、氏名、年齢等の訊問あつた後、永尾検事は立つて、

被告人は、幼にしてOS家の養子となり、大正十五年頃養父為吉の娘子ヨノと婚姻をなしたものであるが、予てより家庭の事情につき不満を抱いてゐた折柄、たまく昭和六年八月下旬、T Nキヌと情交關係を結ぶに至り、遂に同人を伴つて逃走せんと企て、その費用を調達せんがため、同年十月二日夜、松江市外□□△の町に独居してゐた被告の義理の伯母N Jヨネ方に到り、同人に対

し金の貸与方を懇願したところ、痛く罵倒の上手厳しく拒絶せられたので、寧ろ同人を殺害して金員を強奪せんとを決意し、其の場に於てヨネの油断に乗じ同家に在合わせた金槌をもつて頭部を強打して即死せしめた上、同人が懷中に所持してゐた現金十二、三元及び小箆箭の抽斗にあつたヨネ名義預金額百二十二円二十六銭のS N貯蓄銀行の貯金通帳一通及び一千三十九円十五銭と五百円の同銀行据置貯金通帳各一通、預金額五百五十円のM E銀行の定期預金証書一通、同人印章二個を強奪し、同家表出入口の戸に施錠をなし、恰もヨネが外出中で不在である如く装つて逃走、翌三日午前中、S N蓄及びM E銀行T J町支店で貯金通帳、預金証書を使用して合計三百二十円の払戻を受けたが、其の後、この犯行を隠蔽せんがためヨネ方を焼燬し、同人が火を失して焼死した如く装はんことを企て、四日午前一時頃、再びヨネ方に至り同人の死体を同家奥四畳半の間に運び、其の上と同家台所に有合せた枝木二、三把を置き、自宅よりビール瓶に入れて携帯した石油を屍体、台所の釜場及び殺害場所に注いだ上、同日午前二、三時頃燐寸をもつて放火し、同家を焼燬したものである。

といふ意味の公訴事実を述べ、次で裁判長の本筋の訊問に入る。裁判長 検事の述べられた公訴事実について、弁解することはないか。

被告 N Jヨネを殺して、金や預金通帳を盗つたなどといふことはありません。

長 家庭について、不満を持ってゐたといふ点はどうか。

被 父為吉の仕打がよくないので、借財が出来ましたので、そんなことで不満を持って居りました。

長 TNキヌといふ娘さんとは、情交関係があつたか。

被 ありました。

長 被告の妻チヨノが、KS米三郎と密通したといふ事実はどうか。

被 あつたと思ひます。

長 キヌとの関係、いつどこであつたか。

被 昭和六年八月二十七日の晩、私しの宅で関係したのが始めてす。

長 キヌと墮落しようと話したことはないか。

被 私の方から話たとはないが、キヌの方から、十月十五日に逃げようではないかと申したように思ひます。

長 末は夫婦にといふような固い約束をしたか。

被 キヌの方から手紙でそんなことをいつてくれましたが、私はそんなことをいつたかどうかは忘れました。

長 本件の被害者N Jヨネといふ婆さんとは、どんな関係か。

被 ヨネは、実父HD甚之助の後妻の姉でありまして、私の義理の伯母に当ります。

長 ヨネが、宅地を買つて金を持つてゐるといふことは知つてゐたか。

被 十月六日実父から聞いて始めて知りました。

と比較的明瞭にキバリく答へ、次で裁判長より、予審の第一回取調の際、当時の木村予審判事に対し自分がやつたものであると申立てたのは、どんな訳であるかとの問ひに対し、

被告は、「警察で叩いたり蹴つたりの酷い目に遭つて、こうだらう、あ、だらうといはれましたので、余りの辛さについてそんな様に申しました。それで、予審でも警察で教へられた通り申立てたのであります。」と此種事件にありがちな陳述をなしたので、

裁判長は、「判事は何もお前を虐めはせんし、こはくも何んにもない。罪を犯しもせぬものを無理に押つけはしない、三十を越した分別盛りの男が、単なる窃盗事件などと違ふ、こんな大事件を有りもしないことを有つたように申立てたか。」と急所を突つ込んで訊問すれば、

被告の陳述は、次第にしどろもどろになり、「私しには、その勇氣がありませんでした。」と逃げを張れば、

裁判長は更に、「陪審員、検事、この沢山の傍聴人の居る法廷で、被告は裁判長の問ひに対し、勇敢に否認してゐるほどであるのにも拘らず、当時はなんで否認するだけの勇氣がなかつたか。」と鋭く質せば、

被告の答へはいよく、苦しく曖昧となり、「警察で余り酷い目に遭つたのが身に沁みてゐて、否認の勇氣がなかつた。」の一点張り、N Jヨネが殺されたのは、十月五日近所の魚行商の婆さんか

ら聞いて、始めて知ったと陳述する。

次で、証拠書類物件等につき取調をなし終つて、裁判長は陪審員に対し「被告が予審廷における自白は、一つの立派な証拠となるものである、陪審員諸君がそれを信じられると否とは自由であるが、いまこゝで簡単に申して見る」とて、T Nキヌと関係が出来るて以来、犯行の当日及びその後における被告の行動につき、被告が予審判事に自供したところを説明し、午前十一時、被告に対する大体の取調を終了し、五分間休憩の後、証人調べに入った。

肝心な点を証人巧にばやす

被告の妻チヨノの訊問

十一時五分再開、証人調の劈頭、被告の情婦T Nキヌが取調られることとなつてゐたが、病氣欠席のため、キヌが予審に於て供述した事項につき、裁判長より陪審員に説明あつた後、被告の妻O Sチヨノ(二五)より証人調に入り、小柄なチヨノが入廷証人席につけば、被告は懐かしさうに妻を眺めては、ハラ／＼と涙を流す。

問 証人は、夫の弟子K S米三郎と関係したことがあるか。

答 ありません。

問 現場を見つげられたことがあるか。

答 一度ありません。

問 一昨年十月二日、ヨネが殺された晩、夫の忍は家に居つたかどうか。

答 居りました。夕飯を一緒に食べ、菜(養子)と、もに、私等より先きに寝ました。

問 証人等が寝てから後、忍がこっそり抜け出たかどうか判るか。

答 それは判りません。

問 忍が色眼鏡を持つてゐることを知つてゐたか。

答 知りません。

問 当時、証人の宅に石油やビール瓶の空瓶はあつたか。

答 ビール瓶は沢山ありましたが、石油ははつきり判りません。

と供述し、その他事件発生後の被告の行動等に就ても、詳細取調があつたが、夫の身をかばうためか、肝心な点は判りませんで

ばやし、次で養父為吉、同村K S徳五郎等の各証人の取調を行つて、午後零時三十分、一と先づ休憩したが、各証人とも被告に対し有利ともつかず不利ともつかぬ平凡な証言をなした。(以下朝刊

第二面へ続く)

●「松陽新報」昭和八年三月二九日

証言概して被告に不利——

午後の証人しらべ

O S忍の陪審公判

八束郡□□村の船大工職〇S忍(三七)に係る強盗、殺人、放火被告事件の陪審公判は、夕刊所報の如く、二十八日午前八時より松江地裁陪審法廷に於て開廷され、午後零時三十分迄に、被告に對する事実調査及び証人四名の訊問を終つて休憩となり、同一時二十分再開、休憩前に引続き証人調に入り、被害者N Jヨネの養子久喜の実兄たる八束郡□□村精米業KW孝之氏に對しては、ヨネの性格及びヨネ方出火直後の状況等につき簡単に、当時死体解剖をなし鑑定に任に當つた松江病院病理科部長中村博士に對しては解剖の結果につき医学的な各事項につき訊問あつた後、当時松江署勤務刑事部長として直接この事件の捜査に當つた渡部文一郎氏の訊問に移つたが、裁判長より〇S忍に嫌疑を抱いた理由につき訊問のあつたのに對し、渡部氏は、

一昨年十月四日未明の突発事件に關し、現状を調査した上、犯人捜査に従事したが、各種の事情を綜合して、親戚縁故者に重きを置いた結果、被害者と伯母甥の間柄である〇S忍が、妻子があるにも拘らず情婦があるとの情報が入り、家庭内も紊乱して居り、多額の負債もあるが、情婦と墮落する約束まであることが判明したので、濃厚な疑をもつて、十一月二十一日本署へ召喚し、取敢へず筆跡を確かめたところ、銀行で書いたものと一致する点があつたので、銀行員をして首実検をして貰つたところよく似てゐるとのことであつた。そこで、居室等についても捜査を行つたところ、着物、帽子其他銀行員の供述を裏書する証拠品があつた、

松江における陪審裁判

め、十月二日以後の被疑者の行動につき調査を行つたが、外部と被疑者の言が一致しないので、益々疑ひを深めてゐる矢先き、或る日被疑者が自発的に「実はヨネ婆は私が殺しました」と申立てたので、どうした訳で殺したかとの質問に對し、「金を借りに行つたところ、持つてゐる筈であるけれども、聞いてくれなかつたので、ついむかづいたので殺した」と申立て、中途で一度否認し、また其の後、私の所為に違ひないと申しました。

と、被告のため非常に不利な証言をなし、取調の際被告に對する暴行並に誘導訊問等は絶対にないと断言した。続いて、SN銀行員FM幸氏、SI貯蓄銀行員MY久市氏、松江郵便局員IG隆良氏、市内□町履物卸商NM徳右衛門氏等につき、それ〴〵訊問があつたが、各証人は何れも大体に被告に不利な証言をなして、同四時十分証人全部の訊問を終り、裁判長より証人中予審における証言と公判廷における証言を異にするもの二、三を特に陪審員に説明し、引続き筆跡鑑定につき五名の鑑定人の鑑定をそれ〴〵詳細説明するところあつて、四時三十五分実質審理全く終り、休憩となり、夕食の後六時再開、検事の論告に入つた。(以下追報)

●「山陰新聞」昭和八年三月二十九日夕

情痴関係も暴露、□□放火殺人事件

廿八日陪審公判を開く

八九九(三二七)

十一名の証人が喚問さる

屢報、外□□の婆殺しの陪審公判は、二十八日午前八時より、松江地方裁判所陪審法廷で開廷。十二名よりなる陪審構成の後、永尾検事、被告事件の陳述を行ひ、次いで、佐伯裁判長、被告に対する訊問をなし、証拠調べに入り、証拠書類並に物件の解示に次いで、証人調べとなり、

OSチヨノ(被告妻)、OS爲吉(被告養父)、OK鶴松(被告居村知人)、KS徳五郎(同)、KW孝之(被害者養子久喜美兄)、中村博士(松江病院病理科部長、渡部文一郎(当時松江署刑事)、FM幸(ME銀行T支店行員)、MY久一(SN貯蓄銀行員)、IG隆良(松江郵便局員)、NM徳右衛門(下駄商)

右十一名の喚問を行ったが、被告妻チヨノは、当時彼女が被告弟子某と姦通を為し、兎角夫婦仲面白くなかつた事情を、裁判長より問はれ、唾壺々々として事実を認め、被告が情婦TNキヌと情交関係に陥れる経過の裏面を明らかにし、被告養父及び村民二名は、当時の事情を陳述して、一旦休憩し、

午後一時二十分再開、被害者養子久喜の実兄KW孝之は、出火当日電報に依つて、被害者宅に駆け付けたる際、預金通帳其他の紛失を発見したる顛末を語り、中村博士は、死因鑑定の結果を問はれ、大脇弁護士との間に、現場に残された煙草の吸殻による血液型の点につき回答あり、次に、当時松江署の刑事で直接捜査に

當つた渡部文一郎巡查出廷し、捜査の状況を尋ねられたが、誘導尋問を行はなかつたかと裁判長より訊ねられ、其点は絶対ないと断言したるに對し、被告はモヂ／＼してゐた態度で、皮のスリッパで蹴飛ばされましたと反駁して、大脇弁護士からたしなめられ、一寸法廷の空気も動いたが、ついで、被告が盗んだ通帳で預金を引出したと嫌疑をかけられて居る、ME銀行T支店の預金係FM幸の訊問で、預金引出しに來た男と被告と同一人なるやにつき、証人は薄らいだ記憶を辿り／＼陳述するが、予審廷での証言と矛盾する処など出て、大脇弁護士より皮肉に突込まれ、結局ハッキリ記憶致しませんと、緊張し切つた法廷に少からぬ動揺を与へた。

三時過ぎ少憩の後、残りの証人の訊問が続けられたが、ついで、検事の論告と弁護人の弁論が続けられた。(以下追報)

●「松陽新報」昭和八年三月三〇日夕

陪審員の答申は被告の犯行は認

凶悪な忍に對し検事死刑を求刑

答申朗読の利那被告の驚愕

骨を刺す痛烈な論告

八束郡□□村船大工職OS忍(三七)に係る強盜殺人放火被告

事件の陪審公判は、既報の如く、二十八日午前八時より松江地裁陪審法廷に於て、佐伯裁判長係、横山、土田両判事陪席、永尾検事干与、大脇弁護士列席の下に開廷されたが、昨報後、経過は左の通りである――

午後四時三十分審理を終了し、休憩喫飯の後六時再開、直に検事の論告に移ったが、永尾検事は起つて、「被告の警察並びに予審における自白及び自白に対する物的証拠、各証人の証言等を総合して、犯罪の証明は十分で、被告の所為であることに相違ない」と痛烈に論断すれば、次で大脇弁護士は、自白の矛盾を摘出し虚偽の自白であることを主張し、筆跡鑑定書の根拠薄弱、被告側証人の証言を有利に結びつけるなど、徹底的な無罪論をもって検事の論告を弁駁し、一時間半に亘る弁論を終る。

次で、佐伯裁判長は陪審員に対し事件の経過、取調の成行につき、最後の審判を誤らしめないよう、懇切に説示をなした後、左の如き問書を交付した。

#### 主 問

被告人OS忍は、昭和六年十月二日夜、松江市外□□町N Jヨネ宅に赴き、N Jヨネに対し金借方を懇願したるも拒絶せられたるため、N Jヨネを殺害して金品を取らんと決意し、金槌をもって不意にN Jヨネの頭を強打して即死せしめたる後、現金約十一円余及びヨネの貯金通帳、定期預金証書、印章等を盗み、翌三日午前中、右預金通帳等を松江市S N貯蓄銀行に持参し同銀行より金

松江における陪審裁判

百二十円の払戻を受け、尚同市ME銀行T J町支店よりヨネの定期預金証書をもって金二百円の払戻を受けたるものなるや。

かくて、陪審員は評議室に入り慎重評議の上、再び出廷、裁判長に答申書を提出し、裁判長は書記をしてこれを朗読せしめれば、

#### 主 問 然り

といふ、被告の主張と全然相反する答申に、被告の顔面は流石に蒼白と変じ、驚愕の色漲る。次で、裁判長並に陪席の二判事は合議のため合議室に入ったが、しばらくの後、再び出廷、陪審員の答申を採択する旨を宣言して、午後十一時五十分閉廷した。

極刑の求刑に顔色一つ変へず

被告忍落ちつき払ふ

最後迄自白勧告に応ぜず

別項の如く、OS忍(三七)に係る強盗殺人放火被告事件は、放火を除く強盗殺人事件のみを陪審として公判に附せられ、廿八日午後十二時前陪審員の答申を採択され、陪審員の重大なる任務はこれをもって終了したので、一と先づ閉廷し、二十九日午前十時五十分より、前日に引続き再び同法廷に於て開廷された。開廷と同時に検事の第二次論告に入り、検事は、

近時各種犯罪激増の傾向にあり、殊に人命に対する犯罪が頻々として起るのは生命に対する大なる脅威である。しかして、此種

犯罪は犯人の検挙は非常に困難である。容疑者は、証拠がなければどこまでも突つ張るといふ憂ふべき傾向にある。本件被告も、犯行を蔽はんがため放火の事実まであり、実に憎んでも余りある惨酷なもので、其動機についても更に同情すべきものがない。刑法の条文を適用すれば、死刑又は無期となつて居るが、被告はあくまで否認を続け、改悛の情少しも現はれてはゐない。

と峻烈な論告の後、死刑を求刑したが、前夜陪審員の答申で既に覚悟を決めたか、被告はこの極刑に対しても顔色一つ変へず落着き払つてゐた。次で大脇弁護人は、「既に陪審員の答申が採択になつてゐる以上、も早弁護人としては、かれこれ申上ることはないが、ただ一言する」と前提し、

□□及び□附近での噂を聞いて見ると、どうしても被告がやったものとは思はれない。自分は二度被告人に面会して、実質やつたものなら潔く言へ、いくら君が否認しても天道様が君の胸を見透かしてゐることを繰返して言つたが、被告は絶対に自分はやらなうと誓つたほどで、自分はどこまでも被告の所為に非ずと信ずるが、しかし此の際情状其他については一切申上らない、ただ死刑の後に真犯人が出たとしたらどうなるか、無罪を罰することは断じて出来ない、どうか此の犯罪については無期刑に処せられたい、被告の生命存続する限り、或はこの罪が無実であることが立証されることがあるかも知れない。

と結んで弁論を終り、引続き陪審事件より分離された放火事件

のみにつき普通公判として審理されたが、これに先きだち弁護人は、裁判長の許可を得て被告に対し「陪審公判の結果は君が犯した罪であると断定されたが、事実さうであるとすれば今からでも遅くはない、潔く自白してはどうか」と勧告したのに対し、被告は憎々しいまでに度胸を握へ、絶対に私の知らんことである。死んでも知らないことの自白なんか出来ません。

と述べ、放火の事実調べに対しても、終始一貫否認をもつて突つ張つたが、検事は「放火についても、被告の所為と認め得る証拠十分で、強盗殺人の犯行を蔽はんがため行つたものである」と断じ、懲役五年を求刑し、弁護人の弁論あつた後、佐伯裁判長は「此の判決は、強盗殺人事件と併合して、来る三月三十一日午後一時言渡す」旨を宣告し、同十一時三十分閉廷したが、陪審法では控訴が出来ず上告は出来ること、なつて居るので、被告は判決の後上告するのではないかと見られて居る。

●「山陰新聞」昭和八年三月三〇日夕

陪審員犯行を認め

遂に検事は死刑を求刑

運命の合図の鈴、殺人強盗の主間は然り

利那被告ガクリと頭垂る



## □□の老婆殺し陪審公判

続報——、十二名の証人調べを終つて、午後五時近く休憩、六時再開して、永尾検事論告を開始し、証拠として証人の証言及び被告の自白を援用し、当法廷で被告が如何に予審の供述を翻すとも、其理由とする処極めて根拠薄弱で採るに足らず、寧ろ妻の姦通によつて醸し出された家庭不和が、貧困と相俟つて、充分に犯罪動機と思考することが出来ると述べ、M E銀行員F M及びS N貯蓄銀行員M Yの証言と共に、筆跡鑑定を極力証拠に主張して、陪審員の賢明なる判断を俟つと、約一時間半に亘る論告を為して着席すれば、佐伯裁判所長、十分間の休憩を宣す。

七時半再開、大脇弁護士立上り、被告に不利な証拠を挙げて一々論駁し、自白の不合理的な諸点を指摘して、殊に情婦T Nキヌの供述によれば、被告との情交関係が曝れて、墮落の相談をなしたは、凶行後一ヶ月を経た十二月七日後のことである点を述べ、被告が墮落の費用に窮して老婆を殺害したといふ、予審の自白と全く矛盾すると主張し、更に、筆跡鑑定で犯人を決定するの危険を極力強調し、更に、証人の首実見の不確実を指摘する等、此の多くの疑問符が点在する被告事件の弱点を突いて、八時四十分弁論を終り、約四分の休憩の後、

九時二十分過ぎ再開、裁判長の説示に入り、懇切を極めた言葉で陪審員に慎重な考慮を求めて、問書の交付となり、

## 松江における陪審裁判

主問 被告人O S忍は、昭和六年十二月二日、松江市外□□N Jヨネ方に赴き、同人に対し金借方を懇願したるも、拒絶せられたるため、ヨネを殺害し金品を取らんと決意し、金槌を以てヨネの頭部を強打し（注、即死せしめたる後）、現金十一円余り及び預金証書、印鑑等を盗み、三日午前中S N貯蓄銀行に持参し百弍拾円を払戻し、更に、M E銀行T J支店にてヨネの定期預金弍百円を払受けたるものなりや。

読み上げられるをうなだれて聞いてゐた被告は、流石運命の重大を察したか、蒼い顔を更に蒼白にさせ、十時十分、陪審員評議のため退席するや、如何なる答申あるか緊張し切つた傍聴席は一人の立上る者もなく、一時間に亘るブランク・タイムが張り切つたうちに流れ去る。

突如、リーン！傍聴席にまで響いて来る評議終了の合図の鈴！空気は弥がうへにも緊張する。十一時二十五分、裁判長以下着席し、答申書を受取つた河上書記が立上つて、主問を先づ読み、次いで「答申」と呼ぶ、其の利那、その利那だ「然り」、簡単だが無量の思ひが含まれ、被告は其の儘ガクツと頭をおとす。次いで、裁判長以下評議のため暫時退席したる後、再び立現はれて、答申を採択する旨宣告し、更に、本陪審公判は、強盗殺人被告事件のみで、放火のための審理は、二十九日午前十時より、陪審第二次公判に次いで続行すると述べ、十一時三十五分閉廷。

放火犯では、五年を求刑

兩公判を併合して

三十一日判決言渡し

昨日の大公判の後を受けて、二十九日午前十時定刻かつきり、陪審第二次公判開廷され、永尾検事起ち上り、犯罪の性質の悪性なるを指摘して、死刑の判決あらんことを望むと簡単に求刑し、直ちに、大脇弁護人の弁論に入り、後に、被告OSに陳述の機会を与えられ、ば、「全殊自分の犯行ではないが、事此に至れば已むを得ない。寛大な裁きによって、無期懲役ぐらゐで許して貰ひたい」旨の憐れな繰り言を述べ、陪審公判は終了。

直ちに、放火に係る普通公判として続行され、裁判長の事実調べ、検事の論告、大脇弁護人の弁論について、永尾検事懲役五年を求刑し、佐伯裁判長より、来る三十一日午後一時より、兩公判併合して判決云渡しある旨宣して、正午近く閉廷した。

●「松陽新報」昭和八年四月一日夕

検事求刑通り死刑の判決

OS忍にけふ言渡

強盜殺人放火といふ地方稀に見る凶悪な犯罪として、世人の耳

目を衝動した、八束郡□□村船大工OS忍(三七)に係る陪審公判は、既報の如く、去る二十八日松江地裁で開廷、陪審員より被告の所為なりと認められ、次いで翌日の続行公判において、検事より死刑を求刑されたが、三十一日午後一時、松江地裁においてこの判決を宣告された。この日、被告忍は、例によって緋の対服姿で二名の看守に護られて入廷したが、自己の運命が決する日とて、思ひなしか流石極悪な忍の顔面にも苦悩の色が窺はれた。次で、佐伯裁判長は横山、土田二名の陪席判事及永尾検事、書記等とともに入廷し、起立の上、厳かな句調をもつて、

被告を死刑に処す

旨並に理由を朗読すれば、一語も聞きもらさずと緊張に戦いてゐた被告は、既に覚悟は決めてゐたとはいへ、驚愕苦悩の色いよいよ濃く、瞬間深く首をうなだれ、しばし呆然自失の態であつた。かくて、地方空前の重罪事件の公判は幕を閉じ、被告は再び看守に護られて、屠所に引かれる羊の如く悄然と退廷した。

●「松陽新報」昭和八年四月一日

松江地裁で珍しい死刑宣告

隠岐の通送人殺し事件後をはじめてのOS忍

八束郡□□村船大工職OS忍(三七)に係る強盜殺人放火事件

は、夕刊所報の如く、三十一日松江地裁で、佐伯裁判長より死刑の宣告を受けたが、同裁判所に於て死刑の宣告された事件は、明治初年即ち斬罪絞殺、切腹等の刑が執行された時代には相当あつたらしいが、其後は極めて稀で、昭和三年七月隠岐郡□□村で、郵便通送人A B園次郎を殺害、行囊在中金を強奪した、同村木挽職F Y留次郎(当時四九)が同年九月二十六日死刑を宣告されたのが最も近い例で、OS忍は実にそれ以来始めての死刑宣告である。

●「山陰新聞」昭和八年四月一日夕

外□□の老婆殺し、死刑の判決下る

放火については刑を科せず

近来稀らしい事件

外□□婆殺しの陪審事件の判決言渡しは、既報の如く、三十一日午後一時より、松江地方裁判所陪審法廷で行はれたが、定刻、佐伯裁判長以下着席すれば、被告は、うな垂れた顔をもたげて、盗み見るように四圍を見廻はす。裁判長、先づ開口一番、接見禁止を解く旨告げて、判決本文を読む前に、理由を述べ始める、即ち、被告事件は、強盗殺人及び放火の二事実に分れ、大体に於て予審決定通りの認定が与へられた。次いで、本文を続けると告げれば、起立せる被告は思ひなしか肩が慄へる。「第一の事実につい

松江における陪審裁判

ては、被告を死刑に処す」。傍聴席には、咳一つだにしない、被告は茫然としたか、今はガッシリした肩に微動だに見えない。「第二の事実については、被告に刑を科せず」。心の緊張が弛んだか、被告の体が揺れて居る様に見える。死刑、死刑、遂に死刑だ。松江地方裁判所では、昭和三年隠岐の郵便集配手殺し事件以来、五年振りの死刑言渡しである。

次いで、裁判長より第一の事実については上告、第二の事実については上訴が許される旨告げれば、被告OSは、執拗に問答を重ねんとし軽く裁判長より拒まれて、眼窩の凹んだ蒼顔をぐるりと転じて傍聴席に向け放心した様になり、看守より編笠をかぶせられるまで動かなかった。此の間僅に十分足らず、傍聴人は、被告が退廷するまで、其の後姿を見送つて居た。

●「松陽新報」昭和八年三月三十一日

何が故に忍は大罪を犯したか(1)

罪の裏に躍る女

複雑な家庭の事情や、妻の不義にも端を発す

極刑か？それとも無罪か？大きな岐路に立つ重大事件として、世人注視の的となつてゐた、八束郡□□村船大工職OS忍(三七)に対する強盗殺人放火事件は、二十八日の陪審公判に於て、忍が

九〇五 (三三三)

極力その犯行を否認し続けたにも拘らず、選ばれた十二名の陪審員はその否認を所謂否認せんがための否認とし、結局あの戦慄すべき犯罪はOS忍の所為なりとの断案を下した。次で、翌日の続行公判に於て、検事は痛烈な論告により死刑を求刑したのだった。かくして、被告忍の主張は完全に敗れ、いまはたゞ三十一日の判決を待つのみとなったが、忍は何が故にかゝる大罪を犯すに至ったのであろうか。ご多分にもれず、犯罪の裏面には女があった。複雑な家庭の事情も、罪をつくつた間接の原因として見逃すことは出来ないが、直接の原因はなんといつても、その女が故といふことが出来よう。

松江市□□町HD某の三男として生れた忍は、その頃OS家の当主であつた仁太郎とその妻ナカとの間に子がなかつたため、養子として貰われて行つた。其後、養父母の間には武雄及びヨシの一男一女が出来、養父仁太郎の死後養母の後添として迎へられた仁太郎の実弟である現在の養父為吉との間に、チヨノ、末子の二女が出来るに及んで、家庭はいよゝゝ複雑となつた。忍の自供によれば、その頃子供心にも既に煩悶はあり、養父母の間に実子が出来た以上、養子として自分がOS家を去るべきであると考へたらしいが、それでも其後武雄は隣村大芦村へ養子となり、忍は養父母の長女ヨシと結婚すること、なつて、この問題は解消され、しばらくは平穏な日が続いた。

ところが、其後最愛の妻ヨシが病を得てぼっくりと先立つてし

まつた。そして、あまり好まなかつた現在の妻チヨノとの再婚を余儀なくされたのであつたが、忍は此の頃から家庭に対し大きな不満を抱くに至つた。さなきだに、貧困な家庭は、為吉の仕打がよくなかつた、め、不義理の借財が嵩んだ、と忍は言つて居る。——さうした中であつて、何等の希望もなく暗い気持ちにとざされてゐた矢先、昭和六年の春、あらうことかあるまいことか妻のチヨノがKS与三郎といふ忍の大工弟子と密通し、忍は見るべからざる場面をさへ目撃したといふのである。チヨノは、公判の当日証人として出廷し、裁判長の訊問に対し、「弟子との不義の点、現場を押へられた点」を何んの臆する色もなく酒蛙々々として是認した。妻君のこうした態度は、多数傍聴人をして紊乱した家庭を嘆ぜしめ、あの恐るべき罪を犯すに至つたのも、さうしたところに端を發してゐるであらうことを痛感せしめると同時に、罪は罪として忍に対しても、一掬の同情を注がしめた。

忍がさうした家庭を極度に呪つてゐた折柄、たまゝ忍の心に春を甦らせた女性が出現した。それが問題のTNキヌ(二三)である。忍がかつて自供したところによると、キヌを始めて見たのは、昭和四年十月頃、和多見町HD某方の葬儀の際で、関係を結んだのは昭和六年八月二十六日(旧盆)であるといつてゐるが、この二人の關係がまた頗る大胆にしかも極く簡単に行はれてゐるのには驚かざるを得ない。(続)

●「松陽新報」昭和八年四月一日

何が故に忍は大罪を犯したか(2)

問題は蚊帳から、雑魚寝中にエロ場面展開

忍と情婦キヌの自供

OS忍がTNキヌと関係を結んだのは、忍並にキヌが自供してゐる如く、昭和六年八月二十六日だった。公判の日、当のキヌが証人として喚問されてゐた、め、此の間の事情を詳細に陳述するものと期待されてゐたが、病気のため欠席したのは大きな艶消しだった。しかし、キヌはかつて忍との関係につき、

昨年旧盆前の八月二十何日かに、義姉の末子（忍の妻チヨノの妹でキヌの兄の妻）から、□□の姉（チヨノ）がお前を島慰みに連れて行ってやるといったから、一緒に遊びに行かうと誘はれましたので、両親の許しを得て義姉の末子とともに、八月二十六日OS忍のうちに行ききました。チヨノさんの実兄である大声のIK武男さんも、墓参のため来て居りました。OSのうちでは、同家二階六畳の間で一つの蚊帳の中で休みました。その一番北の端は忍の妻の養子榮、それから忍、私は忍と並んで寝ました。その次が、義姉の末子、一番南の端が武雄といふ順序であつたが、その晩真夜中頃ふと目が醒めて見ると、忍が自分の体の後から怪しの振舞に及んでゐました。しかし、大勢寝てゐたので声をあげるの

松江における陪審裁判

も悪いような気がして、どうすることも出来ず、遂に忍のするがままに身をまかせました。

と、かう自供してゐる。

かくの如く、キヌは沈黙のうちに総てを忍に捧げてしまった。しかも、数人雑魚寝の中で……そして、キヌはまたこんな陳述もしてゐる。

翌朝、武雄は他家の墓参に行くとして、末子、チヨノと、もに出て行つたので、その不在中、私は忍に向ひ、子供まである身でありながら、あんなことをしてどうしてくれる気かと申しますと、忍は子供は戸籍にも入つてゐないどうにでもなる、といふことや、暗に夫婦別れをして私と夫婦にでもなれるといふ意味のことを言つてゐました。私もそれを真実と思ひましたから、翌々日の晩にも、忍から言ひ寄られるまゝ、一緒に寝てゐた人たちの目を盗んで関係しました。

と、また、この点忍は、

床に入つてからは、つい野心が起つて、皆の者が寝静まるのを待ち、凡そ二時頃だつたと思ふ、他の者の手前物を言ふことも出来ず、無言で隣に寝てゐたキヌに挑んだところ、キヌは何等の抵抗もせず、総てを私に委せた、ほんの一時の出来心で、一緒に並んで寝たのが動機である。翌朝、皆が出たあとで、キヌに対し「済まぬ事をした」といふと、キヌは「そんなことはありません」といつてゐた。

九〇七 (三二五)

と述べてゐる。なほ翌々日、第二回目の関係に対する忍の自供の如きは、こゝに記すべく、あまりに艶つばい。

この二人の關係につき、忍の妻女チヨノは、「蚊帳の中で關係があつたとは全然気づかなかつた……」と語つて居る。夫の目をかすめて、若き燕をこさへたほどの凄腕の持主である彼女すら、数回に亘る二人の交渉を、同じ蚊帳の中になつてすら全然知らなかつたのだから、いかにそれが巧妙に行はれたかを窺ひ知ることが出来る。これが、彼等二人の恋愛序曲である。

かくして、キヌはOS方で五泊し、三十一日末子と、もに同家を辞去したが、其後OS方へ滞在の札状を出したのに対し、忍は彼女に「九月の七、八日頃には出松し、是非立寄るから待つてゐてくれ」といふ意味の便りを送つてゐる。キヌは、此の手紙に接し「心待ちにその日を待つたが、七日八日には出てこなかつた」と語つたほどだから、忍に対するキヌの心境が、およそどの程度であつたかは想像に難くない。

去る八日に出松しましたが、連れの人があつた、め、お逢ひする事が出来ず甚だ残念でした。十六、七日頃にはきつと出ます。

これは、其後忍が申訳のため、キヌに送つた手紙の一節である。かうした手紙の往復により、はじめて異性を知つたキヌの心は、次第々に忍に引きつけられて行つたのであつた。(未完)

●「松陽新報」昭和八年四月二日

何が故に忍は大罪を犯したか(3)

凶行は斯くして、情婦キヌとの關係進展し

家を持つ費用調達に

忍はその後、九月十九日午前十一時頃、キヌの宅を松江市□町に訪れた。此の日、キヌの両親は二人とも勤め先に出て不在だったので、キヌはいそ／＼と忍を裏の離れの座敷に招待した。こゝでも、二人の間に甘い恋の睦言が囁かれたこと勿論で、その日忍はキヌに対し、

自分は、四歳のとき松江から今のうちに養子に行つたものであるが、其後大芦に行つてゐる武雄が生れたので、同人がOS家を相続するものだと思つてゐたところ、自分が十二歳の頃、親族会議を開きその結果、結局自分が相続するようになった。今の家内はすきではなく、已むを得ず一緒になつてゐるが、本年五月頃不義をしたことがあり、其際も見切つて帰らうかとも思つたが、信用にもかゝることではあるし、思ひ止まつた、など沁々と身の上を語つてゐる。

そして、キヌはキヌで青春の総てを捧げた男に対し、二人がこんな關係になつたことが、万一双方の家に知れたらどうして下さいます、と暗に同棲をでも求むるが如き質問を試みてゐる。

これに対し、忍が「もし発覚したらお前と二人どこかで家を持つ」と誓ったので、キヌは本当に自分を女房にしてくれる気であることを知って安心した、と述べてゐるが、忍は此の点公判廷における裁判長の訊問に対し、私からは、末は夫婦といふような、堅い約束を持出したことはありません、向ふからは、手紙でそんなようなことを云ってくれましたが、何時頃のことだったかお忘れしました、と陳述してゐる。果して、何れが真か偽かは別問題として、二人の間はかくして歩一步深められ、忍は此の頃より既に、紊乱した家庭を捨て、T Nキヌを得ることによって、新生面を拓かんことを決意してゐたものと見られる。

その日さりげなく帰宅した忍は、中一日をおいて二十一日午後、所用にかこつけて出松し、またもキヌを訪問したが、この日は丁度両親が在宅して居り、両親から勧められるまゝ、に同夜はT N方で一泊した、翌二十二日朝早くキヌの両親が相前後して動先に出たのを幸ひ、キヌと二人で将来のことゝも語り合つた。かうして、忍の決心はいよゝ／＼堅く、二人が家を持つか、或は郷里を捨て、遠く去るか、何れにしてもその費用の調達には少なからず苦慮してゐたものらしい。

次で、十月二日夜より同四日未明にかけて、世人を驚倒戦慄せしめた、あの強盗殺人放火の大罪を犯したのである。そして、ひそかにM E銀行T J町支店及S N貯蓄銀行より、合計三百二十円を引出して、時の至るを待つたが、黒焦げとなつてゐたヨネ婆さ

んの死体検視の結果、当局はこれを他殺と睨んで大捜査網を張り、日々の新聞紙は大活字をもつてこの奇怪な事件の成行から、当局の活動を報道した、め、謎の老婆殺し放火事件として当時寄ると触ると話題の中心をなした。O Sの家へも、駐在巡査が訪れて、忍の行動調査を行つてゐる。そんなことから、下手に女と逃走なども出来ず、ほとぼりのさめるのを待つてゐた。

これよりさき、犯行直後十月五日午後三時頃、何喰はぬ顔を装つて「外□□の伯母が死んだといふことを聞き知つたので悔みにでた」と称し、キヌ方に立寄り、その晩も同家で一泊してゐる。忍は其際用意周到にも、犯行暴露の予防線を張つて、キヌに対し、自分の宅に駐在巡査が来て、最近松江の方に出たことはないかと問ふたが、出たなどといへば勢ひ二人の關係がばれるので、上講武の方まで一寸行つたことはあるが、松江に出たことはないかと答へて置いた、と二人の關係に結びつけ、婉曲に口止め策を講じてゐる。キヌの供述によれば、忍は其後十日にも出松して、キヌと語つてゐるが、その頃は余程身辺の危険を感じてゐたことが、その物語のうちに現れてゐる。(未完)

●「松陽新報」昭和八年四月三日

何が故に忍は大罪を犯したか(以下追報)

一畑寺の講叟を最後に恋の幕を閉づ

忍の計画は無残に覆さる

その日(十月十日)キヌは忍に、この頃、どうも二人の關係が母が感づいてきたようで心配でなりません、と語つたのに対し、忍は「二人で逃げて、最後に二人で死なうではないか」とさへ言つてゐる。この一語こそは、犯した罪の發覚を恐れるのあまりに、出たものではあるまいか?しかし、キヌはこの「二人で死なうではないか」といつた忍の言葉を、私のことを死ぬほど思つてくれでゐるかと思ふと、嬉しく忍の言ふ通りにしてもいゝと覺悟を決めたが、口には出さなかつた、と言つてゐる。そして、「あまり毎度私の家で逢ふと、いよく親から怪しまれますので、次には十月十五日黒田の法眼寺で逢ふ約束をして、この日は別れました」とも言つてゐる。

この十五日の法眼寺における密会につき、キヌの自供はかうである。法眼寺は私が大變世話になつた伯父の墓がありますので、両親には墓參するといつて家を出ました。忍は私よりも先に行きて、法眼寺前の鍛冶屋で待つてゐてくれましたので、二人で墓參りし、墓地の石に腰掛けて二時間余りも将来のことについて語り合ひました。時間があまり経ちましたので、困つたものだと申しますと、忍はどうせかうなりや仕方がないから、これから一畑さんへでも參つて来ないかと申ますので、私も一畑さんは初めて、もあるし、忍が言ふように、どうせこんなことになつた上は、親

に知れても致方あるまいと決心し、午後一時四十分北松江発電車で一畑さんに參詣しました。一畑では高橋旅館の階下奥八畳の間で休みました(とこのとき旅館の女中を避けて二人が相抱き合ひながら将来を誓ひ、その場で演ぜられたエロの場面も語つてゐる)。

忍とキヌの關係を薄々感づいてゐたキヌの両親は、此の日キヌの帰宅を待ち、帰宅のあまりに遅いのを理由に、その日の行動について詰問した。キヌはついに包切れず、両親の前に一切を告白したのだつた。両親の怒りは心頭に徹し、妻子ある忍の仕打を憤慨するの余り、忍の実父に対しその間の事情を告げるし、物堅い忍の実父は、忍へ絶縁状をつきつけるなどのことがあり、二人の恋のいささつは、樂かつた一畑詣でを最後の名残りとして、幕をおろす運命となつてしまつた。

父母を捨て、も愛人の許に走らうと決心してゐた、キヌもそれ以來は嚴重な監視の下にあつては、いかんともしがたく、懊惱煩悶の日が続けたが、脱走はおろか手紙一本書く隙もなく、遂には総てを諦めて両親の意に従ふの余儀なきに至つた。そして、その後十月二十一日父の面前で、今迄のことは総てを諦めてくれ、自分が迷つてゐた、チヨノさんにも合はず顔がないよろしく断つてくれ、といふ意味の絶縁状を書かされ、これを忍の許に送つてゐる。

忍の妻チヨノは、二人の關係を知つて見ると、なるほどキヌが私方に来て滞在してから後、忍は何かと用事をつくつては、自転



車で松江方面に出てゐた、全く平素とは行動が違ってゐた、と語つてゐる。

かくして、忍の計画は無残に覆され、女故に三つの重罪まで犯して得た三百余円の逃走資金も、いまは全く無用のものとなつてしまつたので、札束は暮夜私かに海岸で焼捨てしまつたと自供してゐる。(終り)

●「松陽新報」昭和八年六月二四日

上告棄却され死刑愈よ確定す

外□□殺人強盗放火事件の

重大犯人OS忍

島根県八束郡□□村船大工OS忍(三七)は、昭和六年十二月二日夜、伯母に当る松江市外□□町字△の丁に居住してゐる、N Jヨネ方を訪れ借金を申込んだが拒絶されたところより、ヨネを殺害し現金十一円と預金通帳を強奪し、更に犯罪を隠すため同居室に放火し殺人強盗放火罪として捕はれ、松江地方裁判所及広島控訴院に於て共に死刑の宣告を受けたが、之を不服とし大審院に上告したので審理中のところ、二十三日上告棄却、死刑が確定した。

松江における陪審裁判

●「山陰新聞」昭和八年六月二四日

□□の老婆殺し

上告遂に棄却さる

八束郡□□村船大工職OS忍にかゝる、松江市外□□の強盗殺人放火事件は、松江地方裁判所に於ける陪審公判で死刑を宣告され、上告中の処、二十三日大審院に於て、上告棄却の判決が下され、茲に死刑が確定するに至つた。

●「松陽新報」昭和八年一〇月一七日

OS忍は死刑と確定

放火に刑を課せずと言渡し

十六日広島控訴院で

情婦と高飛するための金欲しさから、叔母に当る松江市外□□町△の丁N Jヨネさんを惨殺、貯金通帳を強奪した上、犯跡を蔽はんと同家に放火した、島根県八束郡□□村OS忍(三六)は、既に強盗殺人罪で死刑が確定してゐるのに、放火の点だけは自分が出たことではないと極力事実を否認したので、放火事件だけ分離となし、予て広島控訴院で鹿島裁判長係審理中であつたが、十六

九一一(三三九)

日有罪と認定、放火の点は刑を課せずとの判決言渡があった。要するに、死刑が確定してをり、それ以上の刑がないので、忍がどんなことを言つても、裁判長はこれ以上取上げないといふことになり、茲に愈々同人の死刑は確定した訳である。(広島電話)

●「山陰新聞」昭和九年二月三日

放火の上告棄却——遂に死刑確定す

□□老婆殺しの犯人

OS忍、二日大審院で言渡し

昭和六年十月二日、松江市外□□十二N丁ヨネ方に忍び入り、ヨネを殺害して金品その他を強奪した上、犯跡を晦ます為め、翌四日夜、同家に放火した、OS忍(三八)に対する強盜殺人並に放火事件は、殺人強盜の点に就ては、死刑を言渡され、昨年六月大審院で死刑確定し、放火の点に就ては、被告から上告中の為死刑執行が延ばされて居たが、二日午後大審院に於て、放火の点に關して上告棄却を言渡されたので、近く死刑が執行されることになった。

●「松陽新報」昭和九年二月三日

OS忍の死刑ちかく執行される

昭和六年十月二日、松江市外□□町一二N丁ヨネ方に忍入り、ヨネを殺害して金品其他を強奪した上、犯跡を晦ますため、翌々四日夜同家に放火した、OS忍(三八)に対する強盜殺人並に放火事件は、殺人強盜の点について死刑を言渡され、昨年六月大審院で死刑確定し、放火の点については、被告から上告中のため死刑執行が延ばされてゐたが、二日午後大審院に於て、放火の点に關する上告棄却を言渡されたので、近く死刑が執行されることになった。(東京電話)

六 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閱歴

松江における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「松江における陪審公判一覽表」の通りである。こゝでは、判検事の閱歴を『日本法曹界人物事典』(以下、「人物事典」という)、『司法大観』(法曹会・一九五七年七月)、『全国弁護士大観』(法曹公論社・一九七七年)により、弁護士については小村力三著『島根県人物印象記』(山陰新聞社・一九三八年一月)、島根県人名鑑刊行会編『島根県人名鑑』(山陰新報社・一九五三年一〇月)、市原成臣編『新日本人物大観 島根県』(人事調査通信社・一九五七年三月)、『昭和人名辞典』

第三卷（日本図書センター・一九八七年一〇月）、山陰中央新報社編『島根県歴史人物事典』（山陰中央新報社・一九九七年二月）により紹介しよう。

（注1）『日本法曹界人物事典』第1巻～第5巻（ゆまに書房・一九九五年）は、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年）、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九三二年）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九三九年）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年）が、収録されている。

（注2）『昭和人名辞典』第三巻「近畿・中国・四国・九州篇」（日本図書センター・一九八七年一〇月）は、谷サカヨ著『第十四版 大衆人事録』「近畿・中国・四国・九州」篇（帝国秘密探偵社・一九四三年九月）を底本とした複製本である。

## 1 裁判官

### ① 渡邊彦士

明治二二年七月二〇日生、岡山県浅口郡大島村、大正四年二月京都帝国大学法科大学卒業、大正四年三月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正五年一〇月長崎地方裁判所予備判事、大正六年二月長崎地方裁判所予備検事、大正六年七月長崎地方裁判所予備判

事、大正六年九月長崎地方裁判所判事、大正七年七月広島地方裁判所判事、大正一二年四月鳥取地方裁判所部長、大正一五年七月広島控訴院判事、昭和四年一月広島地方裁判所判事、昭和五年三月松江地方裁判所部長、昭和七年一〇月広島地方裁判所部長、昭和一〇年一月広島控訴院判事、昭和一一年七月広島控訴院部長、昭和一五年五月山形地方裁判所長、昭和一六年九月山口地方裁判所長、昭和二二年二月和歌山地方裁判所長、昭和二四年四月京都家庭裁判所長、昭和二七年一二月退職、昭和二七年一二月公証人（京都地方事務局所属）。（『人物事典』第1巻～第5巻、『司法大観』）

### ② 森西隆恒

明治二八年一〇月一八日生、山口県大島郡安下庄町、大正九年七月早稲田大学専門部卒業、大正一〇年九月判事検事登用第一回試験及第、大正一〇年一〇月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一二年八月広島地方裁判所予備判事、大正一二年一月松山地方裁判所宇和島支部判事、大正一五年三月呉区裁判所判事、大正一五年一二月松山区裁判所判事、昭和五年一月松江地方裁判所判事、昭和一〇年一月広島地方裁判所判事、昭和一〇年六月広島控訴院判事、昭和一三年三月広島地方裁判所判事、昭和一五年一二月広島控訴院判事、昭和二一年三月広島区裁判所監督判事、昭和二二年八月退官、昭和二二年一〇月弁護士登録（広島弁護士会所属）、昭和二四年五月弁護士登録取消、昭和二四年

五月米子区裁判所判事、昭和三年六月退職、昭和三年七月公証人(広島法務局所属)。(『人物事典』第2巻、第5巻、『司法大観』)

③小松辰郎

明治三五年一月二三日生、大阪府中河内郡大戸村、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試補・大分地方裁判所詰、昭和三年八月大阪地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月松江地方裁判所判事、昭和七年四月山口地方裁判所判事、昭和八年九月福知山区裁判所判事、昭和九年四月京都地方裁判所判事、昭和一八年二月弁護士登録(大阪弁護士会所属)、昭和三二年厚生委員会委員、昭和三七年交通事故委員会委員、昭和四〇年綱紀委員会委員、昭和四一年選挙管理委員会委員、昭和四二年懲戒委員会予備員、昭和四三年法律扶助委員会委員、昭和四四年紛議調停委員会委員、昭和四九年非弁活動取締委員会委員。(『人物事典』第4巻、『全国弁護士大観』)

④蓮沼重雄

明治二四年九月二日生、東京市芝区南佐久間町、大正一〇年三月京大法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・宇都宮地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一三年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一五年八月松山地方裁判所西条支部判事、昭和三年七月尾道区裁判所判事、昭和四年一二月松江区裁判所判事、昭和六年二月浜田区裁判所判事、昭和六年四月松

江区裁判所判事、昭和七年一〇月米子区裁判所判事、昭和一〇年七月宇和島区裁判所判事、昭和一一年五月西条区裁判所判事、昭和一六年八月今治区裁判所判事、昭和一九年三月西条区裁判所監督判事兼松山地方裁判所西条支部長、昭和二一年三月松山地方裁判所宇和島支部長、昭和二九年一〇月依願免本官、昭和二九年一〇月公証人(松山地方法務局所属)。(『人物事典』第2巻、第5巻、『司法大観』)

⑤岡崎誠一

明治一六年八月二日生、広島県高田郡長田村、明治三六年七月明治法律学校卒業、明治三八年七月法政大学法律科卒業、大正四年一二月判事検事登用第一回試験及第、大正四年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正七年四月東京地方裁判所予備判事、大正七年七月広島地方裁判所判事、大正一二年四月三次区裁判所判事、昭和二年一二月玉島区裁判所判事、昭和四年一二月舟木区裁判所判事、昭和六年七月松江地方裁判所判事、昭和八年六月倉吉区裁判所判事、昭和一二年二月今市区裁判所監督判事、昭和一四年三月浜田区裁判所監督判事。(『人物事典』第2巻、第5巻)

⑥横山正忠

明治三〇年五月一四日生、松山市西堀端町、大正一〇年七月中央大学法律科卒業、大正一〇年一二月高等試験行政科合格、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正一五年三月横浜地方裁判所予備判事、昭和

和二年九月岡山地方裁判所津山支部判事、昭和三年一〇月岡山区裁判所判事、昭和六年九月松江地方裁判所判事、昭和九年五月浜田区裁判所判事、昭和十二年九月山口地方裁判所判事、昭和十四年一〇月松江地方裁判所判事、昭和十六年八月岡山区裁判所兼岡山地方裁判所判事、昭和二十一年四月岡山地方裁判所判事、昭和二十二年一月広島高等裁判所判事、昭和二十六年一二月山口地方裁判所下関支部長兼山口家庭裁判所下関支部判事、昭和二十九年八月兼下関簡易裁判所判事。(『人物事典』第3巻、第5巻、『司法大観』)

#### ⑦ 佐伯顯二

明治二五年二月一日生、和歌山県那賀郡山崎村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正八年三月横浜地方裁判所予備判事、大正八年三月広島地方裁判所判事、大正一二年八月松江地方裁判所判事、大正一四年七月下関区裁判所判事、昭和三年七月岡山区地方裁判所判事、昭和五年八月広島地方裁判所判事、昭和六年四月広島控訴院判事、昭和七年一〇月松江地方裁判所部長、昭和九年二月広島控訴院判事、昭和十一年一〇月東京控訴院判事、昭和十三年二月広島控訴院部長、昭和十六年四月福井地方裁判所長、昭和十七年五月大審院判事、昭和二十一年一月東京高等裁判所判事、昭和二十七年九月依願退官、昭和二十七年一〇月公証人(東京法務局所屬)。(『人物事典』第1巻、第5巻、『司法大観』)

#### ⑧ 土田吾郎

松江における陪審裁判

明治三十三年三月一八日生、島根県美濃郡益田町、大正一四年七月京都帝国大学法律科卒業、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年一〇月山口地方裁判所予備判事、昭和四年六月山口区裁判所判事、昭和五年三月呉区裁判所判事、昭和七年一〇月松江区裁判所判事、昭和一〇年七月山口地方裁判所判事、昭和一二一年九月米子区裁判所判事、昭和一三年九月土浦区裁判所判事、昭和一五年一〇月長野地方裁判所判事、昭和一七年二月横浜地方裁判所判事、昭和二十一年四月山口地方裁判所判事、昭和二十六年一月広島地方裁判所判事、昭和二十六年八月広島高等裁判所判事、昭和二十七年二月依願退職、昭和二十七年二月公証人(山口地方法務局所屬)。(『人物事典』第3巻、第5巻、『司法大観』)

## 2 検察官

### ⑨ 鍋島清

明治一四年一二月一〇日生、香川県綾歌郡山内村、明治四〇年七月京都帝国大学法科大学卒業、明治四〇年八月司法官試補・東京地方裁判所詰、明治四二年四月仙台地方裁判所予備検事、大正元年九月札幌地方裁判所検事、大正三年三月釧路区裁判所検事、大正四年五月下関区裁判所検事、大正六年九月鳥取区裁判所検事、大正八年六月大洲区裁判所検事、大正八年八月八幡浜区裁判所検事、大正一一年四月今治区裁判所検事、大正一四年七月広島地方

裁判所検事、昭和二年五月浜田区裁判所検事、昭和六年七月宇和島区裁判所検事、昭和八年一月岩国区裁判所検事、昭和九年一月豊橋区裁判所検事、昭和十二年七月上野区裁判所検事。(「人物事典」第1巻、第5巻)

⑩山田倫正

明治一七年一月一日生、高松市御坊町、大正四年五月東京帝國大学法科大学卒業、大正四年八月弁護士名簿登録、大正八年七月山口地方裁判所検事、大正一一年八月米子区裁判所検事、大正一二年九月岡山地方裁判所検事、大正一五年二月玉島区裁判所検事、昭和四年九月松江地方裁判所検事、昭和七年一月浜田区裁判所検事、昭和一〇年一月津山区裁判所検事、昭和一一年一月宇和島区裁判所検事。(「人物事典」第2巻、第5巻)

⑪永尾晃人

明治一七年二月三日生、山口県豊浦郡黒井村、明治四四年六月東京帝国大学法科大学卒業、大正二年二月弁護士名簿登録、大正六年九月宇和島区裁判所検事、大正九年一月松江地方裁判所検事、大正一一年七月今市区裁判所検事、大正一三年一月三次区裁判所検事、大正一四年一月広島区裁判所検事、昭和二年三月鳥取地方裁判所検事、昭和三年七月岩国区裁判所検事、昭和七年一月松江地方裁判所検事、昭和一一年五月米子区裁判所検事、昭和一四年九月下妻区裁判所検事。(「人物事典」第2巻、第5巻)

3 弁護士

⑫大脇熊雄

従六位 弁護士 松江市母衣町一七五 電話五一、「閱歴」鳥取県正勝長男、明治一四年一月二日米子市に生まる、明治三七年日大卒業、明治三七年一月判検事登用試験合格、東京地方裁判所司法官試補、明治三九年任判事、大正四年退官、現地に開業す。趣味 読書・謡曲・碁・弓道、「家庭」妻すみ(明治一八) 鳥取県大西洋太郎姉 長男駿一郎(明治三九) 日大卒 同妻薫(明治四三) 田代亮妹松江女卒 二男英夫(明治四一) 東大法学部卒秋田地方裁判所検事 同妻國榮(大正元) 多額納税者尾原佐七二女大谷女卒・京都美術専門卒 三男正三(大正三) 法大卒 二女久子(大正九) 松江女卒 三女道子(大正一一) 同校卒 四女十四枝(大正一四) 同校卒 長女美喜子は本県北川家に嫁す「参照」尾原佐七(市農会長、呉服太物商)。(昭和人名辞典 第三巻)

●「大脇熊雄氏と政党嫌ひ」(鳥根県人物印象記)

記者「雲電対広電撃争事件で、莫大な成功報酬がはいるさうですな」

大脇「よく世間さまでは、そんなことを仰有るのですが、十万円だ、五万円だ……そんなに、はいるもんじゃないです」記者「だって、会社側の請求価格は、相当に大きなやうですが」大脇「金額は二百八十五万円といつても、それは太田川発電所の建設費ですから、建物、設備品を返還して貰へばそれまでの

こと、電力代の請求は五、六十万円にすぎません」

記者「相手方の弁護士は、何人ですか」

大脇「藤田若水君、桑山鐵男の両君ですよ」

記者「藤田氏は民政党の代議士、桑山氏は政友系の勅撰議員。あなたも代議士に立候補なさってはいませんか」

大脇「桑山氏は名川侃市君が政務官になったので、その代りに担任してをるわけですね」

記者「政、民どっちの政党内、好意をもってゐらっしゃるのですか」

大脇「僕は不偏不党です。しかし、あとにもさきにも一回応援演説に出かけた」

記者「どこへですか」

大脇「この前、櫻内さんが危いといふので能義郡へヒッパリ出されたのです」

記者「民政党がお好きですね」

大脇「そんなわけじゃない。演説といふのが『僕は政党嫌ひだ、しかしだ、西の島田、東の櫻内は郷党から押し立てなければならぬ大人物だ』といった調子ですからな」

お稼業に似合はないほど話振りが鷹揚だ。『大名華族さま』のやうですよ。

●「大脇弁護士の弓道」(島根県人物印象記)

物の本に、弓を射るの目的は、中るべくして放てる矢を、的に

松江における陪審裁判

中つるにあり」

一 姿勢を作り心力を整ふるは、射の大本なり。

二 謙遜にして、堅忍不拔なるは、上達の捷徑なり。

三 射は、中てんことをのみ希ふべからず。

四 驕慢の心は、最も誠めざるべからず。

と修業上の心得が記載してあつた。こんな些やかな予備知識を抱いて、母衣町の大脇先生のお邸を訪れて見る。青葉を渡る爽風が、県立高女の構内から、朝礼のベルを伝へてくる。垣根越しに覗くと、広いお庭の一隅に陣取つて、大脇先生は、今しも朝の勤行「弓矢」の業に励んで、汗ばんでゐらっしゃる。

記者「先生ッ、片肌脱きですが、蒲鉾屋のおやじさんのやうな恰好ぢやございませんか」、劈頭から盲滅法な無躰けをふり撒くと、

大脇「君ッ、弓はみんなこれだよ」、厳丈な胸郭や鉄腕を撫して昂然と仰有る。

大脇「写真を撮るのかね、ぢや服装を改めようか」、武士道鼓吹の桃中軒雲右衛門みたいに紋服、礼袴を着け、咲き残りの躑躅(つじ)の前に端然と威儀を整へ、どっしりと足を八方に踏みしめて、

大脇「弓射は、心気の運行に連れて、身体の縦軸と横軸との活動を促し、弓の弾力を利用して矢を発し、的の正鵠に命中させる技だからね、この所作の進行を分けて、七つの規矩がある

九一七(三三五)

わけだ。それを足踏、胴造、弓構、打起、引取、会、離と云ふのだが、なか／＼精神力の鍛錬にはよいものだよ、さ一つ実演だ」、弦を離れた矢羽根がビューと風を切って走っていく、澄みきった朝の爽気が弦の音に冴え返る。

記者「先生のお手並みでは、百発百中のございませうね」

大脇「それがな、なか／＼どうもね、藁巻に向って射る時は大丈夫適する。ところが向きをかへて、的絵に向ったときにはなか／＼、……つまり、円環に囚はれるわけだね——」

記者「虚心坦懐だったら、そんなことはないはずですが」

大脇「理屈はさうなんだが、あの的絵を睨む——その瞬間すでに、的てねばならぬといふ觀念が潜在的に心の中に湧いてきてをるのだらうね。そこに精神修養上の大きな啓示が顕現してをりやしないかね」

傍から奥さまが「主人は、弓をやり出してからは、朝起きする癖がつきましてね」と嬉し相な介添へ口。ご帰省中の若奥様も、お坊ちゃんを抱っこして、弓のお話に魅入ってゐらっしゃる。なごやかなお家庭風景だ。

### ⑬草光義質（よしもと）

県会議員・大政翼賛会県支部参与・松江商工学校主事・松江中学講師・松江弁護士会長 弁護士 松江市母衣町一四六 電話一二三三、「閲歴」本県万平長男、明治二十一年三月二〇日飯石郡に生る、大正四年東大英法科卒業、大阪・広島各地方検事局歴勤、大

正一〇年開業、昭和一七年四月県議当選す。宗教 曹洞宗、趣味 弓、「家庭」妻利子（明治三二）本県中西慶太郎長女 長女靖子（大正一〇）松江高女卒業 二女治子（昭和五）三女昌子（昭和九）。〔昭和人名辞典〕第三卷

### ●草光義質（鳥根県人名鑑）

弁護士、鳥根県弁護士会長、松江商工高等学校校長、ロータリークラブ会員 明治二十一年三月二〇日仁多郡阿井村万平の長男に生れ、大正四年東大法学部英法律科を卒業、五年司法官試補、大正六年検事となり、大阪地方検事局、広島地方検事局に勤務、大正九年三月退官して弁護士を開業、昭和七年四月松江弁護士会副会長、昭和八年四月から昭和十三年三月まで同会長に継統就任、昭和二十七年四月鳥根県弁護士会長に選任された。この間昭和二十二年九月から現在まで裁判所調停委員、治安維持法による指定弁護士、家事審判所委員会委員、家裁委員等に就任、又昭和十三年九月から昭和十九年三月まで県立松江中学講師、昭和二十一年三月から松江商工高校校長に就任している。〔家庭〕妻利子（明治三二）九・三〇生、飯石郡米島村中西公の姉、松江高女卒、長女靖子（大正一一・一七生、東京自由学園卒）、二女治子（昭和五・一一・二四生、東京女子大学在学）、三女昌子（昭和九・一一・二四生）、二男康夫（昭和一一・一二・二九生、姉まつのは三井信託大阪南支店次長草光希一の母、弟信成は洋画家、妹英子は大原郡加茂町医師永瀬尚弘の母、弟青戸靜は前鳥根県林務課長、同草光恭は札幌市北海道バ



ター(株)の技師長、同草光繁は島大常任講師、島根農大講師である。「住所」松江市母衣町一二七「電話」松江二九四五。(『新日本人物大観』三八四頁参照、『島根県歴史人物事典』二二二頁参照)

●「草光義質氏と佐々翁の横顔」(『島根県人物印象記』)

草光義質氏のお宅の二階を「克堂の間」という。鴨居にかけた額が佐々克堂翁の「樹陰説道書」といふ雄健な横書き。

記者「佐々さんとはどんな縁故ですか」

草光「これは亡父が国権党の同志として深交があったものですから……」とのご返答。

部屋の北壁に立てすけた金縁額入りの若槻男爵の大きな肖像画。血色のよい画像の克堂閣下は、こゝへ通された客人を一人、一人見据へてゐらっしゃるやうだ。

だが、階下の応接間は、なごやかな洋室風。窓際の華やかな花瓶には、草花が繚乱と咲いてをる。硝子張りの書棚では「世界文学全集」が豊かに微笑む。壁といふ壁には令弟信成氏の丹青になった風景画が明るく朗かだ。法律家草光さんは芸術趣味家だ。

よく噂にのぼる草光さんの政界出馬説。やっぱり、お二階の横額や肖像画のせいじゃあるまいか！

●「趣味の無いのが趣味の草光さん」(『島根県人物印象記』)

草光義質氏と数年振りにお会ひする。しかも、浜田から帰りがけの汽車中とは偶然だ。

草光「往きには太田駅まで、前県会議員のNさんと一緒にでしたが、

松江における陪審裁判

面白い話で賑はりましたよ。Nさんは大の芝居好きで、いつもハンカチを六、七枚用意して劇場へ行かれるそうです。そして思ひきつて泣く。泣いて泣いて涙でもって、これほどのハンカチが、みんなビッシヨリ濡れてしまふさうですわね」……(中略)……

記者「すると、Nさんの観劇趣味は一種の手段ですね。しかし、あなたにも何か豊富な趣味がございませう——御令弟さんが芸術家でゐらっしゃいますから」

草光「なんにも持ち合せませんな。同じ血肉を分けた兄弟でも、趣味嗜好が全く相違してゐますね」

ご職掌柄、他人の逸話はよくご弁じなさる。だが、ご自身を対談の被告席に曝すようなことはなさらない、慎み深い草光さんだ。

記者「碁の方はいかがですか」

草光「やりませんな」

記者「将棋はおさしになりますか」

草光「それはどうも……」

記者「謡曲は健康保持上いい、そうですね」

草光「どうも、その方も」

記者「ええと、粹な長唄」

草光「なんにもできませんな。起きて仕事して、寝る——こんなことを繰り返してをるにすぎませんな」、「なんでもよく食べますよ」

九一九(三三七)

揮かつぎのお相撲さんみたいなことを仰有る——無芸大食だなんて。

記者「無い／＼尽くしでは、こつちが商売になりませんが。スポーツのご経験でも」

草光「広島島の検事局に勤めてをる頃と、こちらへ帰ってきた当時は、テニスをやって居ました。しかし、役所勤めと違つて、私らには時間に余裕があるようで、実は余裕がないものですか、これも廢しました。ときたま弓をやっております」

記者「ほかに何か奇抜な強壯法は、ご勵行になつてゐませんか」  
草光「さうですね。これといったようなことも……毎朝ラヂオ体操に精出してをりますよ。それを終つてから、朝の修養講話を欠がさず聴くことにしてゐます。沈香も焚かず式の平凡ですね」

香氣も、味もない砂を噛むやうなご日常ぶり。だが、砂金はこんな河床に埋まつてをるさうな。草光さんのが砂金型の趣味生活とでもいふのでせうね。

⑭和田珍頼(よしのり)

大政翼賛会県支部理事・同常務委員・山陰道産業(株)取締役 弁護士 松江市母衣町 電話八八四、「閱歴」本県延之助長男、明治三〇年八月一二日生る、大正一〇年弁護士試験合格、本県勤務後大正一二年現地に開業す、昭和一五年翼賛会県支部常務委員に就任、曩に県参事会員、市弁護士会副会長たり。宗教 仏

教、趣味 読書・和歌・書画、「家庭」妻ハヤ(明治三五) 本県松尾馬太郎三女家政女卒、長男哲郎(大正二二) 県立大社中卒、二男英郎(大正二四) 松江中卒、三男光郎(昭和九)。(『昭和人名辞典』第三卷)

●和田珍頼(鳥根県人名鑑)

弁護士、山陰酸素工業(株)・山陰工材(株)各取締役、八束郡生馬村出身 明治三〇年八月一二日生れ。鳥根県給仕、雇員、県属を経て弁護士となつた。戦前いわゆる翼賛選挙まで鳥根県議に就任した。ついで松江市連合壮年団長や翼賛会県支部常任委員を委嘱され、さらに県翼壯副団長となつた。戦後山陰酸素工業を設立して六年間経営、今は第一線を退いた。数年前から松江周辺に埋蔵された亜炭の高級燃料化に着手して現にその起業化に努力している(松江母衣町、電話 松江二二八四)。(『新日本人物大観』四八一頁参照)

●「和田珍頼氏と今様勝頼さま」(鳥根県人物印象記)

ある日の裁判所は、選挙違反事件の公判で、刑事法廷は傍聴人席まで鈴なりの大盛況。弁護士控所の方へソソ／＼出かけてみると、和田弁護士の姿が見える。

記者「今日の事件には、ご関係ありませんか」

和田「僕のは午後でしてね、午前中は別の用件がありまして」  
記者「大体、選挙違反事件は内容が単純でして、弁護の余地がありますまいね。まあ、情状酌量論の程度でして」

和田「さう、一概には言へませんよ」

時を得顔に振舞ふ檢察官に、正論道義を楯の両面として健闘する和田さんは、案外に親しみ深いですよ。

記者「青山さんを、どうでも青天白日の身の上にしようといふ意気込みですか」

和田「その積りですがね。大審院がどんな判決を下しますかな」記者「でも、一審ごとに、あなたのご主張に接近してきますね」

和田「警察、裁判所、控訴院と、三箇所ともに解釈が変わつてをりますからな。現在では『教唆』といふ一点で有罪になつてをるのですがね」

記者「青山さんの平素の豪然たる氣風が崇つたのぢやないでしようかね」

和田「とにかく、お気の毒ですよ」  
法律、法令がご稼業だけに、谷川の水のやうな冷徹人種かと思つたのに。情熱家ですな——和田さんは。

記者「お名前が妙ですね。まるで坊主みたいな」

和田「これで、神主さんに附けて貰つたさうですよ」  
記者「眼科専門の医学博士に、前田珍男子といふのがありますね。

あなたのはどう読むのですか」  
和田「大脇先生は『弁護士商売には縁起が悪い。タマニタノム——といふ名前なんか』と戯談を仰有つたのですがね。本当

はね、ッよしのり”ですよ」

松江における陪審裁判

洒脱なお口のき、ようだ。色白の優男。誰か、八重垣姫に惚れられた勝頼様みたいな——と云ひましたな。だが、細身でも、性骨はギリ／＼硬いよ。和田さんはねッ！

#### ⑮大崎林吉

大崎は、陪審裁判の弁護士ではないが、『法曹公論』（第三五卷第九号、陪審法施行三周年・新民訴訟法実施一周年記念号、一九三二年一月）に収録された「陪審法と新民訴に対する法曹の声」に、感想を寄稿しているので紹介しよう。大崎は、京都府の出身で、事務所は那賀郡浜田町の弁護士である。

「刑事訴訟法第三三六条（注、事実認定）及第三六二条（注、無罪の言渡）の適用に当りては、専門の司法官に在りても、公明正確を期し難き憾みあるに、素人にして是等規定の精神を十分に理解せず又理解はなし得るとも、其に適應する理論的思惟の完全を期待すること能はざる結果、折角發達せる前叙法規等の適用上の退歩を来すなきを憂ふ。又費用負担の点に於て、法の普遍化を妨げらるゝなきか。」

#### ⑯桐谷圓藏

桐谷も、陪審裁判の弁護士ではないが、『法曹公論』（第三五卷第九号、陪審法施行三周年・新民訴訟法実施一周年記念号、一九三二年一月）に収録された「陪審法と新民訴に対する法曹の声」に、感想を寄稿しているので紹介しよう。桐谷は、鳥取県の出身で、事務所は松江市母衣町の弁護士である。

「陪審の請求者至つて少し、蓋し左の理由を其主因とす。費用の多きこと、依て之を制限するの要あり。陪審員の信用少きこと、依て其資格の制限を置き、信用を高むるの要あり。控訴を許さること、依て之が救済の途を講ずること。大体に於て、陪審其ものは加廢するに及ばず、改良を要す。」

## 六 おわりに

1 広島控訴院管内における陪審公判で、陪審員の答申が採択されずに更新され再陪審となつた事件は、昭和六年一月七日判決鳥取地方裁判所放火被告事件および昭和七年七月七日判決松江地方裁判所尊属殺人被告事件の二件である。

松江の事件は、本稿に収録した資料から見ると、通常裁判であれば、少なくとも「尊属傷害致死」が認定されると思われれる事件である。しかし、当初の陪審公判(③事件)では「主問 尊属殺人」、「補問 尊属傷害致死」の何れに対しても「然らず」の答申があり、更新後の再陪審(④事件)では、「主問 尊属殺人」には「然らず」、「補問 尊属傷害致死」に「然り」の答申が出され「尊属傷害致死」が認定された。

陪審公判の答申を採用せず、更新することに対しては批判があるが、当時としては、実体的真実発見を職務とする裁判所の職責から、また更新に関する規定がある限り、本件の様な事実関係では無罪判決はできず、更新して再陪審するのは已むを得なかつたのであろう。

なお、広島控訴院管内では、「尊属傷害致死」が「傷害」に縮小認定された事例として、昭和四年二月二六日判決山口地方裁判所尊属傷害致死被告事件がある。これも、通常裁判なら「尊属傷害致死」が認定された事件である。

これらは、被害者である父親が、日頃から飲酒に耽り無理無体の行為を繰り返し、その息子がある時父親の言動に対して、かつとなつて暴行をした点で共通しており、加害者である息子の方がむしろ同情された事件である。

2 陪審公判で死刑判決があつたのは、昭和四年(福島地裁・尊属殺人一件、昭和六年(長崎地裁・強盗殺人一件二名)、昭和八年(松江地裁・強盗殺人一件)、昭和一〇年(岐阜地裁・強盗殺人一件)に各一件、合計四件(五名)である。この間、通常公判では、一年間に死刑判決は二〇件から三七件はあつた(森長英三郎「死刑雑感(上)」(下)・『法律新聞』昭和十一年一〇月二三日・一八日)。

松江地裁の⑤強盗殺人及放火被告事件(昭和八年三月三二日判決は、高齢の義理の伯母に対し、借金を申し込んだが、断られて同人を殺害し、現金・預金通帳を奪い、翌日、預金三三〇円の払戻しを受け、翌々日、失火して焼死したように見せかけるため、その家屋に放火して、同家屋を焼燬して死体を損壊した事件である。現在では、死刑は重すぎると思われるが、犯行の動機は愛人との逃走資金を得る目的であり、暗中模索の捜査を続けていた松江署

に預金通帳を愚弄の手紙と共に送ったり、徹底的に否認したのが、影響したのであらうか。

最後に、松江地方裁判所総務課、松江地方検察庁記録係の皆さんには、多忙な業務の中、私達の要望に対応していただき、感謝する次第である。

(注) 本稿は、増田が以下の資料を編集したものである。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、文責はすべて増田が負うものである。資料の調査、ファイルの作成は、次の通り加藤、紺谷、矢野、居石の協力によるものである。

新聞報道の収集は、増田が中心となり、加藤、居石および同由樹子夫人の協同のもとに、島根大学で行った。山陰新聞のファイル作成は、紺谷が行ない、松陽新報は、居石の卒業論文指導学生木下君がファイル作成をした。同君は、読みにくい旧漢字についても常用漢字によく翻刻しており、また旧仮名遣いもその通り打込んでおり、その努力に感謝するものである。増田は、それらを校正して編集に用いた。

陪審公判始末簿の調査は、矢野が閲覧謄写申請を行い、増田がデジタルカメラで撮影して、「三 陪審公判始末簿」を編集した。

刑事判決書の調査は、増田が閲覧謄写申請を行い、増田、紺谷、矢野、居石が協同で調査をし、紺谷がデジタルカメラで撮影した。刑事判決書のファイル作成は、増田が行った。

「一 松江における陪審公判一覧表」は、増田が作成した。また、「六 陪審公判を担当した判検事・弁護士の間歴」は、増田が資料を収集し、ファイルを作成した。

松江における陪審裁判